

公の施設の管理運営状況に関する報告書

【平成22年度版】



平成22年11月

茅ヶ崎市

目 次

I	指定管理者を導入した施設の管理運営状況	
◎	シートの見方	2
1	茅ヶ崎市営体育施設	4
2	茅ヶ崎市体育館	8
3	茅ヶ崎市総合体育館	10
4	茅ヶ崎市屋内温水プール	12
5	茅ヶ崎市自転車駐車場	14
6	茅ヶ崎市駐車場	18
7	茅ヶ崎市民文化会館	22
8	茅ヶ崎市美術館	24
9	地域集会施設	
9-1	浜須賀会館	26
9-2	海岸地区コミュニティセンター	28
9-3	小和田地区コミュニティセンター	30
9-4	小出地区コミュニティセンター	32
9-5	コミュニティセンター湘南	34
9-6	茅ヶ崎地区コミュニティセンター	36
9-7	南湖会館	38
9-8	鶴嶺東コミュニティセンター	40
10	茅ヶ崎市民活動サポートセンター	42
11	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）	44
12	子どもの家	
12-1	子どもの家銀河（ぎんが）	46
12-2	子どもの家わいわいハウス	48
12-3	子どもの家わくわくらんど	50
12-4	子どもの家茅っ子（かやっこ）	52
12-5	子どもの家さんぼみち	54
13	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	56
14	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	60
15	児童クラブ	
15-1	茅ヶ崎市今宿児童クラブ	64
15-2	茅ヶ崎市梅田児童クラブ	66

15-3	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ	68
15-4	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ	70
15-5	茅ヶ崎市小出児童クラブ	72
15-6	茅ヶ崎市小和田児童クラブ	74
15-7	茅ヶ崎市松浪児童クラブ	76
15-8	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ	78
15-9	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ	80
15-10	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ	82
15-11	茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ	84
15-12	茅ヶ崎市香川児童クラブ	86
15-13	茅ヶ崎市柳島児童クラブ	88
15-14	茅ヶ崎市円蔵児童クラブ	90
16	茅ヶ崎市福社会館	92
17	老人憩の家	
17-1	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）	94
17-2	茅ヶ崎市老人憩の家（浜須賀会館）	96
17-3	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）	98
18	茅ヶ崎市老人福祉センター	100
19	ケアセンター	
19-1	茅ヶ崎市松林ケアセンター	102
19-2	茅ヶ崎市元町ケアセンター	104
19-3	茅ヶ崎市萩園ケアセンター	106
20	茅ヶ崎市勤労市民会館	108

II 直営施設の管理運営状況

◎	シートの見方	112
1	茅ヶ崎市斎場	114
2	茅ヶ崎市コミュニティホール	116
3	茅ヶ崎市農業ふれあい広場	118
4	茅ヶ崎市開高健記念館	120
5	茅ヶ崎市民ギャラリー	122
6	茅ヶ崎市女性センター	124
7	保育園	
7-1	茅ヶ崎市立小和田保育園	126

7-2	茅ヶ崎市立浜見平保育園	128
7-3	茅ヶ崎市立鶴が台保育園	130
7-4	茅ヶ崎市立香川保育園	132
7-5	茅ヶ崎市立浜須賀保育園	134
7-6	茅ヶ崎市立室田保育園	136
8	市営プール	
8-1	茅ヶ崎市営中海岸水泳プール	138
8-2	茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール	140
8-3	茅ヶ崎市営殿山水泳プール	142
9	茅ヶ崎市氷室椿庭園	144
10	茅ヶ崎市営住宅	146
11	公民館	
11-1	茅ヶ崎市立小和田公民館	150
11-2	茅ヶ崎市立鶴嶺公民館	152
11-3	茅ヶ崎市立松林公民館	154
11-4	茅ヶ崎市立南湖公民館	156
11-5	茅ヶ崎市立香川公民館	158
12	文化資料館	
12-1	茅ヶ崎市文化資料館	160
12-2	茅ヶ崎市民俗資料館（旧三橋家住宅）	162
12-3	茅ヶ崎市民俗資料館（旧和田家住宅）	164
13	青少年会館	
13-1	茅ヶ崎市青少年会館	166
13-2	茅ヶ崎市海岸青少年会館	168
14	図書館	
14-1	茅ヶ崎市立図書館	170
14-2	茅ヶ崎市立図書館香川分館	172

I 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

シートの見方

【施設番号 11】

当該施設の概要について記載しています。なお、自転車駐車場等のように、シート上は1施設で表記しているが、実際の施設は複数ある場合には、個別の施設ごとの概要を別表にてとりまとめました。

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1-4-50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団（平成19年度は財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

当該施設の指定管理業務の履行状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年4回の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

当該施設のサービス提供の状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

2 サービス提供の状況

指定管理者の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、昨年度に引き続き自主事業を行い、夏の「おやこ茶道教室」のほか、冬には美術館の展示会に合わせ、前衛美術と茶道のコラボレーション企画としてのお茶会を開催し、参加者から高い評価を得た。そのほか、庭園の植栽管理や、利用者より要望の多かった書院水屋への空調設置などを行い、サービス・施設の質の向上に努めている。

当該施設の利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移を、19年度から21年度までの3カ年について、右ページの資料に基づき記載しています。あわせて、推移の要因について、市の所管課のコメントを記載しました。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】

利用者数は、指定管理者導入以来、初の減少に転じた。これは、利用者の高齢化が進み、定期的に利用していた団体の解散があったり、利用回数が減少したものの為と考えられる。

【管理運営コスト】

人件費は前年と変更はないが、前年は管理費に計上していた福利厚生費等を人件費に移したため増額となっている。管理費は前年に作成したHPやパンフレットの委託料が不要となったため減額となり、事業費は自主事業の規模の拡大や新たに利用者の傷害保険へ加入したため増額となっている。

【使用料】

使用料収入は、利用者の減少に伴い、前年に比べ約40万の減少となった。

当該施設の今後の業務改善に向けた考え方について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者数が減少に転じたことを踏まえ、今後は減少原因となった利用者の高齢化に対応していく必要がある。22年度には再び利用者アンケートを行うため、利用者の声に基づきながら、施設を高齢者にも使いやすい形で修繕していくほか、多様な自主事業の開催など、更なる施設の周知を行い、新規利用者の拡大を図るよう指導していく。

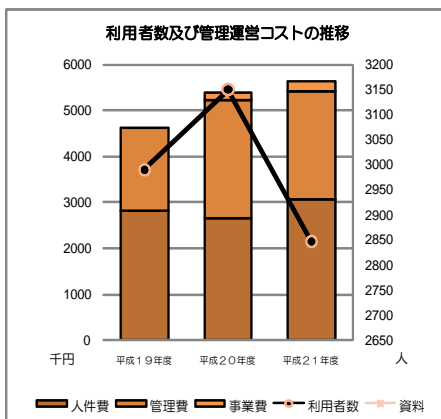
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	2,991	3,150	2,848

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,815,821	2,669,911	3,074,704
管理費	1,806,239	2,557,775	2,361,572
事業費	-	161,559	203,911
合計	4,622,060	5,389,245	5,640,187



当該施設の利用者数、管理運営コストを、平成19年度から平成21年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。(管理運営コストについては、民設の場合は市が支出したコストを、指定管理者制度の場合は指定管理者が支出したコストを掲載しました。)
また、それらの推移をグラフにて示しました。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	2,132,000	2,417,700	2,028,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	833	943	1,268

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

当該施設の使用料収入及び利用者一人あたりのコストを、平成19年度から平成21年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	5	1.68

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

当該施設に配属されている職員等及び臨時職員等が、常勤換算後、職員等の何人分に相当するのかを記載しました。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
書院・次の間・水屋	51.79	57.79	57.65
茶室・水屋	11.85	11.04	10.10

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

当該施設の会議室等の稼働率を、平成19年度から平成21年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。なお、茅ヶ崎市心身障害児通園施設、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム及び茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

【施設番号 1】

施設名	茅ヶ崎市営体育施設		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	別表1参照	設置年月日	別表1参照	
休館日	別表1参照			
開館時間	別表1参照			
建物規模	敷地面積	別表1参照	延べ床面積	別表1参照
	会議室等の内容	別表1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	別表1参照	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表1参照			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。平成21年度内には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間4回以上の定期的な情報交換および意見交換の他に、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。また、職員研修も充分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎公園野球場のグラウンドコンディションを維持するために、平成20年度に引き続き野球のオフ・シーズンにあたる1月に施設を休場し、大規模なメンテナンス整備を行った。この整備は、委託業者を使用せずに指定管理者職員の手により行うことによりコストと効率の両側面から大きな効果が得られた。相模川河畔スポーツ公園のトイレ整備の一環として簡易トイレの入替や堤スポーツ広場における日よけの設置など、平成20年度に行ったアンケート調査をもとに、要望の多かった事案について検証、対策を行った。また、同じくアンケート調査で指摘の多かった芹沢スポーツ広場テニスコートについて、改善に関する提案・助言が積極的であった。その他、茅ヶ崎公園野球場外野芝生の補植や堤スポーツ広場多目的球技場のラインペイントなど、年間通して利用者が快適に利用できる工夫を施設に施した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 茅ヶ崎公園野球場は、平成19年度1月、2月開場を実施（通常は内野グラウンド養生メンテナンスのため閉場、使用不可）。相模川河畔スポーツ公園庭球場は、19年度コート掘り返し整備のため使用不可（4週間）。堤スポーツ広場は、20年4月29日より運用開始。これらのことが利用者数に影響を及ぼしている。20年度については、雨天等によるコンディション不良時が多かったため利用件数が減少しており、利用者数に影響している。平成21年度も同じようなコンディションで同傾向が継続されたが、茅ヶ崎公園野球場の冬季閉場期間を1ヶ月短縮した結果、全体としては増加した。

【管理運営コスト】 平成21年度は、管理体系等について大きな変化はなかったが、荒天によるコート、グラウンド整備のための勤務時間増加による人件費の増加があり、管理費においては、節約、節減による光熱水料費の減少があった。他に、施設改善に関して業者委託等は極力避けて指定管理者職員で対応するなどの委託費の節減に努め、管理費の減少の一因となっている。

【使用料】 茅ヶ崎公園会議室のフラグランス等多目的利用及び堤多目的球技場利用が浸透してきた結果、微増傾向がみられる。また、茅ヶ崎公園野球場の冬季閉場期間を前年度の2ヶ月間から1ヶ月間に短縮して実施した影響もあり、使用料が微増した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成22年度以降は、スポーツ教室事業も指定管理業務に加わり、より施設の利便性を向上させる管理運営を目指す。新規事業をはじめとして、さまざまな情報発信を充実させるためにホームページ内容の充実等が図られるよう指導する。また、従来からの「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元も図られるよう指導していく。

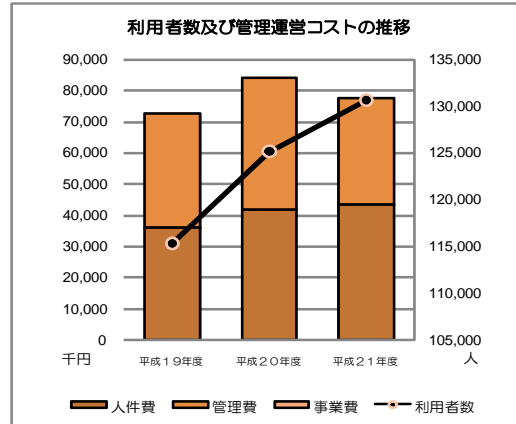
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	115,350	125,171	130,590

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	36,176,569	41,911,206	43,374,122
管理費	36,714,334	42,335,652	34,405,414
事業費	—	—	—
合計	72,890,903	84,246,858	77,779,536



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	12,417,515	16,659,680	17,159,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	524	540	464

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	19	14.82

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市公園野球場	52.69	54.69	59.76
茅ヶ崎市公園庭球場	99.59	100.00	100.00
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	28.74	21.38	23.35
相模川河畔スポーツ公園庭球場	97.53	95.10	95.43
芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	51.00	52.38	54.12
芹沢スポーツ広場庭球場	94.72	83.50	81.78
堤スポーツ広場多目的球技場	—	31.93	39.59
堤スポーツ広場庭球場	—	98.32	96.55

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。

別表1 茅ヶ崎市営体育施設の概要

施設名	茅ヶ崎公園野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	平成9年4月1日（改修）	所在地	中海岸3-3-11	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	茅ヶ崎公園野球場(野球場に限る。)	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②5月から8月までの火曜日から木曜日まで：午前5時30分から午後5時15分まで。 ③①及び②に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
	茅ヶ崎公園野球場(会議室に限る。)及び茅ヶ崎公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	26,422 m ²	会議室等の内容	更衣室・本部室・役員室・記者室・身障者客室・会議室
	延べ床面積	3,148 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成9年4月1日改修整備。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和44年6月1日	所在地	中島1475-2	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	午前8時30分から午後5時15分まで。		
	相模川河畔スポーツ公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	24,000 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	- m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和44年6月1日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和57年7月23日	所在地	芹沢430-3	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。			
建物規模	敷地面積	14,479 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	- m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年7月23日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	堤スポーツ広場多目的競技場・庭球場	施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため		
設置年月日	平成20年4月29日	所在地	堤1316
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。		
開館時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	7,200 m ²	会議室等の 内容
	延べ床面積	- m ²	
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社	指定管理者制度導入年度	平成20年度
施設の沿革	平成20年4月29日開場。平成20年度から指定管理者制度導入。		

【施設番号 2】

施設名	茅ヶ崎市体育館		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	十間坂3-6-5	設置年月日	昭和41年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後9時15分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,942 m ²	延べ床面積	2,338 m ²
	会議室等の内容	競技場・柔剣道場・多目的室・卓球練習場		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1~H22.3.31	
施設の沿革	昭和41年4月1日開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。平成21年度内には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間4回以上の定期的な情報交換および意見交換の他に、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。また、総合体育館に体育館管理事務所長として責任者を置き、茅ヶ崎市体育館は、高齢者雇用促進の趣旨にも伴い、嘱託職員を中心に配置して効率のよい管理体制で業務が行われている。さらに、職員研修も充分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

夜間の利用料金受付に関して、条例改正等必要な処理、準備について提案、助言があり、平成22年度実施に向けた協議、連携をとり、人件費等に影響がなきよう配慮されながら利便性の向上が図られる努力が認められる。また、ロビーチェア等の設備・備品についての補充・改善を指定管理者が行い、利用しやすい環境づくりに努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】平成20年1月～4月は、施設耐震工事だったため、平成19、20年度は利用者数減少傾向にあったが、平成21年度はリニューアル後初めての年間フル稼働もあり、利用者数は増加となっている。特に、平成20年度個人利用の増加に引き続き、空調が整備されていることの効果が利用者に浸透し、卓球練習場の利用者が伸びている。同じく、施設リニューアル後の柔剣道場及び多目的室における平成20年度の著しい稼働率の上昇に引き続き、空調完備、鏡増設など設備が整った多目的室利用希望者増加にともない、柔剣道場の利用も増加している。

【管理運営コスト】平成20年度4月期の工事期間及び、諸設備の保守期間の差が生じて平成21年度の管理費が増加した。

【使用料】利用者数が増加している分、使用料も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度の業務改善に向けたアンケート調査を指定管理者が行ったので、得られた意見を参考に改善できるところは改善を行う。特に、施設、設備等ハード面についての改善要望が目立つので検討していき、ソフト面では、夜間の利用料金受付を展開して利便性を拡大する。また、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元が図られるよう指導する。

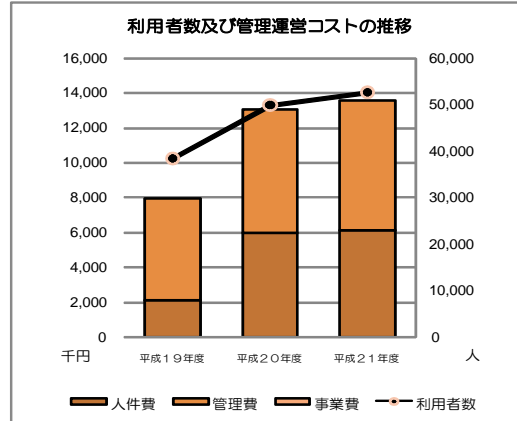
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	38,411	49,905	52,554

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,155,145	5,995,970	6,131,528
管理費	5,811,797	7,048,527	7,450,459
事業費	—	—	—
合計	7,966,942	13,044,497	13,581,987



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	2,044,810	3,347,140	3,611,360

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	154	194	190

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	3.45

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
茅ヶ崎市体育館 競技場	94.96	94.30	94.96
茅ヶ崎市体育館 柔剣道場	68.38	77.91	85.09
茅ヶ崎市体育館 多目的室	79.67	92.53	94.93

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3】

施設名	茅ヶ崎市総合体育館	施設所管課	スポーツ健康課	
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	茅ヶ崎1-9-63	設置年月日	平成元年5月9日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後9時15分までとする。			
建物規模	敷地面積	10,512 m ²	延べ床面積	12,251 m ²
	会議室等の内容	第一体育室・第二体育室・柔剣道場・弓道場・多目的室・オーケストラ室・会議室・ジョギングコース・トレーニング室・卓球練習場		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成元年5月9日開館。平成20年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。年間4回以上の定期的な情報交換および意見交換の他に、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。また、職員研修も充分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

ロビーチェアー、卓球台等の設備・備品についての補充・改善を指定管理者が行い、利用しやすい環境づくりに努めている。夜間の利用料金受付やフットサル利用対応に関して、必要な処理、準備について提案、助言があり、平成22年度実施に向けた協議、連携をとるなど利便性の向上が図られる努力が認められる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】稼働率は、会議室以外微増であるが、利用者数が少ないのは、使用した団体の登録団体人数が反映されて集計されているため、比較的少人数登録の利用が多かったと推測される。会議室については、行政関連の使用が目立ち、増えている。

【管理運営コスト】高齢者雇用促進の趣旨もあり、係員を嘱託職員中心に配置して、人件費の抑制に取り組んでいる。省エネ活動により電気使用量などの削減を行い、さらに平成20年度の原油高騰に伴って高騰した光熱源使用価格の低落もあり平成21年度の管理費の削減につながった。

【使用料】平成21年度は、全体として対前年度比で微増であり、稼働率に牽引されているかたちであるが、実際、卓球練習場及びトレーニング室に代表される個人使用料が増加しているものの、単価が低いので全体としては微増結果にとどまっている状況。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成20年度に引き続き、施設、設備等ハード面についての改善を図り、ソフト面では、夜間の利用料金受付を展開して利便性を拡大する。また、教室事業などの新規事業をはじめとして、さまざまな情報発信を充実させるためにホームページ内容の充実等が図られるよう指導する。引き続き、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元が図られるよう指導する。

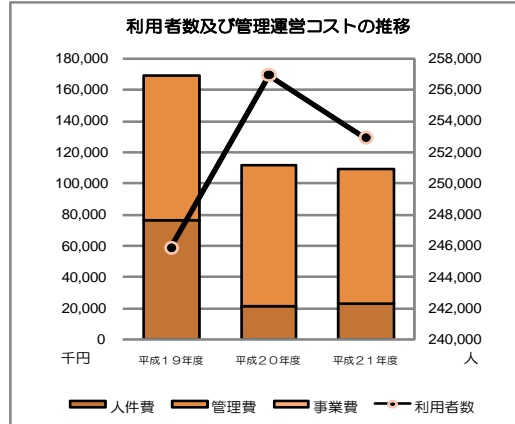
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	245,942	256,932	252,937

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	76,510,772	21,413,318	22,747,753
管理費	93,019,390	90,409,823	86,432,621
事業費	—	—	—
合計	169,530,162	111,823,141	109,180,374



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	18,308,680	20,203,520	20,510,245

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	615	357	351

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	15	9.08

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市総合体育館 第一体育室	89.21	89.31	90.66
茅ヶ崎市総合体育館 第二体育室	97.49	96.33	97.25
茅ヶ崎市総合体育館 柔道場	77.58	77.45	78.62
茅ヶ崎市総合体育館 剣道場	87.27	80.12	82.47
茅ヶ崎市総合体育館 弓道場	100.00	100.00	100.00
茅ヶ崎市総合体育館 多目的室	91.52	87.68	91.06
茅ヶ崎市総合体育館 オークストラ室	89.44	91.64	94.45
茅ヶ崎市総合体育館 第一会議室	54.02	52.74	61.40
茅ヶ崎市総合体育館 第二会議室	34.63	38.18	48.65

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4 】

施設名	茅ヶ崎市屋内温水プール		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	萩園820	設置年月日	昭和56年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後8時45分まで。			
建物規模	敷地面積	4,243 m ²	延べ床面積	1,941 m ²
	会議室等の内容	大人用プール(25メートル6コース)、子供用プール、採暖プール、採暖室、トレーニング室、会議室		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.1.26~H24.3.31	
施設の沿革	昭和56年4月1日開館、平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

耐震工事のため平成22年3月26日にリニューアルオープン。その2ヶ月前(平成22年1月26日)より指定管理業務を開始。開館に先立ち、職員、監視員等人員の配置、夜間警備システムの設置、諸設備・備品の配置、監視・管理マニュアル作成等を行い、平成21年度の開館業務としては、3月26日から3月31日までの6日間であった。

2 サービス提供の状況

トレーニング室が新設されたが、(総合体育館での)トレーニング講習会受講済の者(登録者)のみが利用可能のため、開館後も広く市民が使用できるよう、講習会を開館日から6日間(1日4回)実施し、211人の新規登録を臨時で行った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】平成19年度(9ヶ月開館)の利用者数が1日あたり200人弱であるとする、6日間の1日あたり利用者数は204人(トレーニング講習受講者は除く)。トレーニング室の新設を考慮すると若干少なめともいえるが、夏休み等繁忙期の実績がない現状を加味すると以前より多く利用されることが期待される。

【管理運営コスト】高齢者雇用促進の趣旨もあり、係員を嘱託職員中心に配置して、人件費の抑制に取り組んでいる。

【使用料】大人料金が200円から400円(65歳以上は300円)に増額されているが、利用者数が以前と同規模または、増加が見込まれるので、利用料金についても増額が今後期待される。

4 今後の業務改善に向けた考え方

「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元につとめていく。教室事業などの事業をはじめとして、さまざまな情報発信を充実させるためにホームページ内容の充実等が図られるよう指導する。

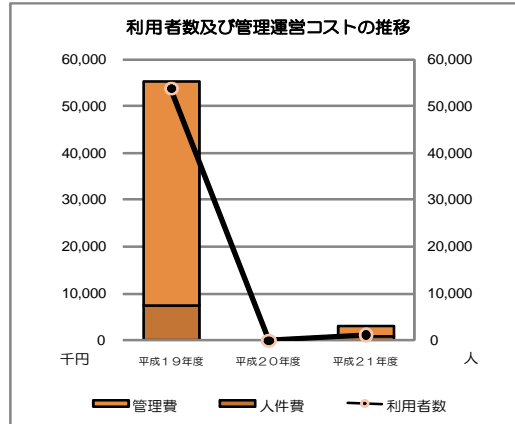
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	53,677	—	1,226

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,446,697	—	904,457
管理費	47,812,717	—	2,027,357
事業費	—	—	—
合計	55,259,414	—	2,931,814



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	7,461,300	—	628,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	890	—	1,878

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	5	3.26

※常勤職員換算後の人数は平成22年3月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市屋内温水プール	100.00	—	100.00

※茅ヶ崎市屋内温水プールは利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 5】

施設名	茅ヶ崎市自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
所在地	別表5参照	設置年月日	別表5参照	
休館日	1月1日から同月3日までとする。			
開館時間	午前6時から午後10時までとする。ただし、駅南口臨時自転車駐車場にあっては午前9時から午後9時までと、ツインウェイ南自転車駐車場にあっては午前7時から午後10時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表5参照	延べ床面積	別表5参照
	会議室等の内容	別表5参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表5参照			

1 指定管理業務の履行状況

通勤・通学または駅周辺への買い物等で、自転車を利用する市民の利便に資することを目的として設置された自転車駐車場について、より多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、自転車駐車場の管理に努めている。

指定管理者とは、情報交換及び意見交換を行っている。

業務内容については、条例・規則を遵守し、仕様書・協定書等に定められている業務を、適正に実施している。

2 サービス提供の状況

長期滞留自転車は、撤去移動及び処分を実施し、より多くの方々の施設利用を可能とするよう取り組んでいる。

指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みと施設の安全確保を目的として、平成21年度には、防犯カメラの増設などを実施した。

施設職員に対して研修を行い、接遇の向上、消防設備使用方法など施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努めている。

利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。

クレームへの対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による解決策・再発防止策を組織的に対応している。

また、施設の省エネルギー化の取り組みも実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度の利用者数は前年対比で1.6%減少した。自転車・原動機付自転車ともに概ね減少の傾向にある。原因として、定期券の販売枚数を増やしたことによる相対的な一時利用者の減、バイク利用者の減があげられる。
【管理運営コスト】 平成21年度は、前年対比で2.2%の支出増となっている。原因として、サイクルペアーや屋上の手摺りなどの危険箇所の修繕費の増があげられる。
【使用料】 平成21年度は、前年度に比べ約233万円の減額となった。定期券の販売枚数を増やしたこと、バイク利用者が減ったことがあげられる。原因として、定期券の販売枚数を増やしたことによる相対的な一時利用者の減、バイク利用者の減があげられる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

自転車利用のPRを積極的に行うとともに、回数券の販売を検討し、新たな利用者の開拓に努めるよう指導する。

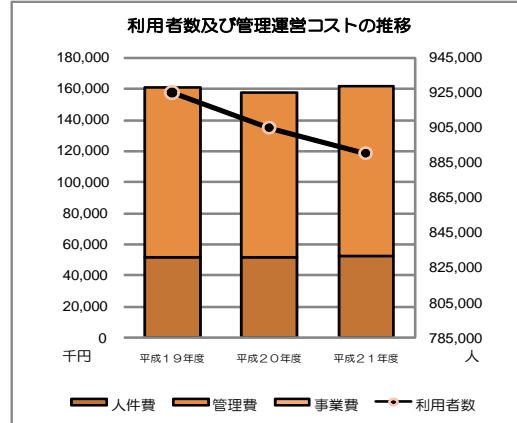
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	924,898	905,019	890,293

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	51,554,782	51,609,706	52,790,586
管理費	109,645,129	106,213,432	108,542,396
事業費	-	-	-
合計	161,199,911	157,823,138	161,332,982



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	241,435,550	238,477,500	236,149,250

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	-87	-89	-84

※使用料収入が上回っているため「-」の記載をしています。

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	113	68.58

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
新栄町第一・第二・第三自転車駐車場	81.70	80.90	80.30
ツインウェイ北自転車駐車場	93.10	95.80	92.00
ツインウェイ南自転車駐車場	118.50	117.60	118.10
幸町自転車駐車場	114.40	111.30	112.60
共恵自転車駐車場	99.40	94.60	109.20
駅南口臨時自転車駐車場	161.70	158.40	156.70
本宿町自転車駐車場	99.60	103.40	101.70

※茅ヶ崎市自転車駐車場は利用率とします。

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$

別表5 茅ヶ崎市自転車駐車場の施設の概要

施設名	新栄町第一自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年3月1日		所在地	新栄町13-45
建物規模	敷地面積	686 ㎡	会議室等の内容	立体自走式3層 収容台数1,992台（自転車）
	延べ床面積	1,609 ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年3月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	新栄町第二自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成2年11月8日		所在地	新栄町13-45
建物規模	敷地面積	761 ㎡	会議室等の内容	立体自走式4層 収容台数2,377台（自転車）
	延べ床面積	2,435 ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成2年11月8日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	新栄町第三自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成10年2月11日		所在地	新栄町12-12
建物規模	敷地面積	571 ㎡	会議室等の内容	平面平置式（地下1階） 収容台数556台（自転車）
	延べ床面積	3,361 ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成10年2月11日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	ツインウェイヴ北自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	原付：平成7年5月20日、自転車：平成8年4月1日		所在地	新栄町3-34
建物規模	敷地面積	2,372 ㎡	会議室等の内容	平面平置式 収容台数500台（自転車） 500台（原動機付自転車）
	延べ床面積	- ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成7年5月20日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	ツインウェイヴ南自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成8年4月1日		所在地	共恵1-9-15
建物規模	敷地面積	1,464 ㎡	会議室等の内容	平面平置式 収容台数490台（自転車）
	延べ床面積	- ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	幸町自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和60年4月1日		所在地	幸町21-7
建物規模	敷地面積	844 m ²	会議室等の内容	立体自走式4層 収容台数2,707台（自転車） 235台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,159 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和60年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	共恵自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成18年7月1日		所在地	共恵1-2-13
建物規模	敷地面積	91 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数94台（自転車）
	延べ床面積	- m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成18年7月1日開設。開設から指定管理者制度導入。			

施設名	駅南口臨時自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成5年9月1日		所在地	元町1-1
建物規模	敷地面積	249 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数170台（自転車）
	延べ床面積	- m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成5年9月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	本宿町自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和62年12月12日、平成9年10月1日拡張		所在地	本宿町11-59
建物規模	敷地面積	1,100 m ²	会議室等の内容	立体自走式3層 収容台数1,454台（自転車） 242台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,337 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和62年12月12日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

【施設番号 6】

施設名	茅ヶ崎市駐車場	施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため		
所在地	別表6参照	設置年月日	別表6参照
休館日	1月1日から同月3日までとする。		
開館時間	①茅ヶ崎駐車場：午前0時から午後12時まで。②東海岸南自動車駐車場：午前8時30分から午後5時まで(7月及び8月にあっては、午前7時から午後6時まで)。		
建物規模	敷地面積	別表6参照	延べ床面積
	会議室等の内容	別表6参照	
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31
施設の沿革	別表6参照		

1 指定管理業務の履行状況

市街地において確保することにより、道路交通の円滑化を図り市民の利便に資す目的として設置された自動車駐車場を、多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、駐車場の環境整備に努めている。指定管理者と協議を行い情報交換及び意見交換を行っている。業務内容については、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務も適正に実施している。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みを目的として東海岸南自動車駐車場のトイレ設備の拡充を積極的に行った。
施設職員に対して研修を行い、接遇の向上、消防設備使用方法など施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努めている。
利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。
クレームへの対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による解決策・再発防止策を組織的に対応している。
また、施設の省エネルギー化の取り組みも実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成21年度は、茅ヶ崎自動車駐車場の利用者数は前年度比で1.7%増加し、東海岸南自動車駐車場は13.5%増加した。原因として、ツインウェイ自動車駐車場の廃止があげられる。

【管理運営コスト】
平成21年度は、前年対比で、2.4%の支出減となっている。原因として、徹底した節電による光熱水費の減、ツインウェイ自動車駐車場の廃止に伴う機械警備の委託料の減があげられる。

【使用料】
平成21年度は、前年対比で、9.6%の支出減となっている。原因として、ツインウェイ自動車駐車場の廃止があげられる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

茅ヶ崎駐車場の自動二輪車の屋根付き収容スペースを増設し、さらに利用者の利便性を高めるよう指導する。

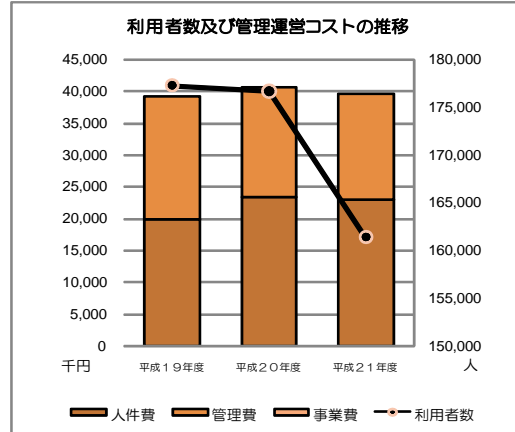
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	177,258	176,649	161,426

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	19,957,754	23,412,411	22,983,945
管理費	19,328,144	17,291,088	16,759,660
事業費	—	—	—
合計	39,285,898	40,703,499	39,743,605



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	80,486,300	78,093,450	70,560,450

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	-232	-212	-191

※使用料収入が上回っているため「-」の記載をしています。

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	16	10.95

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
茅ヶ崎駐車場	70.40	71.00	72.10
東海岸南自動車駐車場	81.90	76.30	86.60

※茅ヶ崎市駐車場は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総理用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$

別表6 茅ヶ崎市駐車場の施設の概要

施設名	茅ヶ崎駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年4月1日		所在地	茅ヶ崎2-2-20
建物規模	敷地面積	5,032 m ²	会議室等の内容	自走、緩傾床の直角駐車式 収容台数477台 63台(バイク)
	延べ床面積	10,050 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	東海岸南自動車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	平成11年7月1日		所在地	東海岸南6-8955-1
建物規模	敷地面積	1,895 m ²	会議室等の内容	平面駐車 収容台数22台
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成11年7月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

【施設番号 7】

施設名	茅ヶ崎市民文化会館	施設所管課	文化生涯学習課	
施設の設置目的	市民の文化の向上を図るため			
所在地	茅ヶ崎1-11-1	設置年月日	昭和55年10月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	9,692 ㎡	延べ床面積	8,795 ㎡
	会議室等の内容	大ホール、小ホール、展示室、会議室、練習室等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	昭和55年10月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

引き続き、施設の目的である文化芸術の振興を図り、市民が利用しやすい文化施設の環境の整備に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と日常的に情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

従業者に対する内部研修を行いサービスの質の向上に努めており、アンケート結果や利用者の声から、施設環境の整備や接遇について良好な評価を受けている。平成20年度より開始した「子ども文化芸術ふれあい事業」の事業数を増やし、若い世代が様々なジャンルの文化芸術に親しめる機会を提供した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成18年度に18日間、平成19年度にも18日間の合計36日間増加させた。平成19年度に利用者数が大幅に増加して以降増加傾向にあり、平成21年度も19・20年度と比べて、増加している。

【管理運営コスト】
平成19年度は、燃料費及び光熱水費の高騰や季節要因により、コストが増加した。平成20年度も、燃料費及び光熱水費の高騰や季節要因により、平成19年度と比較し、更にコストが増加した。平成21年度は、人件費は増加しているが、管理費・事業費はコストを削減し、全体の管理運営コストを、平成20年度と比較して削減することができた。

【使用料】
平成19年度に大幅に増加して以降、20年度も増加し、平成21年度も微増している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民文化の向上のため、施設の公平・平等な施設利用を確保し、施設利用に対する説明・相談の徹底、アンケート等の実施により、施設の管理運営に対する意見を調査・把握し、利用者の満足度の高い施設管理を目指すよう指導する。また、ハード面においては、今後、耐震補強及び大規模改修を行うことにより、施設の安全性及び利便性をより高める。

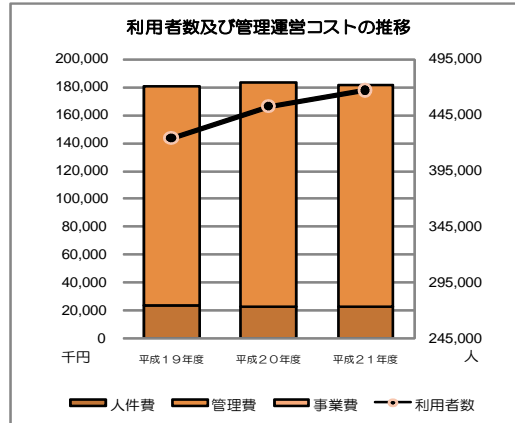
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	423,923	452,613	466,753

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	23,859,482	22,937,631	23,174,832
管理費	157,065,064	160,592,322	158,431,497
事業費	-	-	-
合計	180,924,546	183,529,953	181,606,329



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	60,464,026	64,684,067	64,986,612

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	284	263	250

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	3	6.65

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
大ホール	69.20	72.50	71.20
小ホール	76.40	77.90	77.90
展示室	69.70	72.10	71.20
会議室	46.40	51.40	48.60
練習室	54.50	57.10	57.50

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 8】

施設名	茅ヶ崎市美術館		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	郷土の芸術文化を後世に伝えとともに、市民の創作活動及び次世代を担う青少年の創造力の育成を図り、広く芸術文化の向上に寄与するため			
所在地	東海岸北1-4-45	設置年月日	平成10年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前10時から午後6時(11月から翌年3月までにあつては、午後5時)までとする。ただし、午後5時30分(11月から翌年3月までにあつては、午後4時30分)以降は、入館することができない。			
建物規模	敷地面積	3,956 m ²	延べ床面積	1,500 m ²
	会議室等の内容	展示室1・2・3、アトリエ、図書コーナー、エントランスホール等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1~H22.3.31	
施設の沿革	平成10年4月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

引き続き、郷土美術館として地域の特性を活かした事業展開に努めており、絵画愛好家のニーズをとらえた企画等を充実させ成果を上げる努力をしている。また、指定管理者と日常的に情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎にゆかりのある作品の展覧会だけではなく、郷土美術館の範疇を超え、企画展の充実を図った。また、市民参加型のワークショップ、企画展に関連したコンサートやギャラリートーク等を行い、多彩な事業を展開した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成19年度は、平成18年度の利用者数には届かなかったが、平成17年度と比較すれば、大幅に増加しているが、平成20・21年度は減少している。

【管理運営コスト】
平成19年度は、平成18年度と比べると人件費が微増したが、総額ではほぼ横ばいとなっている。平成20年度は、学芸員を2名体制へ戻したため、人件費が増加したが、管理費は減少した。平成21年度は人件費は増加したが、管理費・事業費は削減し、全体の管理運営コストは減少となった。

【使用料】
平成19年度は、平成18年度の使用料には届かなかったが、平成17年度と比較すれば、大幅に増加している。平成20年度は、減少しているが、平成17年度と比較すれば、増加している。平成21年度は減少した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

郷土美術館として、「茅ヶ崎らしさ」をテーマにして、現在までに蓄積してきたノウハウを生かし、今まで以上に市民に親しまれる地域に根ざした美術館を目指すよう指導する。さらなる企画展の充実を図り、松籟庵とのコラボレーション事業等を計画することにより、より質の高い芸術文化活動としての創造育成事業、教育普及事業を推進するよう指導する。

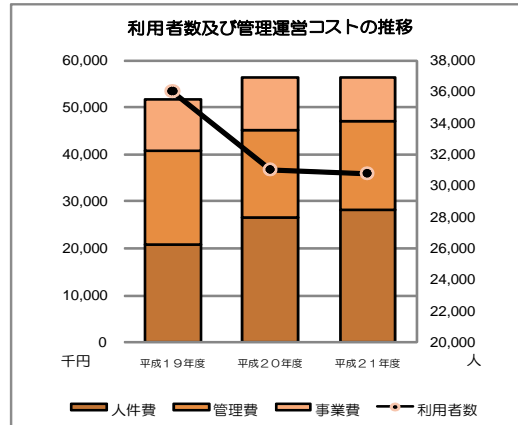
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	35,991	31,048	30,766

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	20,973,044	26,551,967	28,185,814
管理費	19,741,677	18,635,914	19,013,010
事業費	11,022,344	11,227,716	9,284,994
合計	51,737,065	56,415,597	56,483,818



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	3,615,754	2,758,600	2,550,230

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	1,337	1,728	1,753

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	14	9.20

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
展示室1・2・3	83.70	78.70	81.40
アトリエ	68.30	60.52	61.40

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。

【施設番号 9-1】

施設名	浜須賀会館		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	松が丘2-8-63	設置年月日	昭和59年4月26日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 m ²	延べ床面積	231 m ²
	会議室等の内容	1階：新会議室、調理室 2階：第1集会室、第2集会室、図書コーナー ※老人憩の家との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和59年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に老人憩の家との複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに老人の集う場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内8館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見・要望、苦情を収集し、定例的に役員会、運営委員会で検証を行い、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。自主事業としては、会館を広く周知し、地域住民の利用促進を図るための「浜須賀会館だより」(年4回)の発行、シニアエアロビクス教室(月2回開催)、料理教室(年3回開催)、各種講演会など、地域に根ざした事業を数多く行い、地域の絆を深めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は、全体の利用者数が17,642人で20年度よりも約500人減少しているが、平成19年度から比較すると、ほぼ横ばい傾向であり、図書館ネットワークシステムが定着していると考えられる。
【管理運営コスト】 管理費の増加の影響により、平成20年度と比較すると、若干の増加傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

開館27年目を迎え、様々な設備や備品等の不具合が予想されるため、建物の長寿命化を考慮した修繕計画に基づき、修繕を実施していく。自主事業については、住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り大人から幼児までが心の豊かさやふれあいのある地域集会所が形成されるような事業を計画し、提供するよう指導する。また、地域全体で不足している「青少年や子どもたちが自由に憩える場所」を担っていくよう努めさせる。

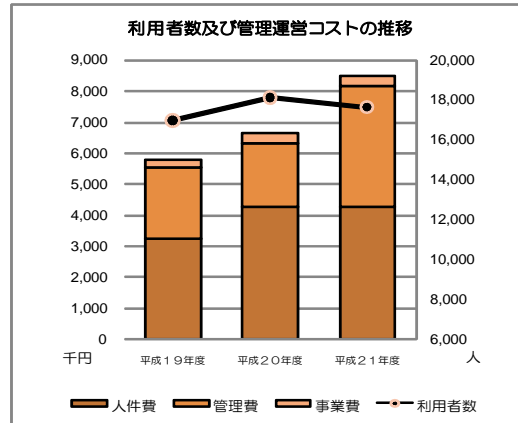
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	16,957	18,104	17,642

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	3,264,107	4,291,821	4,265,599
管理費	2,296,917	2,048,763	3,891,528
事業費	246,340	310,738	342,249
合計	5,807,364	6,651,322	8,499,376



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	342	367	482

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	7	3.31

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
新会議室	36.82	33.66	34.64
調理室	18.74	17.97	18.89
集会室	64.71	65.80	62.65
第1集会室	4.58	4.68	5.97
第2集会室	3.49	3.59	5.10

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-2】

施設名	海岸地区コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	東海岸北5-16-20	設置年月日	昭和61年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	436 m ²	延べ床面積	141 m ²
	会議室等の内容	1階：第1和室、第2和室、ロビー 2階：大ホール、会議室		
指定管理者	海岸地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	昭和61年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内8館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

役員及び事務局職員による会議を毎月1回開催し、利用者からの要望事項も可能な範囲で反映できるよう運営している。受付業務について施設の申し込みが重複した場合は、当事者の話し合いにより決定し、1ヶ月に1回4回までの利用制限を原則とし、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、年2回のコミセンだよりの発行、10月に講演会「人物で見る茅ヶ崎の歴史」、2月に講演会「歌舞伎の世界にふれてみよう」を開催し、地域の方々の好評を得た。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度と比較すると、利用者数は若干減少しているが、平成19年度から比較すると横ばい傾向であり、自主事業の定着等により地域住民の支持を獲得しており、一定の利用者数の水準を維持している。

【管理運営コスト】
管理費の増加の影響により、平成20年度と比較すると、若干の増加傾向である。

【使用料】
設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

付帯施設の保守管理を定期的実施しているが、築25年になり、玄関自動ドアの故障など予期せぬ事故が発生するなど、建物をはじめ付帯設備にも老朽化が目立っており、修繕等の費用がかかることが予想されるため、建物の長寿命化を考慮した修繕計画に基づき、修繕を実施していく。

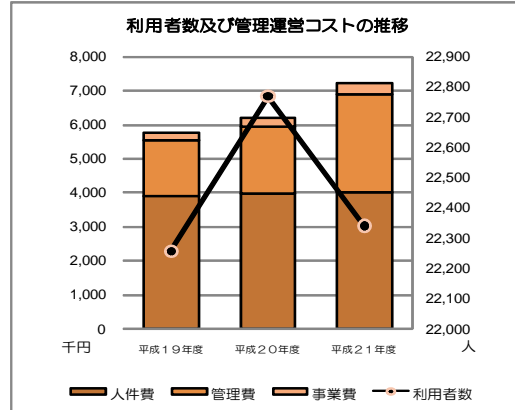
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	22,258	22,767	22,341

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	3,913,606	3,979,728	4,028,964
管理費	1,636,201	1,966,427	2,866,925
事業費	206,193	261,993	328,700
合計	5,756,000	6,208,148	7,224,589



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	259	273	323

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	6	1.93

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
第1和室	17.61	15.30	12.25
第2和室	3.57	4.48	1.99
第1・第2和室	7.02	11.91	19.98
小ホール(ロビー)	25.45	21.13	20.84
大ホール	79.38	77.05	75.19
会議室	42.59	40.77	39.18

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-3 】

施設名	小和田地区コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	小和田1-22-60	設置年月日	昭和63年4月26日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	704 ㎡	延べ床面積	215 ㎡
	会議室等の内容	1階：大広間1、大広間2、ラウンジ、図書コーナー 2階：第1会議室、第2会議室、調理室 ※子どもの家銀河(ぎんが)との複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として地域集會施設を設け、市民の学習、集會、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集會施設との連携を深め、市内8館の地域集會施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

役員と事務職員の打ち合わせを定期的に行い、利用者からの意見や要望、利用者に協力してもらいたいこと等を、利用者の視点にたつて協議を行い、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、広報紙の発行(年3回)、7月に「囲碁大会」(18名参加、8月に「夏休み子ども映画会」(65名参加)、11月に「コミセンまつり」、12月に「包丁砥ぎ講習会」(51名参加)、2月に「七福神めぐり」(44名参加)等、様々な事業を実施し、地域との連携を深めた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 自主事業の実施により、平成20年度と比較すると、約2000人増加しており、年々、着実に利用者数を伸ばしている。
【管理運営コスト】 管理費の増加の影響により、平成20年度と比較すると、若干の増加傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

役員会、運営委員会を規約に従い開催するように努め、役員、運営委員の協力のもと、さらなるコミセン運営の充実を図っていくよう指導する。また、経理については、引き続き税理士の指導を受け、会計処理に齟齬きたさないよう努めさせる。

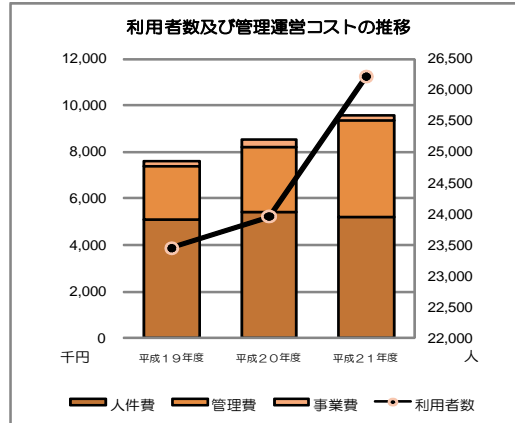
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	23,464	23,963	26,204

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	5,079,602	5,401,676	5,190,326
管理費	2,324,934	2,804,662	4,196,694
事業費	232,698	321,558	220,156
合計	7,637,234	8,527,896	9,607,176



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	325	356	367

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	2.69

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
大広間1	37.24	34.75	33.55
大広間2	35.49	31.48	30.17
大広間	17.42	20.00	21.90
第1会議室	61.01	60.00	65.58
第2会議室	43.61	45.90	54.25
調理室	25.30	19.13	21.68

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-4】

施設名	小出地区コミュニティセンター	施設所管課	市民自治推進課	
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	堤1948-1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,654 m ²	延べ床面積	373 m ²
	会議室等の内容	1階：大会議室、和室1、和室2 2階：第1会議室、調理室 3階：第2会議室、第3会議室 ※子どもの家わいわいハウスとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内8館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に管理運営を行っており、施設利用については、利用者多数の場合は協議し、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。また、当館独自の利用案内を作成し、窓口で配布するとともにホームページから情報を発信している。自主事業としては、「小出コミセンだより」(年4回)の発行、7月に「小出コミセンまつり」、1月に「新成人の集い 二十歳の再会そして語らい」、「運営委員と事務局員との賀詞交歓会」を開催し、地域の方々の好評を得た。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度と比較すると、利用者数は約2500人減少しているが、平成19年度から比較すると、ほぼ横ばい傾向である。
【管理運営コスト】 管理費の増加の影響により、平成20年度と比較すると、若干の増加傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

駐車場台数に限りがあるため、利用者にはできるだけ徒歩もしくは自転車で来館するように呼びかけており、今後も車以外の交通手段での来館を促していく。また、土・日・祝日については、隣接の「さがみ農協」の許可を得て、駐車場を利用してあり、利用者へ便宜を図っており、今後も引き続き協力を得て台数の確保に努めるよう促していく。

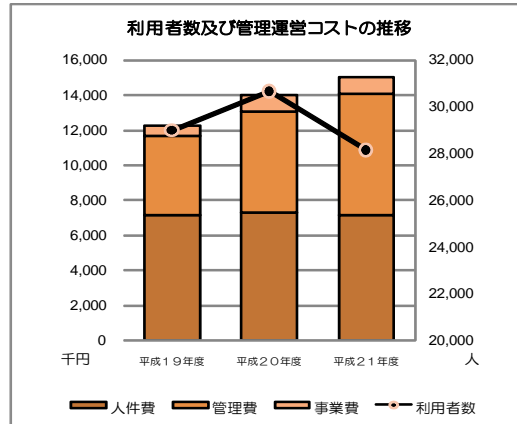
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	28,986	30,656	28,144

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,180,460	7,319,384	7,194,559
管理費	4,521,112	5,740,924	6,912,097
事業費	531,654	946,853	945,433
合計	12,233,226	14,007,161	15,052,089



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	422	457	535

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	9	3.68

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
大会議室	77.07	76.14	74.71
和室1・2	29.39	24.18	19.71
第1会議室	49.01	51.63	51.21
調理室	8.95	10.24	9.69
第2会議室	100.00	99.67	15.09
第3会議室	75.61	73.64	76.50

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-5】

施設名	コミュニティセンター湘南	施設所管課	市民自治推進課	
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	888 ㎡	延べ床面積	267 ㎡
	会議室等の内容	1階：第1会議室、第2会議室、和室1、和室2、調理室 2階：大会議室 ※子どもの家わくわくらんととの複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集會施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として地域集會施設を設け、市民の学習、集會、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集會施設との連携を深め、市内8館の地域集會施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

会議室の利用については、定例会等で話し合い、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、「平家物語講座」(全12回、655名参加)、「料理講習会」(全6回、52名参加)、「着物着付け教室」(全2回、5名参加)、10周年記念「子どもコミセンまつり」(約550名参加)を開催し、地域の方々の好評を得た。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用団体の少数化の要因もあり、平成20年度と比較すると、平成21年度の利用者数は約1000人減少した。
【管理運営コスト】 管理運営コストは、主に人件費や運営活動費等の増加の影響で、平成20年度と比較すると、約400万円増加している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

自主事業で実施している「平家物語講座」が平成22年度残り8回で終了する為、新たな講座を企画し地域住民への教養・文化高揚と利用者拡大を図っていくよう指導する。

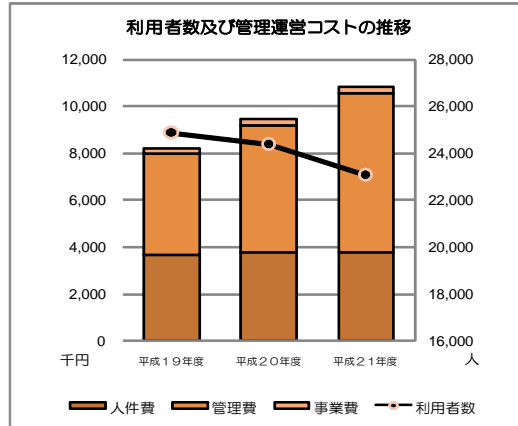
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	24,869	24,391	23,087

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	3,666,487	3,785,391	3,770,103
管理費	4,354,532	5,395,044	6,794,048
事業費	216,845	312,569	279,216
合計	8,237,864	9,493,004	10,843,367



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	331	389	470

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	7	1.67

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
第1会議室	27.31	32.13	30.17
第2会議室	51.73	47.65	47.49
和室1	18.28	5.14	5.12
和室2	21.63	1.31	0.44
和室1・2	27.98	32.57	29.52
調理室	33.11	36.07	28.87
大会議室	84.76	82.62	82.14

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-6】

施設名	茅ヶ崎地区コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	元町10-33	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,126 m ²	延べ床面積	359 m ²
	会議室等の内容	1階：事務室 2階：第1から第4会議室、調理室、多目的ホール 3階：大会議室、和室A、和室B、多目的ホール ※子どもの家茅っ子(かやっこ)、元町ケアセンター及び在宅介護支援センターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて交流を深め、地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として元町ケアセンターとの併設で地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内8館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

業務遂行(受付等)に当たっては、市民サービスの第一線に立っていることの自覚と責任感を持って取り組んでいる。特に利用者への接遇は、笑顔と誠意で接することを実践し、格差のないサービスを心がけ、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、コミセン情報誌「かや」(年3回)の発行、「料理講座」(年4回、62名参加)、「健康講座」(年3回、155名参加)、「コミセンまつり」(約1000名参加)、「コミセン餅つき大会」(約300名参加)を開催した。また、センター2階には障害者の自立と社会参加の促進の一環として、障害者の福祉的就労の場を提供する目的で喫茶コーナーを設け、茅ヶ崎精神保健ボランティアグループ凡樹瑠が営業している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 自主事業の実施により、平成20年度と比較すると増加しており、平成19年度から見た場合においても増加傾向である。
【管理運営コスト】 人件費・事業費・管理費ともに、平成20年度と比較して増加しており、平成19年度と比較した場合においても増加傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度設備点検契約を業者と取り交わし、設備メンテナンス体制を整え、トラブルの発生もなく安全と保全と管理は継続的に維持された。また、業者による点検だけではなく、施設の老朽化も見据え、年に2回の建物定期点検も併せて実施し、建物の長寿命化を図っていく。

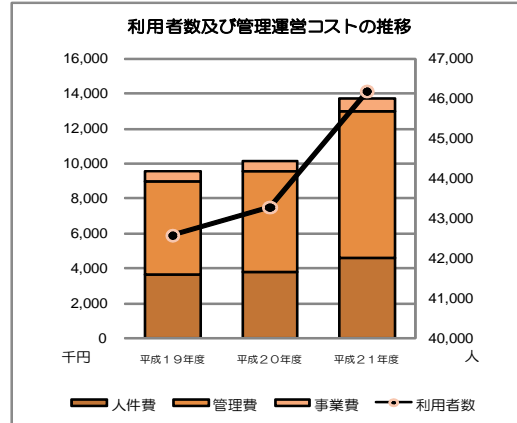
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	42,577	43,265	46,160

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	3,630,572	3,813,974	4,585,519
管理費	5,350,289	5,758,294	8,441,928
事業費	613,299	601,716	733,565
合計	9,594,160	10,173,984	13,761,012



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	225	235	298

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	8	2.38

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
第1会議室	46.62	47.71	44.30
第2会議室	30.39	33.77	30.62
第3会議室	46.95	52.07	48.64
第4会議室	44.23	41.72	44.41
調理室	18.30	20.81	19.98
多目的ホール	33.77	32.79	33.33
大会議室	66.67	71.79	77.74
和室A	11.78	0.44	0.22
和室B	7.07	0.22	0.00
和室A・B	15.36	26.80	30.51

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-7】

施設名	南湖会館		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	南湖4-6-1	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	195 m ²	延べ床面積	76 m ²
	会議室等の内容	2階：和室 3階：第1会議室、第2会議室 ※市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	南湖会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて交流を深め、地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に市民窓口センターとの併設で地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内8館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

毎月定例的に管理運営委員会と事務局会議を開催し、意見交換を行い利用者からの意見・要望、その他施設管理について検証し、格差のないサービスを心がけ、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、「広報なんご」(年2回)の発行、8月に「子ども映画会」、10月に「南湖ふれあいまつり」、11月に「市民まなび講座：認知症について」を開催し、地域の方々的好评を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度と比較すると、若干の増加傾向である。
【管理運営コスト】 管理費の増加の影響により、平成20年度と比較すると、若干の増加傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者に自動車での来館を控えるよう促しているが、徹底できておらず、窓口センターの利用者に迷惑をかけているため、引き続き強く注意を促していくよう指導する。駐輪場のスペースも限られているので、駐輪スペースを有効に活用するよう注意を促していく。また、部屋数が少ないので、大会議室の有効的な利用を図るよう指導する。

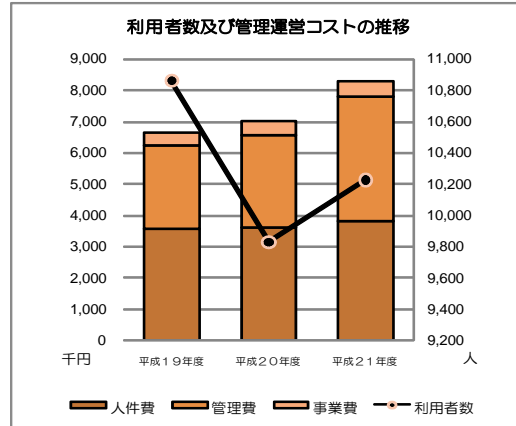
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	10,858	9,834	10,227

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	3,561,484	3,615,682	3,836,792
管理費	2,693,540	2,957,244	3,962,849
事業費	407,219	470,010	488,834
合計	6,662,243	7,042,936	8,288,475



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	614	716	810

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	4	1.74

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
第1会議室	44.97	17.86	19.93
第2会議室	35.50	10.24	14.05
第1・第2会議室	43.54	47.60	44.77
和室	30.42	25.82	29.41

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-8】

施設名	鶴嶺東コミュニティセンター	施設所管課	市民自治推進課	
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,166 m ²	延べ床面積	498 m ²
	会議室等の内容	1階：多目的ホール、調理室、会議室A、会議室B、会議室C 2階：多目的ホール、大会議室1、大会議室2、和室1、和室2 ※子どもの家さんぼみち及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、当初から指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて交流を深め、地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として浜之郷児童クラブとの併設で地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内8館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

毎月1回事務員、事務責任者、役員による事務局会議を開催し、利用者からの意見、要望、その他施設管理についての意見交換を実施し、格差のないサービスを心がけ、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、広報紙「鶴嶺東コミセンだより」(年3回)の発行、「料理教室」、「医療講座」、「鶴嶺東コミセンいれあいまつり」等、様々な事業を実施し、地域の方々の好評を得た。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 自主事業の実施により、施設が地域に定着してきており、利用者数は平成20年度と比較すると、約4000人増加しており、年々、着実に利用者数を伸ばしている。
【管理運営コスト】 管理費と事業費の増加の影響により、平成20年度を比較すると、若干の増加傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

事務員8名が、ひとり一項目の業務担当を持つことにより、事務局内のより一層の業務の充実と円滑化を図っていくよう指導する。

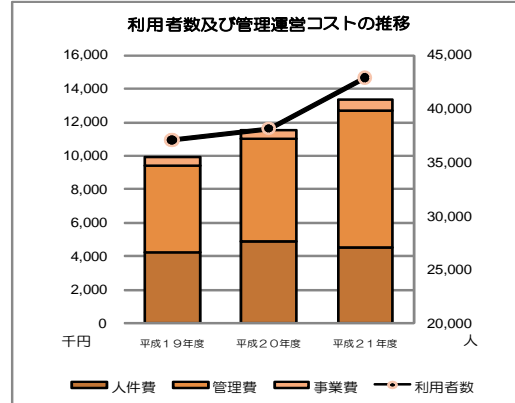
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	37,062	38,184	42,884

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	4,233,788	4,940,091	4,573,400
管理費	5,174,067	6,074,689	8,133,188
事業費	517,726	548,961	652,634
合計	9,925,581	11,563,741	13,359,222



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	268	303	312

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	5	1.16

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
1階多目的ホール	57.98	65.79	71.99
調理室	24.42	25.52	20.85
会議室A	39.49	34.77	39.52
会議室B	20.68	20.86	24.32
会議室C	21.12	21.30	22.80
2階多目的ホール	74.04	71.96	74.27
大会議室1	22.51	8.61	12.49
大会議室2	36.78	13.91	14.22
大会議室1・2	30.03	33.44	36.37
和室1	11.13	0.66	0.00
和室2	12.83	0.22	0.33
和室1・2	24.20	19.21	17.26

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10】

施設名	茅ヶ崎市民活動サポートセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	市民活動を支援するため			
所在地	茅ヶ崎3-2-7	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①第3水曜日。②1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	933 m ²	延べ床面積	306 m ²
	会議室等の内容	フリースペース、作業スペース、情報コーナー、プレイルーム、ロッカー、レターケース、展示ボード、展示レール		
指定管理者	特定非営利活動法人NPOサポートちがさき			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民活動推進の総合的な拠点施設として、条例・規則を遵守した適正な管理運営がなされている。よりよいサービスを継続的・安定的に提供できるようにするため、知識・経験を有した人材の確保に努めるとともに、常勤の専従職員を配置し、人員態勢を強化している。協定書に定める業務の履行状況、利用者からの相談・苦情については、市との定期連絡会（月1回）の中で毎月報告されており、相互理解と情報の共有を図っている。その他、維持管理上の問題点等は、随時、報告を受け、双方で協議しながら解決している。

2 サービス提供の状況

親切、丁寧な対応と利用者の利便性に配慮した施設を目指し、委任事業の充実、情報発信の強化などに積極的に取り組んでいる。「市民活動カフェ」を「エコ」「バリアフリー」「維新」などテーマや対象を絞って深化した懇談ができるようにしたり、「市民活動フォーラム」を実行委員会形式で企画し、チラシコンテストや屋外型の「さぼせんワイワイまつり」として広く一般市民が参加できるようにしたほか、団体運営に役立つ保険、NPO法人化、税務・会計相談、手書きちらし講座を実施しNPOの基盤強化を図った。また、館外でも夏休みや中学・高校でのボランティア塾などの開催により若年ボランティアの育成に寄与した。ハード面では紙折り機・丁合機・印刷機等の導入・刷新などにより、館内利用者を含む業務全体の利用者の増加につながった。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
開館以来、利用者数は増加してきており、21年度においては事業やサービスの充実などにより利用拡大に努めた結果、年間利用者は約3万人で前年度比で7%増加し、合わせて、掲示物の受付や情報コーナーの利用も増えている。広く市民向けに頒布している市民活動団体ガイドブックの掲載団体数は251団体で前年度から13団体の増加となった。また、窓口業務における相談者数は減少したが、相談内容については協働推進事業をはじめ意欲的なものが増えてきている。

【管理運営コスト】
人員態勢を強化して専従職員を配置するようにしたため、人件費が増加している。一方、市民立太陽光発電所として太陽光パネルを設置した効果として、職員及び利用者の環境に配慮する意識が高まり、太陽光による発電分以上の電気料金の抑制につながった。

【使用料】
ロッカー使用料を収入として計上しているが、稼働率アップにより増収になった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民と行政との協働のまちづくりを推進していくためには、新たな公共の担い手となりうる市民活動団体を育成し、支援を強化していくことが必要である。そのため、スキルアップのための講座や交流事業の開催、ガイドブックやホームページ等による情報発信の充実、協働事業や組織運営など多様な相談に対応できるスタッフの育成、行政・事業者及び団体相互のネットワークの推進など、中間支援組織としての機能を今後も拡充していくよう指導する。

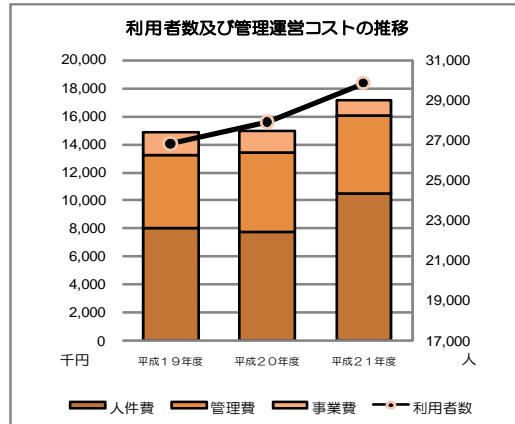
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	26,808	27,896	29,841

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	8,069,423	7,805,409	10,499,638
管理費	5,154,271	5,617,433	5,528,932
事業費	1,607,898	1,577,580	1,141,116
合計	14,831,592	15,000,422	17,169,686



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	136,600	154,800	164,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	548	532	570

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	10	4.84

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
ロッカー	79.05	89.58	95.02

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があったロッカーの数}}{1 \text{ 年間の利用可能なロッカーの数}}$$

【施設番号 11】

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1-4-50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団（平成19年度は財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年4回の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、昨年度に引き続き自主事業を行い、夏の「おやこ茶道教室」のほか、冬には美術館の展示会に合わせ、前衛美術と茶道のコラボレーション企画としてのお茶会を開催し、参加者から高い評価を得た。そのほか、庭園の植栽管理や、利用者より要望の多かった書院水屋への空調設置などを行い、サービス・施設の質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、指定管理者導入以来、初の減少に転じた。これは、利用者の高年齢化が進み、定期的に利用していた団体の解散があったり、利用回数が減少したものの為と考えられる。
【管理運営コスト】 人件費は前年と変更はないが、前年は管理費に計上していた福利厚生費等を人件費に移したため増額となっている。管理費は前年に作成したHPやパンフレットの委託料が不要となったため減額となり、事業費は自主事業の規模の拡大や新たに利用者の傷害保険へ加入したため増額となっている。
【使用料】 使用料収入は、利用者の減少に伴い、前年に比べ約40万の減少となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者数が減少に転じたことを踏まえ、今後は減少原因となった利用者の高齢化に対応していく必要がある。22年度には再び利用者アンケートを行うため、利用者の声に基づきながら、施設を高齢者にも使いやすい形で修繕していくほか、多様な自主事業の開催など、更なる施設の周知を行い、新規利用者の拡大を図るよう指導していく。

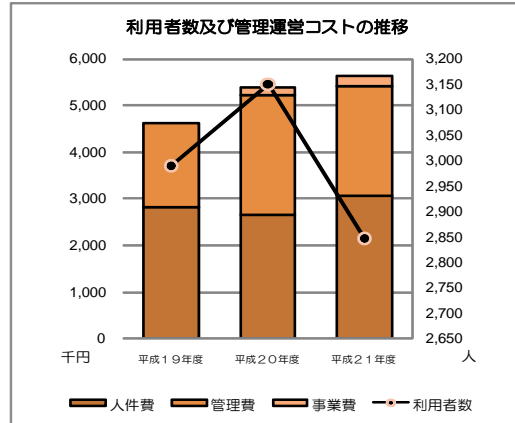
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	2,991	3,150	2,848

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,815,821	2,669,911	3,074,704
管理費	1,806,239	2,557,775	2,361,572
事業費	-	161,559	203,911
合計	4,622,060	5,389,245	5,640,187



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	2,132,000	2,417,700	2,028,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	833	943	1,268

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	5	1.68

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
書院・次の間・水屋	51.79	57.79	57.65
茶室・水屋	11.85	11.04	10.10

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。

【施設番号 12-1】

施設名	子どもの家銀河（ぎんが）	施設所管課	青少年課	
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	小和田1-22-60	設置年月日	昭和63年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	704 m ²	延べ床面積	102 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・カラーブロック・談話スペースや屋外には砂場を設置。 ※小和田地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。また、小和田地区コミュニティセンターだよりには年に三回、子どもの家銀河の様子を写真とともに掲載し、ホームページで施設内容や子ども向け企画を照会して利用者の増加を図るようにしている。なお、利用者懇談会を開催したり、常時アンケート用紙を設置するなど、利用者からの意見や要望を把握して運営に反映させており、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。8月にコミュニティセンターで「子ども映画会」が開催される際は、子どもの家を開放し、映画を観にきた子どもたちが映画の開始前、終了後に利用できるようにしている。11月のコミセン祭りの日には「子どもコーナー」として開放し、通常開設時にはない遊び（わなげ・魚釣りゲーム等）を提供し、子どもたちたくさんが集まっている。遊具については、平成21年度は、大型遊具（室内すべり台）の買い換えや、ぬり絵を増やしたことにより、利用者から好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度10,130人、平成20年度10,404人、平成21年度10,693人と微増している。平成21年度からは小和田コミュニティセンターだよりに、年に3回子どもの家について掲載した効果もあると思われる。
【管理運営コスト】 20年度に比べ、人件費が増加した影響により管理運営コストは微増傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して、「子どもの家 銀河」の存在を広く周知して、施設の特徴を活かした広報手法により、利用率拡大のための取り組みを行う。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよいスペースを常に提供するために、定期的な巡回活動を行う。とりわけ遊具等の設備については、新たに設置した大型遊具の利用状況を把握するとともに、異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施する。また引き続き再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるような管理を指導していく。

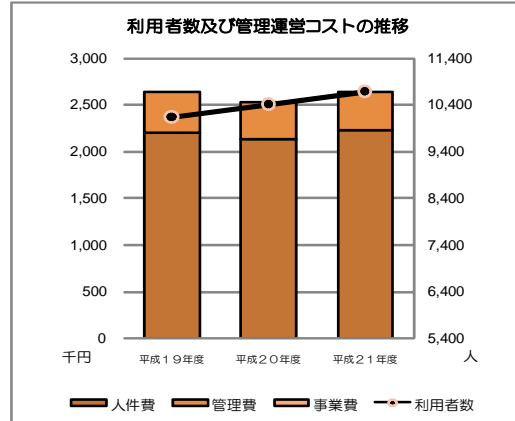
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	10,130	10,404	10,693

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,197,457	2,131,165	2,224,507
管理費	438,609	397,835	418,493
事業費	-	-	-
合計	2,636,066	2,529,000	2,643,000



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	260	243	247

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	7	1.13

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
子どもの家銀河（ぎんが）	99.66	100.00	99.67

※子どもの家銀河（ぎんが）は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 12-2】

施設名	子どもの家わいわいハウス	施設所管課	青少年課	
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	堤1948-1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,654 m ²	延べ床面積	130 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロック・6畳の畳スペースや屋外には砂場も設置。 ※小出地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。また、思い出として残るような四季折々の行事を企画して、利用者の増加を図るようにしている。意見箱を設置し、利用者の要望や意見を集めることで、より質の高いサービスが提供できるように目指しており、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、四季の行事のほか、小学生対象の茶道教室や地域在住の語り部によるお話会がコミュニティセンターで毎月開催される際に、子どもの家も利用することがある。また、ホームページを立ち上げたことで、他地区居住者の来訪もある。ほか、わいわいハウス独自の工夫として卓球台を設置しており、室内の飾りつけもしている。平成21年には、大型遊具(室内用すべり台)を買い替え、子どもたちから好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度5,383人、平成20年度5,604人、平成21年5,016人と減少傾向にある。要因は、新型インフルエンザの流行と、里山公園での土日のイベントが増えたこと、また今まで毎日のように利用していた複数の児童が高学年となり、利用が少なくなってしまうことなどが減少の要因と推測される。
【管理運営コスト】 20年度に比べ、人件費、管理費とも若干の微減傾向にある。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページ、小出地区コミュニティセンターだよりなどの広報媒体を利用して「子どもの家 わいわいハウス」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報手法により、利用率拡大のための取り組みを行う。新たに設置した大型遊具の利用状況を把握するとともに、また、引き続き再訪したいと思わせる雰囲気づくりに心がけるような管理を指導していく。

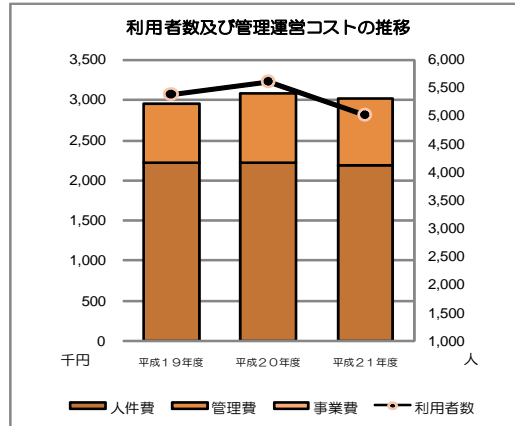
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	5,383	5,604	5,016

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,212,087	2,214,844	2,194,936
管理費	744,738	857,953	828,060
事業費	—	—	—
合計	2,956,825	3,072,797	3,022,996



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	549	548	603

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.04

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
子どもの家わいわいハウス	99.33	99.00	99.00

※子どもの家わいわいハウスは利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった日数}}{\text{1年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 12-3】

施設名	子どもの家わくわくらんど		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	888 m ²	延べ床面積	117 m ²
	会議室等の内容	小型遊具(ブロック等)・卓球台や6畳の畳スペースを設置。 ※コミュニティセンター湘南との複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。平成20年に近隣に「湘南夢わくわく公園」が開園してからは、コミュニティセンター湘南に子どもが立ち寄ることが増え、その際は職員が声をかけ「子どもの家わくわくらんど」が利用できることを周知している。管理運営委員会の意見交換やアンケートにより、利用者からのニーズを把握して運営に反映させており、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンター湘南と同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。平成21年度は新型インフルエンザの流行のため、「子どもコミセンまつり」が中止となっしまい、子どもたちと地域住民の交流の機会がなかった。子どもの要望やニーズを把握することに力を入れて、利用者数推移の分析をもとに事業に反映させることで利用者増を図っている。平成21年度は新たに室内用すべり台・丸座卓・体育マット(6枚)を設置し、子どもたちから好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度5,458人、平成20年度6,681人、平成21年度6,397人と、昨年より微減。新型インフルエンザの流行のため、学級閉鎖になったクラスの児童、学年閉鎖の対象学年の児童には利用を断っていたが、年間利用者数は安定していた。
【管理運営コスト】 平成20年度と比較して、管理費が減少しているため、管理運営コストは、微減傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

「子どもの家 わくわくらんど」の存在を広く周知して、利用者増加を図るために、ホームページに内部の様子の写真を掲載し、内容を充実させる。遊具の設備についても、異常箇所の早期発見に努めて、新たに設置した室内用すべり台・丸座卓・体育マットの利用状況について把握する。また、引き続き再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるような管理を指導していく。

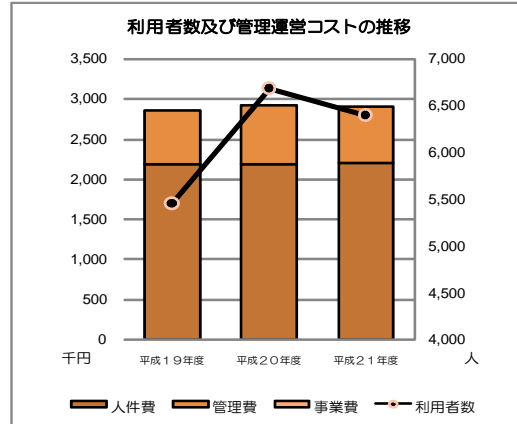
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	5,458	6,681	6,397

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,192,738	2,193,783	2,198,417
管理費	662,442	724,914	713,993
事業費	—	—	—
合計	2,855,180	2,918,697	2,912,410



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	523	437	455

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.11

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
子どもの家わくわくランド	97.36	97.37	96.41

※子どもの家わくわくランドは利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 12-4】

施設名	子どもの家茅っ子（かやっこ）	施設所管課	青少年課	
施設の設定目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	元町10-33	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,126 m ²	延べ床面積	128 m ²
	会議室等の内容	大型遊具・卓球台や8畳の畳スペースを設置。 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。利用状況の統計や地区内の団体からニーズを集約するとともに定期的に開催している利用者懇談会からの、生の意見を運営に反映させるなど、適正に管理が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。子どもたちの遊びの傾向を見ながら、何が求められているかを適宜把握し、遊具や蔵本に反映させたり、夏休みに映画大会を実施している。平成21年度は大型のソフトブロックを購入し、子どもたちからの好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成19年度4,961人、平成20年度4,632人、平成21年5,227人と、昨年度、一昨年度よりも利用者が増加した。昨年は、母親が子どもとグループで来た場合は、他の部屋に移ってもらったことがあったが、今年はそのまま一緒に遊べるようにした。また、コミュニティセンターの自主事業の実施により、来たついでに子どもの家を利用していくケースもあったことが増加要因と推測される。

【管理運営コスト】
20年度より、人件費、管理費とも増加しているため、管理運営コストは微増傾向にある。

【使用料】
設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るためにサービス面での充実をもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家 茅っ子」の存在を広く周知する。平成21年度設備点検契約を業者と取り交わし、設備メンテナンス体制を整え、トラブルの発生もなく安全と保安と管理は継続的に維持された。遊具についても異常箇所の早期発見に努めて、新たに設置した大型ソフトブロックの利用状況について把握するとともに、引き続き再訪したいと思わせる雰囲気づくりに心がけるよう管理指導していく。

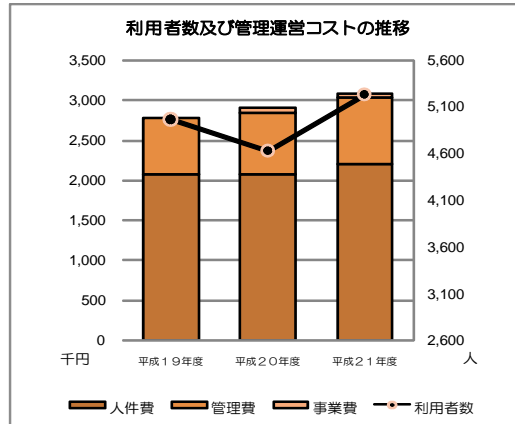
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	4,961	4,632	5,227

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,069,990	2,069,234	2,204,494
管理費	709,131	768,473	830,014
事業費	—	64,682	42,617
合計	2,779,121	2,902,389	3,077,125



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	560	627	589

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	8	2.38

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
子どもの家茅っ子(かやっこ)	100.00	98.68	98.69

※子どもの家茅っ子(かやっこ)は利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった日数}}{\text{1年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 12-5】

施設名	子どもの家さんぼみち	施設所管課	青少年課	
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,166 m ²	延べ床面積	119 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロックや8畳の畳スペースを設置。 ※鶴嶺東コミュニティセンター及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、指定管理者制度で管理運営。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。利用率アップを図るために、意見を聞くためのポストを設置してニーズを幅広く収集しているほか、子どもの目線に立って物事を考えることができる職員を配置するように配慮するなど、管理運営が適正に行われている。なお、併設されている児童クラブとの連絡調整は緊密に行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。子ども関係団体には事業参加を積極的に呼びかけているほか、浜之郷小、鶴嶺小から児童の美術作品を提供してもらい、事業開催時に展示している。平成21年度は大型のソフトブロックを購入し子どもたちから好評を得ている。また、11月のコミセン祭りでは、子どもの家も開放し、トランポリンや、ペーゴマなどの昔の遊びなど通常開設時にはない遊びを提供できた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度7,303人、平成20年度7,122人、平成21年度5,717人と、今年度は昨年度に比べ1,405人の大幅な減少となった。新型インフルエンザ流行による学校・学級閉鎖の対象となり、児童の入室を断ったこと、また子どもの家の中ではなく、コミュニティセンターのフリースペースでトランプなどカードゲームで遊ぶなど子どもの遊び方が変わってきたこと、更には入口の窓から中をのぞいて未就学児が多いと小学生は遠慮して帰るといったことなどが減少の要因として推測される。
【管理運営コスト】 管理費が減少しているため、管理運営コストは微減傾向にある。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、ホームページを充実させて、「子どもの家さんぼみち」の存在を広く周知する。新たに設置した、大型ソフトブロックの利用状況を把握するとともに、異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施する。また、引き続き再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるような管理を指導していく。

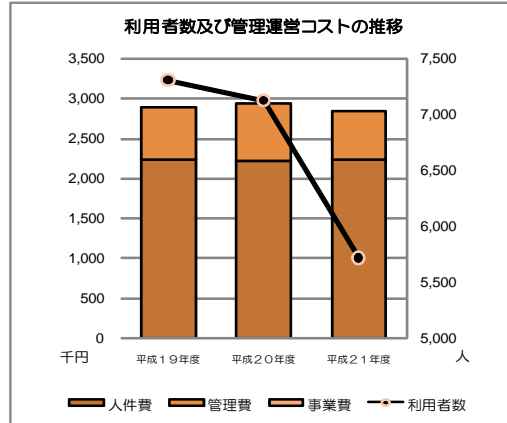
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	7,303	7,122	5,717

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,235,635	2,216,840	2,231,120
管理費	655,008	721,634	605,658
事業費	—	—	—
合計	2,890,643	2,938,474	2,836,778



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	396	413	496

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	4	1.16

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
子どもの家さんぼみち	100.00	98.66	96.70

※子どもの家さんぼみちは利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった日数}}{\text{1年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 13】

施設名	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	知的障害児通園施設運営、児童デイサービス事業及び障害児日中一時支援事業を行うため			
所在地	別表13参照	設置年月日	別表13参照	
休館日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表13参照	延べ床面積	別表13参照
	会議室等の内容	別表13参照		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	別表13参照	指定管理期間	H20.4.1(東海岸分室はH21.9.1)~H22.3.31	
施設の沿革	別表13参照			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるように支援をしている。また、障害児に対し療育という専門分野においてきめ細かな対応をするなど適正に管理運営が行われている。

随時の情報交換のほか、指定管理者の行う理事会、評議員会へ出席するなど、連絡を密に行い、新たな事業展開などについても市と協議を行いながら、履行している。

2 サービス提供の状況

児童福祉法による知的障害児通園施設、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業及び障害児日中一時支援事業及び施設の維持管理を行っている。10月に東海岸分室を設置し、障害児日中一時支援事業を移し、空いたスペースにおいて児童デイサービス事業を拡大し、サービスを提供した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】	児童デイサービス事業を拡充したことにより、年間利用者数が増加した。
【管理運営コスト】	児童デイサービス事業を拡充したことにより職員を増やしたことやベースアップのため人件費はアップの傾向にある。管理費及び事業費は、コスト削減に努めている。
【使用料】	設定なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

適切な管理運営を考えながら、増え続けている障害児や多様化する障害に対応を図れるよう指導する。

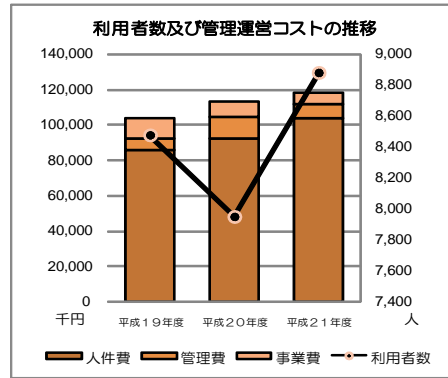
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	8,473	7,952	8,873

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	85,739,897	92,726,637	104,055,158
管理費	6,748,470	11,967,933	7,641,815
事業費	11,190,081	8,764,203	6,881,267
合計	103,678,448	113,458,773	118,578,240



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	12,236	14,268	13,364

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	14	27	26.57

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	63.90	56.85	66.18
茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園東海岸分室	-	-	52.30

※茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園は出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開園日数}}$$

別表13 茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園の施設の概要

施設名	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	知的障害児通園施設及び児童デイサービス事業を行うため。			
設置年月日	昭和50年4月1日		所在地	松が丘2-8-51
建物規模	敷地面積	1,815 m ²	会議室等の内容	事務室・指導室・会議室等 通園施設：定員30名 児童デイ：定員1日当たり20名
	延べ床面積	1,024 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和50年に開所したが、平成5年より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年4月より指定管理者制度に移行。			

施設名	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園東海岸分室		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害児日中一時支援事業を行うため。			
設置年月日	平成21年9月1日		所在地	東海岸北3-7-44
建物規模	敷地面積	115 m ²	会議室等の内容	事務室・指導室等 定員1日当たり10名
	延べ床面積	66 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成21年度
施設の沿革	平成19年10月よりつつじ学園にて事業を開始したが、平成21年9月に東海岸分室へ移転。			

【施設番号 14】

施設名	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
所在地	別表8-2参照	設置年月日	別表8-2参照	
休館日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表14参照	延べ床面積	別表14参照
	会議室等の内容	別表14参照		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表14参照			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害者の社会活動、就労支援や居場所を提供している。随時の情報交換のほか、指定管理者の行う理事会、評議員会へ出席するなど、連絡を密に行い、新たな事業展開などについても市と協議を行いながら、履行している。

2 サービス提供の状況

平成21年4月にふれあい活動ホーム赤羽根は、就労移行支援事業、就労継続支援事業に、あかしあは、地域活動支援センターに、第2あかしあは、就労継続支援事業に移行し、障害者自立支援法のサービスの提供を行った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
利用者数は、約14,000人であり、利用率が、80%を超えていることや施設の規模により、今後も14,000人前後になると思われる。

【管理運営コスト】
障害者自立支援法の事業に移行したため、事業費が増えている。

【使用料】
設定なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

障害者のニーズも多様化しており、ニーズにあった対応が必要になってきている。また、施設利用希望者も増えており、事業の拡充を含め、今後も引き続きニーズにあった対応を検討していくよう指導する。

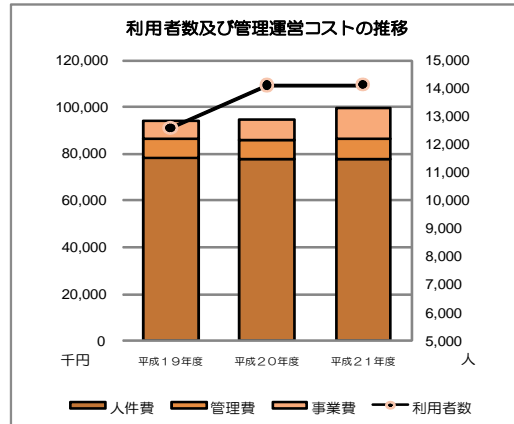
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	12,572	14,104	14,115

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	78,110,483	77,805,096	77,808,918
管理費	8,261,950	8,219,969	8,698,367
事業費	7,864,980	8,923,879	13,152,753
合計	94,237,413	94,948,944	99,660,038



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	7,496	6,732	7,061

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	28	19.38

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
ふれあい活動ホーム赤羽根	76.10	91.83	80.76
ふれあい活動ホームあかしあ	82.80	85.08	81.71
ふれあい活動ホーム第2あかしあ	84.60	83.11	85.60

※茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームは出席率とします。

ふれあい活動ホーム赤羽根は平成21年度より定員増

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開所日数}}$$

別表14 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの施設の概要

施設名	ふれあい活動ホーム赤羽根		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成5年4月1日		所在地	赤羽根338-1
建物規模	敷地面積	540 m ²	会議室等の内容	事務室・作業室・食堂等 定員29名
	延べ床面積	1,229 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成4年に消防署松林出張所との併設施設として建設され、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し開設した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。 平成22年4月に障害者自立支援法に基づく就労移行支援・就労継続支援B型事業所に移行し、定員を23名から29名とした。			

施設名	ふれあい活動ホームあかしあ		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成元年10月1日		所在地	松浪1-10-4
建物規模	敷地面積	278 m ²	会議室等の内容	事務室・作業室・食堂等 定員15名
	延べ床面積	654 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成元年に市が設立し、福祉3団体が運営する。平成5年4月に、茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。 平成22年4月に障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターに移行した。			

施設名	ふれあい活動ホーム第2あかしあ		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	昭和38年10月1日		所在地	十間坂1-4-8
建物規模	敷地面積	259 m ²	会議室等の内容	事務室・活動室等 定員25名
	延べ床面積	1,219 m ²		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和38年に開所した共同作業所を58年に改修し、生きがい事業団が管理運営を行い、平成2年から直営となった。平成5年から茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年より指定管理者制度に移行。 平成22年4月に障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型事業所に移行した。			

【施設番号 15-1】

施設名	茅ヶ崎市今宿児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	今宿1225-1	設置年月日	平成13年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあつては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	156 m ²	延べ床面積	59 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成13年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りにも貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度には一旦減少しているものの、平成21年度には大きく増加した。今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。平成21年度以降指定管理者が変更となっているが、その運営を受け継ぐことによって、良質な保育の体制作りが進められた。
【使用料】
利用者数に応じて、使用料(育成料)も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

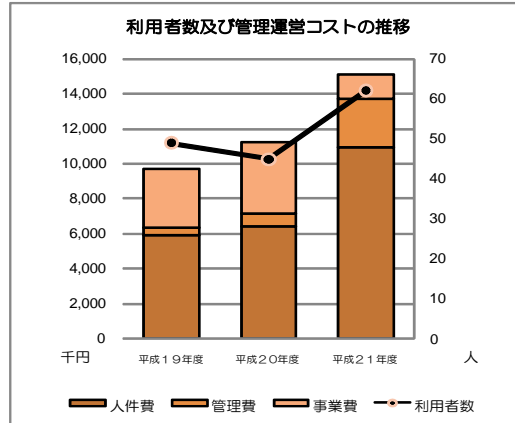
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	49	45	62

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	5,891,012	6,459,185	10,989,370
管理費	448,986	668,126	2,749,255
事業費	3,366,018	4,110,303	1,407,678
合計	9,706,016	11,237,614	15,146,303



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	5,336,000	5,015,000	7,922,800

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	89,184	138,280	116,508

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	5	5.07

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
保育スペース	64.00	70.03	57.20

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-2】

施設名	茅ヶ崎市梅田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎1-5-46	設置年月日	昭和59年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	468 m ²	延べ床面積	97 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※梅田文化財収蔵庫との併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成14年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は民設の児童クラブへ利用者が一部移ったため施設利用者数は減少した。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費の改訂があったが、利用者数の減少に伴い経費も減少している。
【使用料】 平成21年度は利用者数の減少に伴い使用料（育成料）も減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
 今後は、指導員の研修体制を強化し施設的环境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

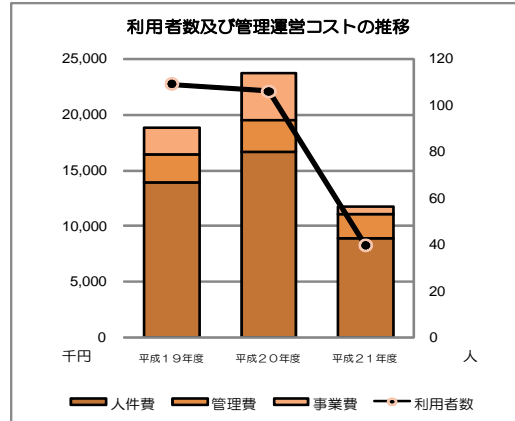
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	109	106	40

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	13,951,798	16,694,505	8,958,645
管理費	2,431,742	2,809,178	2,137,140
事業費	2,460,649	4,256,989	673,826
合計	18,844,189	23,760,672	11,769,611



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	11,261,902	11,445,292	4,563,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	69,562	116,183	180,153

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	4	3.48

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
保育スペース	61.00	64.59	55.85

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-3】

施設名	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	白浜町3-24	設置年月日	平成13年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	160 m ²	延べ床面積	78 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成15年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、施設は学校敷地を区分して設置されており、校庭で自由に遊ぶことができる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度には一旦減少しているものの、平成21年度以降は横ばい状態で安定している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。平成21年度以降指定管理者が変更となっているが、その運営を受け継ぐことによって、良質な保育の体制作りが進められると思われる。
【使用料】 利用者数に応じて、使用料(育成料)も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

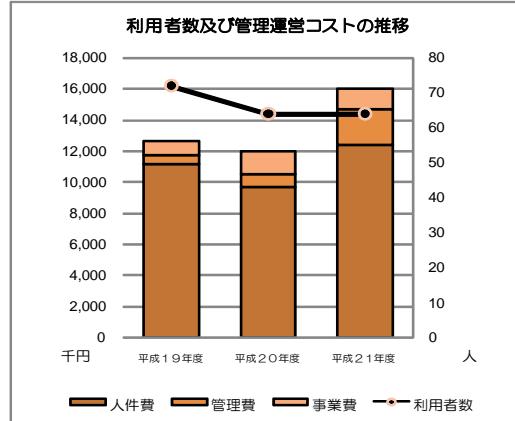
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	72	64	64

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	11,215,736	9,677,057	12,397,806
管理費	515,904	868,512	2,304,280
事業費	917,599	1,495,214	1,348,895
合計	12,649,239	12,040,783	16,050,981



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	6,209,100	6,871,350	6,666,400

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	89,446	80,772	146,634

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	8	4.71

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
保育スペース	61.00	62.89	57.70

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-4 】

施設名	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成10年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちとの複合施設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H18.4.1~H22.3.31	
施設の沿革	平成16年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は若干減少傾向である。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。
【使用料】 利用者数に応じて、使用料(育成料)も減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

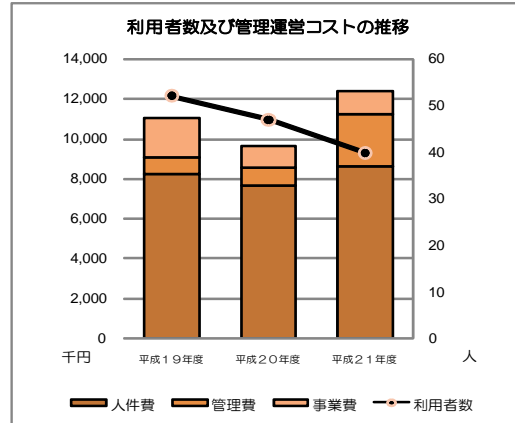
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	52	47	40

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	8,225,071	7,691,974	8,636,531
管理費	826,536	902,115	2,623,535
事業費	2,024,232	1,049,453	1,131,827
合計	11,075,839	9,643,542	12,391,893



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	5,938,000	4,786,500	4,102,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	98,805	103,341	207,247

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	8	3.36

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
保育スペース	67.00	61.73	66.60

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-5】

施設名	茅ヶ崎市小出児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	堤1967	設置年月日	平成10年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあつては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	96 m ²	延べ床面積	83 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H18.1.1~H22.3.31	
施設の沿革	平成18年1月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
利用者の増減はあるがほぼ横ばいで安定している。

【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。

【使用料】
利用者数に応じて、使用料(育成料)も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設的环境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

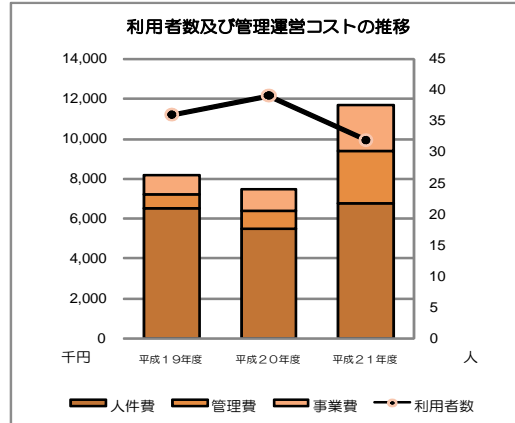
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	36	39	32

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	6,492,863	5,503,550	6,762,851
管理費	731,188	891,795	2,638,334
事業費	935,880	1,088,643	2,306,361
合計	8,159,931	7,483,988	11,707,546



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	3,671,000	4,241,000	3,909,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	124,693	83,154	243,686

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	7	2.57

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
保育スペース	67.00	65.19	61.30

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-6】

施設名	茅ヶ崎市小和田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	小和田3-2-43	設置年月日	平成4年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	480 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成18年7月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 増加傾向であり、今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。平成21年度以降指定管理者が変更となっているが、その運営を受け継ぐことによって、良質な保育の体制作りが進められると思われる。
【使用料】 利用者数に応じて、使用料（育成料）も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

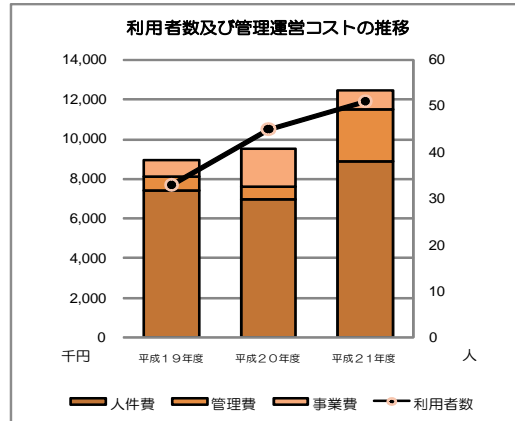
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	33	45	51

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,427,738	6,954,938	8,913,955
管理費	718,983	683,401	2,565,086
事業費	819,990	1,891,326	1,018,285
合計	8,966,711	9,529,665	12,497,326



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	3,754,000	4,960,000	5,997,400

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	157,961	101,548	127,450

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	5	2.48

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
保育スペース	69.00	67.24	61.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-7】

施設名	茅ヶ崎市松浪児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2-13	設置年月日	平成17年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	393 m ²	延べ床面積	71 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市緑が浜児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.10.1~H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に緑が浜児童クラブから分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。併設する緑が浜児童クラブと合同でイベントを行い、活発な交流が図られている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は民設の児童クラブへ利用者が一部移ったため施設利用者数は減少した。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費の改訂があったが、利用者数の減少に伴い経費も減少している。
【使用料】 平成21年度は利用者数の減少に伴い使用料（育成料）も減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

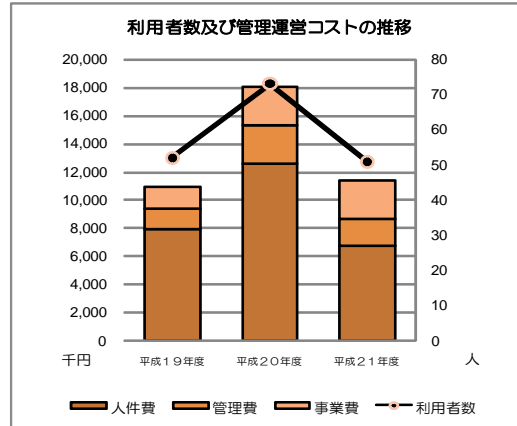
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	52	73	51

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,904,979	12,603,491	6,761,360
管理費	1,470,163	2,705,390	1,902,029
事業費	1,551,118	2,784,531	2,794,011
合計	10,926,260	18,093,412	11,457,400



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	6,516,500	8,667,500	5,727,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	84,803	129,122	112,349

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	5	2.47

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
保育スペース	59.00	61.36	57.35

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-8】

施設名	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2-13	設置年月日	昭和51年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあつては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	393 m ²	延べ床面積	68 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市松浪児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.10.1~H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に松浪児童クラブと分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。併設する緑が浜児童クラブと合同でイベントを行い、活発な交流が図られている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は若干減少傾向である。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。
【使用料】 利用者数に応じて、使用料(育成料)も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

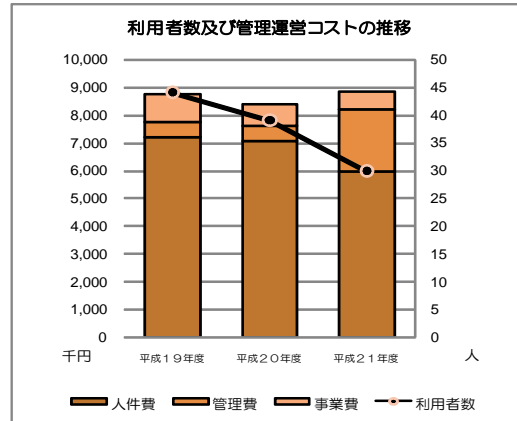
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	44	39	30

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,231,209	7,078,632	5,983,919
管理費	528,384	527,020	2,246,153
事業費	996,054	792,381	617,128
合計	8,755,647	8,398,033	8,847,200



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	4,059,000	3,560,500	2,828,800

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	106,742	124,039	200,613

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	5	2.41

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
保育スペース	53.00	61.78	48.10

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-9】

施設名	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	共恵1-10-70	設置年月日	平成4年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	350 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成19年度	指定管理期間	H19.4.1~H23.3.31	
施設の沿革	平成19年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、施設は学校敷地を区分して設置されており、校庭で自由に遊ぶことができる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 増加傾向であり、今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。
【使用料】 利用者数に応じて、使用料(育成料)も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

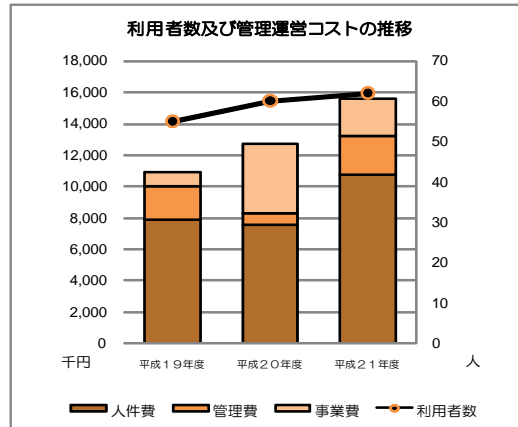
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	55	60	62

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,893,235	7,582,556	10,747,231
管理費	2,165,941	745,169	2,459,228
事業費	885,787	4,415,205	2,421,054
合計	10,944,963	12,742,930	15,627,513



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	6,180,000	6,836,000	7,498,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	86,636	98,449	131,107

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	9	3.57

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
保育スペース	62.00	64.41	58.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-10】

施設名	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	東海岸南4-10-40	設置年月日	平成3年9月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあつては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	265 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成19年度	指定管理期間	H19.7.21~H23.3.31	
施設の沿革	平成19年7月21日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度には一旦減少しているものの、平成21年度には59名となり大きく増加した。今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。
【使用料】 利用者数に応じて、使用料(育成料)も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

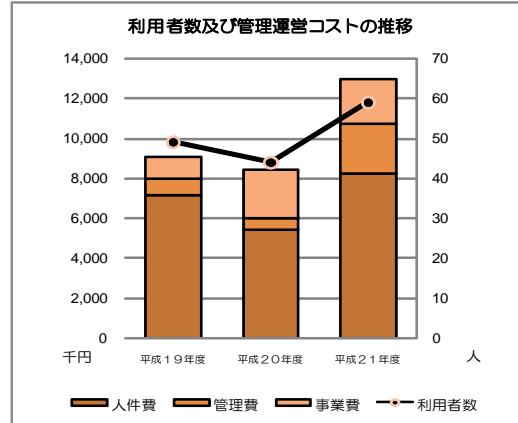
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (民設・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	49	44	59

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,129,994	5,410,311	8,273,147
管理費	860,529	581,219	2,476,084
事業費	1,071,026	2,465,575	2,215,237
合計	9,061,549	8,457,105	12,964,468



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	5,006,000	5,248,000	6,419,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (民設・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	82,766	72,934	110,932

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	7	2.15

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (民設・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
保育スペース	58.00	51.61	43.30

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-11】

施設名	茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	浜之郷603	設置年月日	平成20年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあつては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	255 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1~H24.3.31	
施設の沿革	平成20年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、施設は学校敷地を区分して設置されており、校庭で自由に遊ぶことができる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
増加傾向であり、今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。

【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。

【使用料】
利用者数に応じて、使用料(育成料)も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

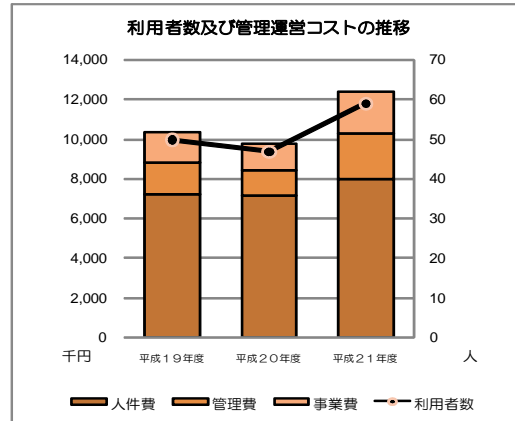
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	50	47	59

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,218,493	7,149,081	7,967,730
管理費	1,628,901	1,286,776	2,337,465
事業費	1,539,177	1,338,687	2,091,968
合計	10,386,571	9,774,544	12,397,163



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	4,874,500	5,215,000	5,897,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	110,241	97,012	110,164

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	5	3.88

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(民設)	(指定管理者)	(指定管理者)
保育スペース	58.21	59.53	50.70

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-12】

施設名	茅ヶ崎市香川児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	香川6-9-46	設置年月日	平成20年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	1,240 m ²	延べ床面積	149 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1~H24.3.31	
施設の沿革	平成20年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りにも貢献している。平成21年度より部屋を増設したことにより、よりよい保育環境が確保されたと考えられる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
増加傾向であり、今後も同様に増加していくと考えられる。

【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。

【使用料】
利用者数に応じて、使用料（育成料）も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設的环境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

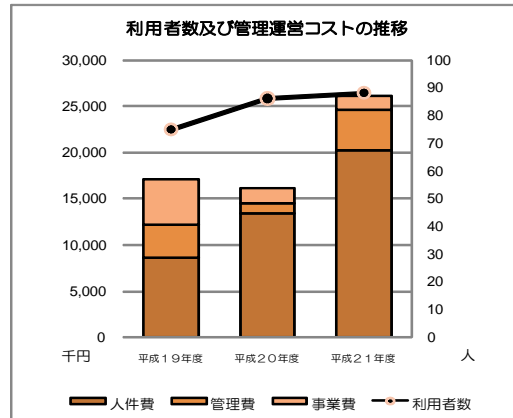
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	75	86	88

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	8,585,908	13,416,369	20,247,906
管理費	3,579,923	1,044,617	4,462,774
事業費	4,959,156	1,645,187	1,505,073
合計	17,124,987	16,106,173	26,215,753



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	8,289,500	9,477,000	10,056,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	117,806	77,083	183,626

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	7	4.42

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(民設)	(指定管理者)	(指定管理者)
保育スペース	56.52	59.97	59.70

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-13】

施設名	茅ヶ崎市柳島児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	柳島2-6-54	設置年月日	平成21年9月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	549 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成21年度	指定管理期間	H21.9.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成21年9月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

平成21年9月から指定管理となり、児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
利用者数は若干減少傾向である。

【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。

【使用料】
利用者数に応じて、使用料（育成料）も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設的环境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

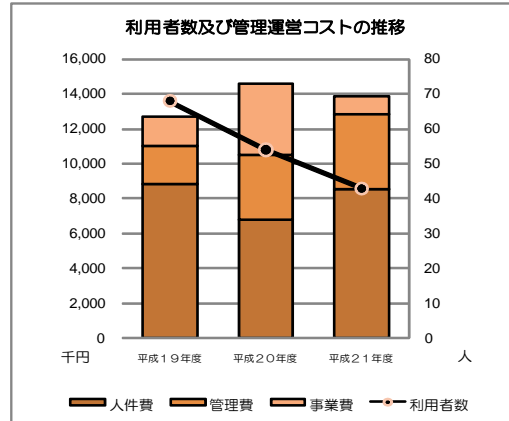
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
利用者数	68	54	43

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
人件費	8,828,716	6,799,835	8,512,240
管理費	2,195,795	3,708,868	4,358,253
事業費	1,689,390	4,110,645	984,159
合計	12,713,901	14,619,348	13,854,652



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
使用料	6,107,000	4,763,000	2,327,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
コスト	97,160	182,525	268,071

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	4	3.48

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
保育スペース	58.22	56.85	56.80

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-14】

施設名	茅ヶ崎市円蔵児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎551-9	設置年月日	平成21年9月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	282 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成21年度	指定管理期間	H21.9.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成21年9月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定例的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各所団体の主催する慣習への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

平成21年9月から指定管理となり、児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 増加傾向であり、小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため人件費や管理費の諸経費が増額となった。
【使用料】 利用者数に応じ、使用料(育成料)が増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設的环境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を行うよう指導する。

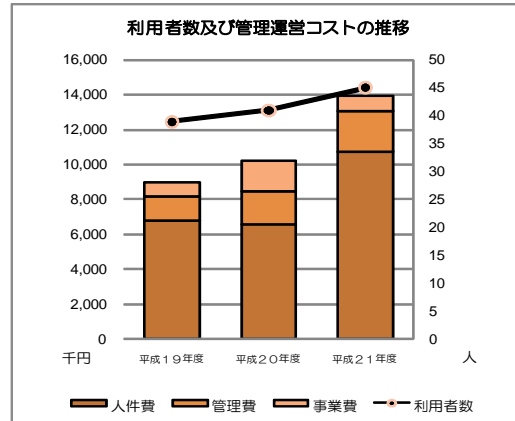
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
利用者数	39	41	45

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
人件費	6,799,298	6,551,204	10,765,874
管理費	1,410,970	1,951,381	2,283,268
事業費	781,517	1,733,543	935,841
合計	8,991,785	10,236,128	13,984,983



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
使用料	3,400,500	4,262,000	2,666,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (民設)	平成20年度 (民設)	平成21年度 (民設・指定管理者)
コスト	143,366	145,710	251,522

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	8	4.13

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(民設)	(民設)	(民設・指定管理者)
保育スペース	65.19	61.22	56.80

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 16】

施設名	茅ヶ崎市福祉会館	施設所管課	保健福祉課	
施設の設置目的	市民の福祉の増進及び福祉活動の育成発展を図るため			
所在地	中海岸2-2-42	設置年月日	昭和45年5月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時(7月から9月までにあつては、午前8時30分)から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	3,933 m ²	延べ床面積	1,852 m ²
	会議室等の内容	有料施設：ホール、大広間、集会室1から7 無料施設：娯楽室、風呂、ヘルストロン		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団(平成19年度は財団法人都市施設公社)			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1~H22.3.31	
施設の沿革	昭和45年5月開設。平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設設置の目的である「市民の福祉の増進」「福祉活動の育成発展」を実現するため、また、施設利用者の多くが高齢者であることから、誰もが安心して使いやすいと感じる施設の提供に努めている。
また、年2回のモニタリング調査等を通じ、指定管理者との意思の疎通・相互理解を図っており、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度により、施設の使用の承認、変更、取り消し、利用料金の減免等の処理をその場で指定管理者が行うため、処理の迅速化による利用者の利便性が図られた。
また、指定管理者によって、季節に合わせた開館時間の変更、苦情や要望に対する迅速な対応等が行われ、利用者の側に立った柔軟なサービスの提供が行われた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】

21年度も引き続き利用者の増加となった。利用者団体にアンケート調査を実施し、設置要望の多かったカラオケ設備を12月に大広間に設置し、4ヶ月で延べ701人の利用者増につながった。

【管理運営コスト】21年度より消費税の納付額が支出項目に計上されたこと、また利用者の安全性と利便性向上のため駐車スペースのラインの引き直し及び車止めの新規設置を行ったことにより、管理運営コストの増額となった。

【使用料】20年度と比較し、ほぼ横ばいで推移した。利用者の増加があったものの利用料収入が伸びなかった原因としては、減免団体や無料施設の利用が前年比で伸びている事が上げられる。
このことから特に予約等を行う団体利用者のほかに、個人で気軽に立ち寄る市民が増加していることが伺える。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の大半を占める高齢者に配慮した管理運営により、利用者の満足度の向上と利用者数の増加につながっているが、今後は「誰もが使いやすい」福祉会館とするために、「インターネット予約システム」の導入等、若年層の利用率向上に向けた取り組みも施設管理者と共に検討していく必要がある。

また、昼間の利用については稼働率が約56.28%となっているが、夜間では2.44%と極端に少なくなっており、このため夜間の施設利用あり方についても併せて検討していく必要がある。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	66,063	68,981	77,762

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	7,047,049	7,665,299	7,906,867
管理費	10,556,174	9,633,798	11,498,226
事業費	-	-	-
合計	17,603,223	17,299,097	19,405,093

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	931,626	1,059,602	1,057,656

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	252	235	236

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	4	4.31

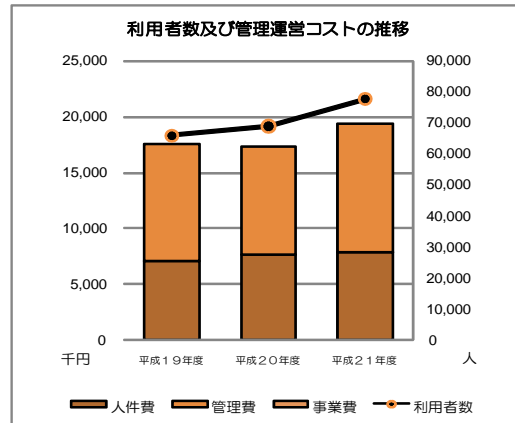
●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
ホール	60.57	65.11	63.74
大広間	32.46	34.33	33.01
集会室1	45.86	45.56	46.80
集会室2	21.13	26.89	24.65
集会室3	28.65	36.89	34.09
集会室4	27.23	28.00	26.28
集会室5	29.52	37.56	36.16
集会室6	20.59	26.56	31.38
集会室7	54.25	53.67	53.20
娯楽室※※	-	-	100.00
風呂※※	-	-	100.00
ヘルストロン※※	-	-	100.00

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

※※ 娯楽室、風呂、ヘルストロン利用者については、無料で利用できる施設であるため19～20年度は利用者をカウントしていなかったが、平成21年度より利用者としてカウントする。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 17-1】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）	施設所管課	高齢福祉介護課	
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	堤1928-1	設置年月日	昭和54年3月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,356 m ²	延べ床面積	330 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、多目的室、訓練室(ヘルストロン)		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会(平成18・19年度は財団法人茅ヶ崎市都市施設公社)			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1~H24.3.31	
施設の沿革	昭和54年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務(和室・大広間)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、指定管理者が小出地区コミュニティセンターを管理していることから、施設間の連携により従業者に対し指定管理者内で研修を実施し、接遇の向上に努めている。また、維持管理については、指定管理者が指定管理委託料の範囲内で修繕や改修を行い維持管理に努めている。
平成21年度は、夏と春に囲碁教室を開催し、施設と地域の交流と高齢者と子どもの世代間の交流を進めている。また、秋には小出地区コミュニティセンターのコミセンまつりに協賛し、正月には利用者と新春交流会を開催し、利用者との交流も積極的に進めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は13,000人程度と若干の増加となった。稼働率も前年度と比較して、大広間は約10%の増加となった。 (参考) ヘルストロン利用者 5,414人(平成21年度)
【運営コスト】 平成21年度は、職員研修の実施や囲碁教室の開催による事業経費の増額と施設内に手摺の設置など利便性の向上に関する管理経費の増額があった。しかし、指定管理委託料等の収入の範囲内において適正に管理運営が出来ている。
【使用料】 平成21年度の利用料金収入については、平成20年度の使用料収入と比較すると11,100円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換を行う。平成22年度は施設のホームページを開設し、市民への情報提供を強化し、利用者の増加に努めるよう指導する。
【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。
【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

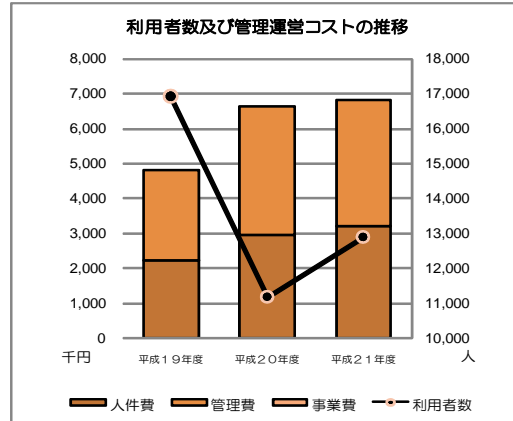
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	16,924	11,190	12,895

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,244,969	2,961,800	3,214,922
管理費	2,586,091	3,680,151	3,598,723
事業費	—	—	—
合計	4,831,060	6,641,951	6,813,645



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	20,000	22,200	33,300

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	284	592	526

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	1.25

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	(指定管理者)	(指定管理者)	(指定管理者)
大広間	64.80	65.02	76.47
和室	33.40	31.91	34.20

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 17-2】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家(浜須賀会館)		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	松が丘2-8-63	設置年月日	昭和59年4月25日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 m ²	延べ床面積	271 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室 ※地域集会施設(浜須賀会館)との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	昭和59年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るための施設として完成し、1階に老人憩の家、調理室(63年度増築、地域集会施設)、2階に地域集会施設が併設されている。
また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互理解、意思疎通を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見・要望・苦情を収集、定期的に役員会、運営委員会で検証し、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。
施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、ラウンジを一般開放したことにより予約をすることなく囲碁や将棋を行えるようになった。
地域集会施設を併設していることもあり、年に1回の浜須賀会館祭りを実施することにより地域に開かれた施設となっている。さらに、地域集会施設の事業として地区社会福祉協議会と共催で「救急救命講習会」や茅ヶ崎市立病院と共催の「講演会」を指定管理者が実施することによって、老人憩の家の利用者にも情報提供がなされ社会参加の機会が広がる効果がある。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は14,434人(大広間、和室、会議室)でとなり若干の減少であった。また、一般開放しているラウンジの利用者は、平成21年度は3,626人(前年4,082人)であることから若干の減少である。
【管理運営コスト】 平成21年度は、前年度と比べて若干の増加となっている。
【使用料】 平成21年度の利用料金収入については、平成20年度の使用料収入と比較すると8,750円の減額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換を行う。特に稼働率の向上に向けて市と指定管理者の協同で分析を行い今年度の稼働率の向上に反映させ、また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応するよう指導する。
【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年2回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。
【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会館の会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

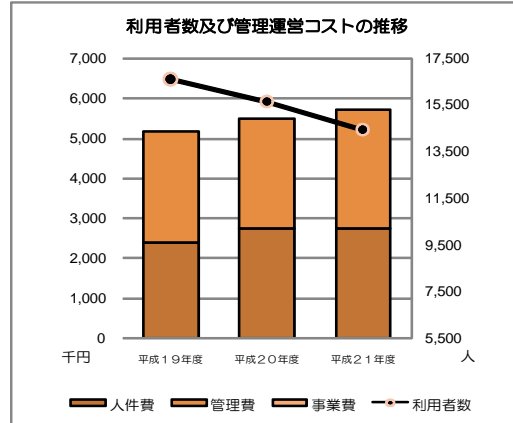
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	16,586	15,646	14,434

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	2,411,487	2,762,744	2,738,668
管理費	2,761,842	2,713,703	2,975,890
事業費	—	—	—
合計	5,173,329	5,476,447	5,714,558



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	54,950	78,700	69,950

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	309	345	391

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	3.45

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
大広間	48.00	38.00	36.60
和室	37.00	40.28	40.09
会議室	19.00	15.42	19.93

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 17-3】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）	施設所管課	高齢福祉介護課	
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,199 m ²	延べ床面積	907 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室、娯楽スペース ※萩園ケアセンター及び萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成13年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、施設の利用者と懇談会を年3回ほど実施し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

走内公園に隣接していることからゴミの散乱など老人憩の家管理業務以外の面での対応が求められることもあるが、公園みどり課や地域（学校・住民等）と連携しながら対応できている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。指定管理者の提案により、図書コーナーの設置や利用者懇談会の開催などにより施設利用の利便性の向上に努め利用者が増加傾向にある。また、ラウンジ等の余剰スペースを活用し演奏会などのイベントを開催するなど地域に根ざした運営を実施している。

(事業実績)
土曜ミュージックサロン 6回開催(平均参加人数70人)、絵本読み聞かせ会 毎月第4木曜日(平均参加人数20人)、みんなで食べよう会 4回開催(平均参加人数50人)

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度の利用者は約16,000人で前年と比較して約3,000人増となっている。
【運営コスト】 平成21年度の運営コストは、平成20年度とは比較してほぼ横ばいとなっている。
【使用料】 平成21年度の利用料金収入については、平成20年度の使用料金収入と比較すると35,480円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換を行う。また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応するよう指導する。

【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。ラウンジ等の余剰スペースを活用したイベントについて、利用者(65歳以上の人)を対象とするイベントも企画するよう指導する。

【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

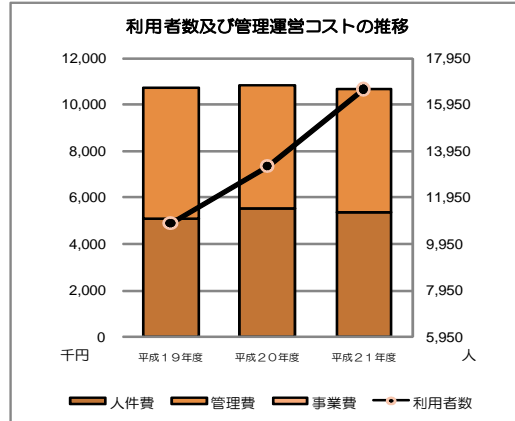
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	10,839	13,302	16,597

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	5,099,224	5,511,648	5,365,235
管理費	5,616,175	5,306,025	5,279,225
事業費	—	—	—
合計	10,715,399	10,817,673	10,644,460



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	15,900	16,600	52,080

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	987	812	638

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	3,21

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
大広間	57.10	71.66	79.63
和室	20.20	21.82	24.95
会議室	29.60	31.81	36.17

※稼働率 =
$$\frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 18】

施設名	茅ヶ崎市老人福祉センター	施設所管課	高齢福祉介護課	
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	新栄町13-44	設置年月日	昭和58年1月8日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	- m ²	延べ床面積	590 m ²
	会議室等の内容	大広間、第1和室、第2和室、第1会議室、第2会議室、第3会議室		
指定管理者	企業組合労協センター事業団			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	昭和58年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。平成21年度から指定管理者が変更となった。年度当初は、受付業務の処理時間に時間を要したが、現在は、前年度より短縮して行っている。また、利用者アンケートを実施するなどニーズの把握と交流を積極的に行っている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、予約受付票を事前に事務局に提出することを可能とし、月初めの予約調整が効率化した。今年度より、会報(老人福祉センターだより)を発刊し、利用者に対して情報提供に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度の利用者は78,668人であった。平成20年度と比較して約2,000人の増加である。
【運営コスト】 平成21年度は、指定管理者の変更により新規職員の研修や事務の複数職員で対応した時期があったため人件費が増額となった。事務費も同様にコピー機などの導入経費があったため増額となった。
【使用料】 平成21年度の利用料金収入については、平成20年度の使用料収入と比較すると17,100円の減額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換を行う。また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応するよう指導する。

【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。次年度は実施したアンケートの結果を利用者に報告すると同時に日々の業務の改善に活用するよう指導する。

【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

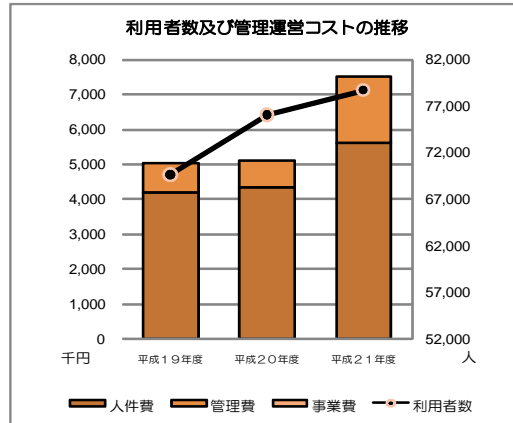
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	69,612	76,046	78,668

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	4,216,037	4,333,549	5,621,488
管理費	826,664	787,218	1,880,837
事業費	—	—	—
合計	5,042,701	5,120,767	7,502,325



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	9,300	18,600	1,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	72	67	95

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	8	3.02

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
大広間	77.75	85.43	79.49
第1和室・第2和室	50.77	59.68	60.16
第1会議室	68.40	73.75	71.53
第2会議室	47.21	58.28	58.31
第3会議室	69.27	71.66	65.60

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 19-1】

施設名	茅ヶ崎市松林ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	松林3-9-28	設置年月日	平成10年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,702 m ²	延べ床面積	715 m ²
	会議室等の内容	1階：相談室、食堂、浴室、日常動作訓練室、介護機器展示コーナー、2階：介護者教育室、会議室 ※市営松林住宅（シルバーハウジング）と併設		
指定管理者	社会福祉法人 慶寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成10年12月に茅ヶ崎市営松林住宅（高齢者向け住宅）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。
 今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。
 この他にも市委託事業として様々な事業を積極的に実施している。
 （平成21年度実績）
 在宅老人等給食サービス事業、高齢者住宅援助員派遣事業、転倒予防教室、介護予防講演会、口腔機能向上事業
 家族介護教室、災害要援護者支援制度 サロンコーディネート委託事業、市営松林住宅管理運営業務

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は37名であり、各年度を通しての利用者は約9,600人である。 平成21年6月より通所介護の利用定員を35名から37名に変更したこともあり、利用者は増加傾向にある。
【管理運営コスト】 施設の老朽化に伴う修繕費や利用者増に伴う人件費の増など毎年微増の傾向にある。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のに努めるよう指導する。
 具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を行うよう指導する。

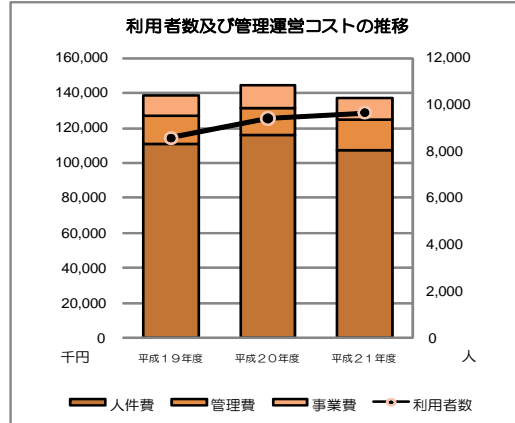
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	8,599	9,428	9,647

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	111,013,956	116,444,294	107,353,874
管理費	16,033,005	15,257,207	17,857,722
事業費	11,977,528	13,011,639	12,284,789
合計	139,024,489	144,713,140	137,496,385



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	14,319,171	15,468,725	14,847,867

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	14,502	13,709	12,714

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	13	50	29.37

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
相談室	40.00	40.00	40.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	87.48	88.03	84.93

※茅ヶ崎市松林ケアセンターは利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった人数}}{\text{1年間の利用可能な人数}}$$

【施設番号 19-2 】

施設名	茅ヶ崎市元町ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	元町10-33	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 m ²	延べ床面積	527 m ²
	会議室等の内容	介護機器展示コーナー、浴室、介護者教育室、相談室、日常動作訓練室、食堂 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 麗寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。
今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。
この他にも市委託事業として様々な事業を積極的に実施している。
（平成21年度実績）
運動器機能向上事業、栄養改善事業

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は30名であり、各年度を通しての利用者は約6,400人である。 平成20年7月より通所介護の利用定員を25名から30名に変更したこともあり、利用者は増加傾向にある。
【管理運営コスト】 平成21年度の運営コストは、平成20年度はと比較してほぼ横ばいとなっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のに努めるよう指導する。
具体的には、地域の高齢者や介護者に対する相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を行うよう指導する。

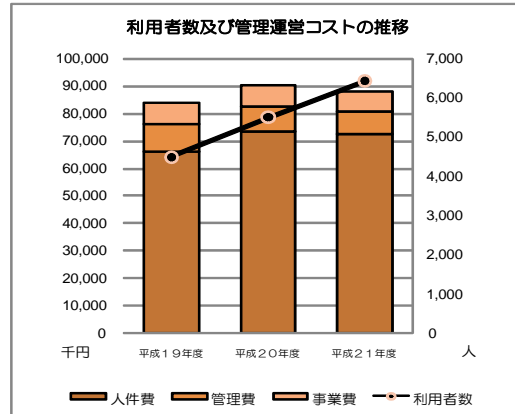
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	4,490	5,493	6,421

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	66,089,644	73,687,036	72,747,828
管理費	10,161,564	8,818,848	8,061,179
事業費	7,681,861	7,926,202	7,426,463
合計	83,933,069	90,432,086	88,235,470



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	14,694,287	14,991,159	15,206,917

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	15,421	13,734	11,373

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	20	12.00

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
介護者教育室	33.00	33.00	33.00
食堂・浴室・日常動作訓練室・相談室	69.90	74.70	75.36

※茅ヶ崎市元町ケアセンターは利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった人数}}{\text{1年間の利用可能な人数}}$$

【施設番号 19-3】

施設名	茅ヶ崎市萩園ケアセンター	施設所管課	高齢福祉介護課	
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,198 m ²	延べ床面積	905 m ²
	会議室等の内容	介護機器展示スペース、相談室・介護相談室、食堂、日常動作訓練室、浴室 ※萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。この他にも市委託事業として地域支援事業の家族介護教室を実施している。今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】	通所介護の利用定員は25名であり、各年度を通しての利用者は約4,700人である。大きな変動はないが、若干増加している。
【管理運営コスト】	全体としてコストは落ちている。主な要因は、通所介護の稼働率が前年度にと比較して約10%低下したことにより事業費・人件費が減少したことが考えられる。
【使用料】	設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のに努めるよう指導する。
具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を行うよう指導する。

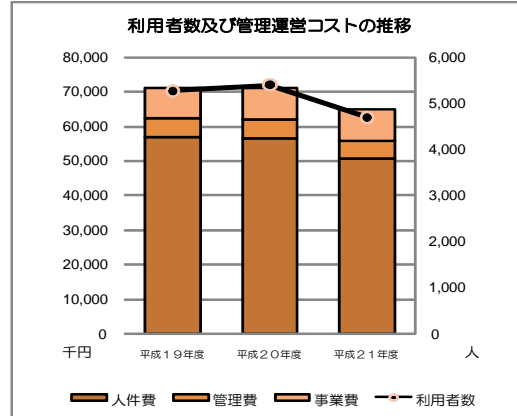
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	5,263	5,386	4,700

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	57,137,530	56,614,984	50,947,190
管理費	5,499,306	5,410,129	5,119,216
事業費	8,648,135	9,256,715	8,777,096
合計	71,284,971	71,281,828	64,843,502



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	6,805,798	7,553,643	6,255,272

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	12,251	11,832	12,466

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	10	7.51

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)	平成21年度 (指定管理者)
相談室	25.00	25.00	25.00
介護相談室	25.00	25.00	25.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	68.57	70.18	61.24

※茅ヶ崎市秋園ケアセンターは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった人数}}{1 \text{ 年間の利用可能な人数}}$$

【施設番号 20】

施設名	茅ヶ崎市勤労市民会館	施設所管課	雇用労働課	
施設の設置目的	働く市民の福祉の増進と文化の振興を図る			
所在地	新栄町13-32	設置年月日	平成7年5月1日	
休館日	①毎月第4月曜日。ただし、その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後10時まで			
建物規模	敷地面積	541 m ²	延べ床面積	1,657 m ²
	会議室等の内容	本館は地上6階建てで、6階は、A研修室（定員120人）、4階は、練習室（定員20人）、C研修室（定員16人）、和室（定員30人）、3階は、B研修室（定員45人）、C会議室・D会議室（定員18人）、1階にはA会議室・B会議室（定員12人）があるほか、2階は藤沢公共職業安定所と協同運営をしている茅ヶ崎市ふるさとハローワークがあり、5階は（社）茅ヶ崎医師会の事務所となっている。		
指定管理者	アクティオ株式会社			
指定管理者制度導入年度	平成21年度	指定管理期間	H21.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成7年5月より開設。平成21年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の設置目的である働く市民の福祉の増進と文化の振興を図るため、施設の維持管理及び利用者の利便性の向上に努めている。また、本市の就職活動支援に関する業務及び中小企業勤労者福利厚生に関する業務の一環として就職対策講座や技能講座等を実施し、自主事業として利用団体の発表会等も実施している。なお、指定管理者とは毎月1回の情報交換の機会を設け、施設の稼働率や利用収入等の利用状況、講座・イベント等の実施状況及び運営の改善に向けた意見聴取や助言を行っている。

2 サービス提供の状況

指定管理者1年目として「利用者の満足度の拡大」「安心・安全・快適な施設」「市からの信頼を得る」を目標に運営をした。具体的な実施項目のうち主なものは、①利用者への声かけの徹底、②ホームページでの空室情報発信、③予約申込み手続き受付時間を午後5時から午後10時まで延長、④「勤労市民会館ニュース」の発行、⑤意見箱の設置による利用者からの要望等の収集、⑥要望等に対する回答を「勤労市民会館ニュース」へ掲載等である。その成果もあってか、利用者アンケートからも、「当館の管理運営が民間会社の指定管理者になったことを知っているか」という問いに対し、「知っている」という旨の回答が58%を占め、「職員・スタッフの対応について」という問いに対し、「良くなった」との回答を57%得たことから、利用者の満足度が向上していると評価する。

講座等は32講座を実施し、アンケート調査によると90%の受講者が「満足した」と回答している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 予約人数を利用者数として集計しているが、直営時に比べ利用者数が平成20年度比105.6%となっており、稼働率も同比105.7%となり利用者数と稼働率ともに増加している。
【管理運営コスト】 直営時の平成20年度と比べて、事業費が増えているが、緊急的な就職活動支援対策を実施するよう市から要請し、市が補正予算を組んで実施させたものである。全体の管理運営コストを見れば、人件費が大幅に減額となったことと、管理費も減額となっているので、指定管理者への移管による管理運営コストの軽減という役割は十分に果たしている。
【使用料】 施設の利用料は、直営時の平成20年度と比べて、329,183円増えている。稼働率のアップが使用料の増収に繋がっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者数、稼働率及び利用料収入も増加しているため、今後もこれらが、堅調に増加するよう指導する。

施設の管理面については、当館は築15年が経過したことにより、今後各部分に故障や不具合が発生しやすい状況であるため、指定管理者と連携を密にし、その都度迅速な対応・処置に当たりたい。

利用者の満足度の向上に対しては、アンケート調査を引き続き実施し、その結果をふまえて、実施できる項目から改善を図っていく。

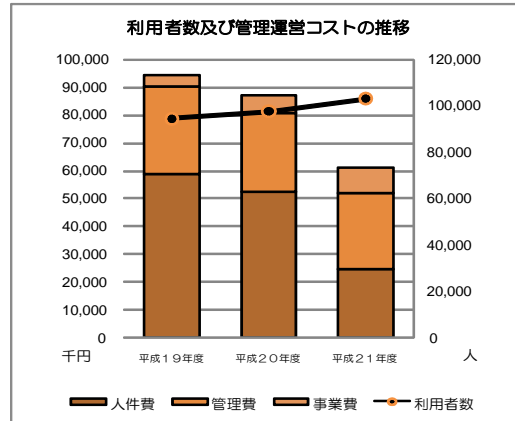
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (直営)	平成21年度 (指定管理者)
利用者数	94,415	97,416	102,915

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (直営)	平成21年度 (指定管理者)
人件費	59,045,556	52,503,471	24,630,785
管理費	31,563,593	28,424,541	27,616,504
事業費	3,793,075	6,063,273	9,129,471
合計	94,402,224	86,991,285	61,376,760



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (直営)	平成21年度 (指定管理者)
使用料	3,778,132	3,893,280	4,222,463

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度 (直営)	平成20年度 (直営)	平成21年度 (指定管理者)
コスト	960	853	555

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	7	7.36

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度 (直営)	平成20年度 (直営)	平成21年度 (指定管理者)
A研修室	80.40	82.30	82.00
B研修室	47.20	48.60	51.70
C研修室	56.70	51.60	55.70
A会議室	46.60	54.60	57.30
B会議室	43.50	45.70	52.40
練習室	88.60	91.40	91.10
和室	51.80	51.10	55.80
C会議室	57.30	60.10	65.70
D会議室	43.50	51.50	55.70

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

Ⅱ 直営施設の管理運営状況

シートの見方

【施設番号 6】

施設名	茅ヶ崎市女性センター	施設所管課	男女共同参画課	
施設の設置目的	男女平等社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供することにより、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため			
所在地	新栄町12-12	設置年月日	平成10年3月1日	
休館日	日曜日、年末年始（12月28日から1月3日まで）			
開館時間	午前9時から午後9時（7月から9月までにあっては、午後9時30分）までとする。			
建物規模	敷地面積	1,339 m ²	延べ床面積	887 m ²
	会議室等の内容	大会議室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、和室、実習室		
施設の沿革	平成10年3月より設置。			

当該施設の概要について記載しています。病院、道路、河川、学校などは除外しています。

当該施設の業務の履行状況についてのコメントを記載しました。

1 業務の履行状況

施設の目的である、男女平等社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供することにより、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため、市民が安心して利用できるような施設の維持管理に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、一部清掃業務等の委託業者とは定期的に情報更新及び意見交換の機会を設け、契約書に定める業務について相互の確認を行っている。

当該施設のサービス提供の状況についてのコメントを記載しました。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎市女性センターを拠点として、ちがさき男女平等参画プランの目標に基づき、女性問題の解決の一助として相談事業を実施している。同様に、女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）への支援として啓発講座及び研修会を積極的に開催している。合わせて、講座等の開催時には子育て中の人が参加できるように託児を実施している。また、男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関わる情報を分かりやすく市民に提供するため、情報コーナーで最新の情報が掲載されている図書を購入したり、情報紙を発行して市内公共施設に配布したりすることで、サービス・施設の質の向上に努めている。

当該施設の利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移を、19年度から21年度までの3カ年について、右ページの資料に基づき記載しています。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】

平成19年度から平成21年度まで、利用者数は概ね37,000人で推移している。

【管理運営コスト】

管理費が平成19年度と比較して平成20年度は増加している。これは、空調室外機の緊急修繕を実施したことによる。事業費が平成20年度と比較して平成21年度は増加している。これは、現状の男女平等意識についての確に把握し今後の計画の作成及び施策の資料とするため市民意識調査を実施したことによる。

【使用料】

平成21年度は使用料収入が減少している。これは、茅ヶ崎市役所本庁舎建て替えのため本庁舎の会議室が利用できなくなった茅ヶ崎市職員が茅ヶ崎市女性センターを利用していることが要因と考えられる。

当該施設の今後の業務改善に向けた考え方についてのコメントを記載しました。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者ニーズの把握については要望箱を設置していたが、平成21年度に利用者を対象にアンケートを実施した。この結果を踏まえ、施設の整備及び利便性の向上などを検討する。また、関係課との講座の共催及び市内公共施設での講座の開催なども検討課題とし、一層の市民サービスを目指す。さらに、ホームページやチラシ配布など、より幅広い周知を行うことで利用率の向上を図っていく。

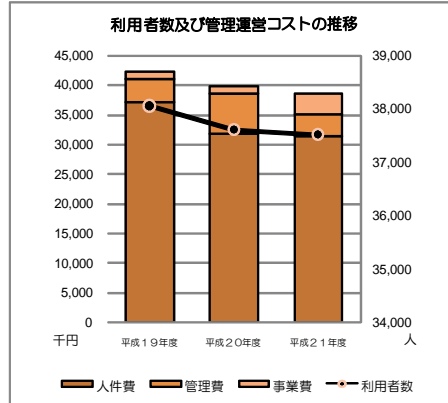
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	38,050	37,603	37,524

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	37,083,460	31,823,831	31,370,799
管理費	4,053,205	6,768,176	3,774,607
事業費	1,156,672	1,240,797	3,440,847
合計	42,293,337	39,832,804	38,586,253



当該施設の利用者数、管理運営コストを、平成19年度から平成21年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。また、それらの推移をグラフにて示しました。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	464,240	456,820	362,806

当該施設の使用料収入及び利用者一人あたりのコストを、平成19年度から平成21年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	1,112	1,059	1,028

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	6	6.17

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

当該施設に配属されている職員等(職員のほか再任用職員、任期付き職員含む)及び臨時職員等(臨時職員、非常勤嘱託職員など上記の職員等を除く職員)が、常勤換算後、職員等の何人分に相当するのかを記載しました。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大会議室	82.85	85.23	82.73
第1会議室	67.75	66.12	61.23
第2会議室	55.59	57.44	60.26
第3会議室	65.04	61.13	55.70
和室	73.29	72.96	73.07
実習室	49.62	45.39	48.64

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

当該施設の会議室等の稼働率を、平成19年度から平成21年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

【施設番号 1 】

施設名	茅ヶ崎市斎場	施設所管課	市民課	
施設の設置目的	葬祭を執行する施設及び墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬を執行する施設として、斎場を設置する。			
所在地	芹沢1700	設置年月日	平成4年12月22日	
休館日	・反引にあたる日 ・1月1日から1月3日			
開館時間	午前8時30分から午後5時15分まで			
建物規模	敷地面積	30,007 m ²	延べ床面積	4,044 m ²
	会議室等の内容	火葬ブロック・火葬室（火葬炉5基、将来増設2基、汚物炉1基）、エントランスホール、中央ホール、告別室2室、収骨室2室、炉前ホール、電気集塵機室、制御室、蓋安室2体、火葬委託業者控室 待合ブロック・待合室（洋室2室、和室4室）、待合ロビー、事務室、売店、運転者控室、清掃委託業者控室 斎場ブロック・告別式場（但し2室として使用可能）、ロビー、遺族控室2室、僧侶控室2室、葬祭業者控室		
施設の沿革	平成5年5月より開設。			

1 業務の履行状況

火葬及び葬儀が円滑に行えるよう施設の維持管理に努めるとともに、斎場の有する特性を勘案し、利便性及び市民サービスの向上のために、火葬業務・施設管理業務を適正に運営している。

2 サービス提供の状況

自宅での葬儀の減少に伴い、公的式場の果たす役割は益々大きいため、経年劣化している施設や機器の修繕など、サービス・施設の質の向上に努める。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度 火葬件数2,124件 1件につき約30名の参列者 約60,000人 前年度より火葬件数は増加した。また、火葬件数の推移は平成5年開場時1,212件であり、今後も高齢化の進展に伴う斎場利用者は増えることが予想される。
【管理運営コスト】 平成21年度決算 歳出118,375,304円 全体の管理運営費は横ばいであるが、年度によって燃料費の高騰や経年劣化のための施設修繕費・工事請負費等が高むことが予想される。今後も引き続き省エネや適切な施設の管理運営に努め、コスト削減努力をする。
【使用料】 平成21年度決算 斎場使用料16,398,000円 火葬室の使用料収入は、市外の方の使用料であり年度によって多少の増減がある。なお、通夜・告別に伴う式場使用料は、家族葬等が増えていることにより増加の傾向にある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

再任用職員の活用及び北部の拠点施設である小出支所の管理下に置くなど、組織的な統合による人件費の抑制に向けた検討を行う。

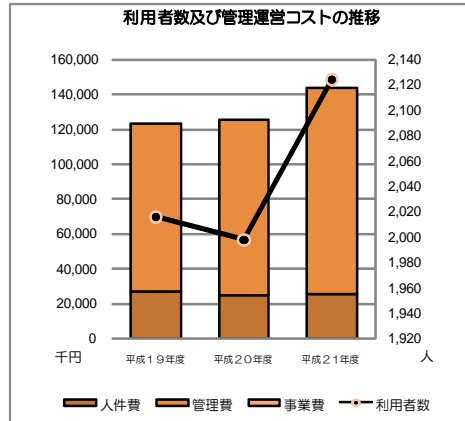
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度 (火葬件数)	平成20年度 (火葬件数)	平成21年度 (火葬件数)
利用者数	2,016	1,998	2,124

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	27,114,880	25,106,489	25,838,622
管理費	96,551,430	100,414,602	118,375,304
事業費	—	—	—
合計	123,666,310	125,521,091	144,213,926



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	16,406,000	14,764,000	16,398,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	53,205	55,434	60,177

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	—	3.00

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市斎場	55.63	55.13	59.00

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった火葬の件数}}{1 \text{ 年間の利用可能な火葬の件数}}$

【施設番号 2】

施設名	茅ヶ崎市コミュニティーホール	施設所管課	用地管財課	
施設の設置目的	市民に交流の場を提供し、コミュニティ活動の推進を図るため			
所在地	茅ヶ崎1-1-1	設置年月日	平成5年5月1日	
休館日	①毎月第4火曜日 ②1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後9時30分まで			
建物規模	敷地面積	13,465 m ²	延べ床面積	602 m ²
	会議室等の内容	大集会室（集会室1・2）、A会議室及びB会議室		
施設の沿革	平成5年5月より開設。			

1 業務の履行状況

利用率の向上を図るとともに施設の適正な維持管理に努めている。用地管財課の職員が窓口となり、使用の申請や承認事務行われ、利用者の利便性が図られている。また、集会室では、受付を一部業務委託をしており、実務上の設備の設置等の業務を行っている。

2 サービス提供の状況

コミュニティ活動の推進を図り、市民の集いと交流のあるまちづくりに寄与し、レセプションや講演会、パーティー、会合等として利用されている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度も前年度と同様の利用者数であった、利用件数もほぼ横ばいに推移している。
【管理運営コスト】 平成21年度は20年度と比べて減少している。
【使用料】 使用料については、平成21年度は20年度に比べ、約130万円（81.9%）ほど減額になった。原因としては、行政側の利用が増えたため、使用料の減につながっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市の業務を優先的に受付しているため、一般市民の利用が少なく使用料の減につながっている。そのため、当初の目的どおり市民の利便性を優先して使用させることが必要であり、収入増が図れる。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	96,880	99,066	99,050

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	—	—	—
管理費	7,148,999	6,927,782	6,406,294
事業費	—	—	—
合計	7,148,999	6,927,782	6,406,294

※人件費相当額は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	7,424,170	7,150,520	5,854,626

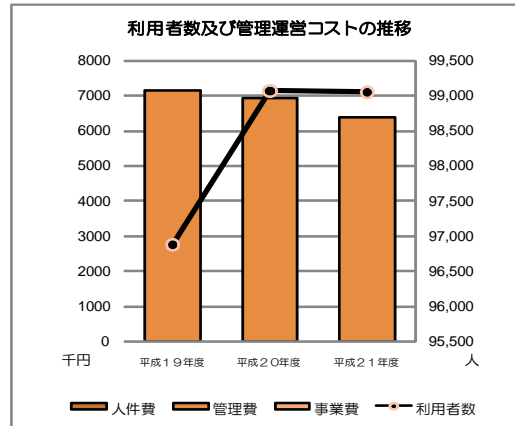
●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	-3	-2	6

※使用料収入が上回っている場合は「-」の記載をしています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	1	1.00



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※利用時間内の常勤配置職員数を記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
集会室1・2	68.90	68.00	68.20
A・B会議室	60.20	59.40	63.90
C会議室	35.50	35.30	37.60

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3】

施設名	茅ヶ崎市農業ふれあい広場		施設所管課	農業水産課
施設の設置目的	農業と親しむ場を提供し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、心身の健康増進を図るため			
所在地	赤羽根1948	設置年月日	平成20年4月1日	
休館日	毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日が休館）及び1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時から午後5時（7月から9月までにあつては、午後6時）までとする。			
建物規模	敷地面積	2,000 m ²	延べ床面積	112 m ²
	会議室等の内容	管理人室、休憩所、トイレ、農機具収納庫、給湯室、更衣室 ※上記の管理人室等を総称して「農業ふれあい館」としている。		
施設の沿革	平成20年4月開設			

1 業務の履行状況

本施設は、農業と親しむ場を提供したり、市民の農業に対する理解を深める施設として利用されている。管理運営にあたっては、臨時職員の活用により経費面での効率化に努めている。また、併設している富士見ファーム赤羽根市民農園の管理人も常駐し、農機具の貸出業務等、農園利用者へのサービスを行っている。

2 サービス提供の状況

農業ふれあい広場は、近隣住民の方や、農園利用者の憩いの場として利用されている。また、年に一度、農業ふれあい広場にて、富士見ファーム赤羽根市民農園主催の収穫祭を開催しており、近隣住民の方をはじめ、地元農業者や農園利用者との交流の場として活用されている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

<p>【利用者数】 平成21年度は、平成20年度と比較してやや増加している。 利用者の大半は富士見ファーム赤羽根市民農園で耕作している方となっている。</p>
<p>【管理運営コスト】 平成21年度は、平成20年度と比較してやや減少している。 農業ふれあい広場（農業ふれあい館）の管理運営には、臨時職員の賃金・光熱水費や消耗品費等が必要経費となっている。</p>
<p>【使用料】 農業ふれあい広場・農業ふれあい館は、使用料は徴収していない。</p>

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後も近隣住民の方をはじめ、地元農業者・農園利用者との交流や農業振興・農業への理解をさらに深め、農業ふれあい広場の利用により、市民の健康増進に繋がるよう努めていく。

資料

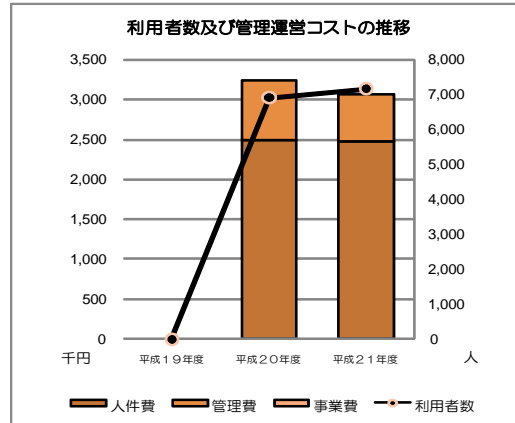
●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度 (来館者数)	平成21年度 (来館者数)
利用者数	—	6,904	7,163

※農業ふれあい館の利用者数を記載しています。

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	—	2,490,600	2,472,120
管理費	—	749,875	597,945
事業費	—	—	—
合計	—	3,240,475	3,070,065



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	—	469	429

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	3.00

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市農業ふれあい広場	—	100.00	99.45

※茅ヶ崎市農業ふれあい広場は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 4 】

施設名	茅ヶ崎市開高健記念館		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	開高健の業績を後世に伝えるとともに、市民の教養の向上及び文化の発展に資するため			
所在地	東海岸南6-6-64	設置年月日	平成15年4月4日	
休館日	毎週月～木、年末年始（12月29日～1月3日） ※但し、祝祭日は開館			
開館時間	4月～10月 午前10時から午後6時まで（入館は午後5時30分まで） 11月～3月 午前10時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）			
建物規模	敷地面積	628 m ²	延べ床面積	269 m ²
	会議室等の内容	展示コーナー		
施設の沿革	遺族より寄贈を受け、平成15年4月4日、茅ヶ崎市ゆかりの作家、故・開高健氏の仕事場兼自宅を開高健記念館として開館。			

1 業務の履行状況

来館者に安全で快適に過ごしていただくために、施設の維持管理に努めている。平成21年度、記念館が駅から遠方で交通の便が悪いこともあり、開高健記念館の隣地を購入し駐車場を設置。駐車場利用者も増えており、入館者数の増加につながっている。老朽化が進んでいるが定期的に維持管理点検をし、随時修繕等は実施している。

2 サービス提供の状況

記念館は、できるだけ生前のまま残すという考えのもと、開高氏の足跡を紹介する施設、文学への関心を深める施設として代表的作品を展示している。また、市外からの来館者が多いこともあり、期間を長期間に設定し年2回の企画展を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成15年4月4日のオープン以来、平成22年3月に来館者数が5万人を達成。
【管理運営コスト】 平成20年度から21年度の増加分（約30万円）については、記念館の老朽化による修繕料にかかっている。その他のコストはほぼ例年通りである。引き続きコスト削減に努めている
【使用料】 入館料はなし

4 今後の業務改善に向けた考え方

引き続き定期的な維持管理点検に行い、施設利用者が安全で快適に施設を利用していただけるよう努める。

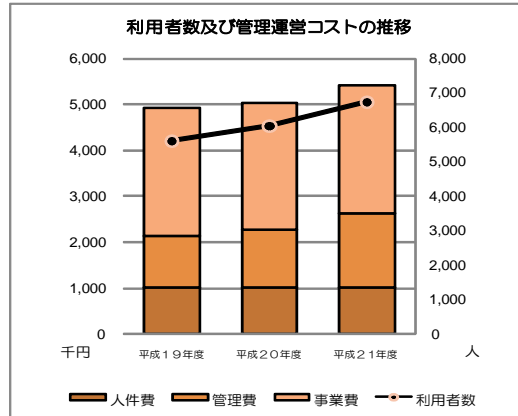
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	5,608	6,054	6,736

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	1,009,680	1,022,440	1,024,460
管理費	1,140,811	1,259,894	1,601,155
事業費	2,776,200	2,766,360	2,793,240
合計	4,926,691	5,048,694	5,418,855



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	879	834	804

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	2	0.62

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市開高健記念館	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市開高健記念館は利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった日数}}{\text{1年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 5】

施設名	茅ヶ崎市民ギャラリー		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	市民に美術作品の発表と鑑賞の場及び創作活動の場並びに講習会等の場を提供し、市民文化の向上に寄与するため			
所在地	元町1-1	設置年月日	平成4年6月1日	
休館日	(1)展示室及び創作室 ア 第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2)会議室 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後9時30分まで			
建物規模	敷地面積	465 m ²	延べ床面積	402 m ²
	会議室等の内容	展示室・創作室（A室・B室・C室）・会議室（A室・B室）		
施設の沿革	平成4年6月4日開館。建物は「ネスバ茅ヶ崎」と呼ばれる共同ビルで、1・2階が交番、店舗、3階～5階が茅ヶ崎市民ギャラリー、6階が店舗事務室などで構成された複合施設である。			

1 業務の履行状況

市民文化の向上に寄与するため運営と設備などの維持管理に努めている。（*建物全体の施設管理は用地管財課担当）市民窓口センターと併設しており、利用者の利便性と人件費削減のため、非常勤嘱託職員は市民課業務と兼務している。

2 サービス提供の状況

施設の目的である市民に美術作品の発表と鑑賞の場及び創作活動の場などの機会の提供している。毎月初日の予約開始日は、市民窓口センターへ来館する方々だけでなく、ギャラリーの予約手続き・支払いをする方々加わる。窓口が1箇所のため受付が混雑しており、改善に向けて施設予約システムの導入を検討している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度より市民ギャラリー全体の利用者数は減少傾向を示している。 展示室は毎月利用者のための抽選を必要とし、リピーターとして展示室を希望される団体が多いため、使用者の満足度は高いものと考えられる。創作室・会議室の稼働率は増加・横倍の数値を示しているため、1回あたりの利用人数が少ないものと考えられる。
【管理運営コスト】 平成19年度から20年度の増加分（約20万円）については、日額4700円が5000円へ非常勤嘱託職員報酬が増加したためである。平成20年度から21年度はほぼ同額を示している。引き続きコスト削減に努めている。
【使用料】 平成19年度から20年度の使用料は約27万円増加している。創作室の利用件数が増加していることから定期的に利用する団体が増加した可能性が考えられる。平成20年度から21年度についてはほぼ同額を示している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設予約システムの導入により利用者が公共端末またはインターネットを利用できるため、等しく予約の機会が保たれるよう配慮していく。
施設予約システム導入後は広く周知させることにより新規利用者の参入を促す。
また、展示室で開催される催し物についての広報活動を充実させ、利用率の向上を図っていく。

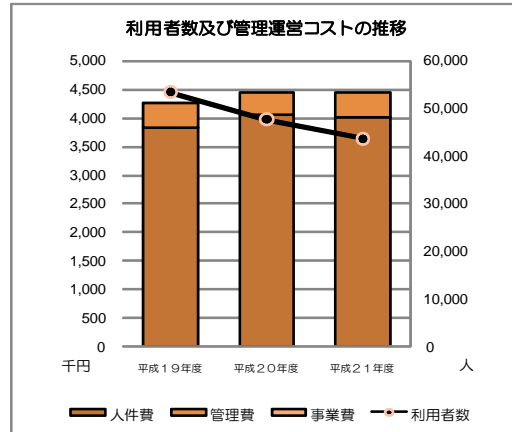
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	53,351	47,681	43,751

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	3,845,680	4,061,010	4,014,520
管理費	413,315	402,382	446,185
事業費	—	—	—
合計	4,258,995	4,463,392	4,460,705



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	3,396,590	3,667,385	3,605,465

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	16	17	20

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	4	2.00

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
展示室	82.20	78.40	74.90
創作室	36.20	38.70	38.70
会議室	49.30	47.40	48.90

※稼働率 =
$$\frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 6】

施設名	茅ヶ崎市女性センター		施設所管課	男女共同参画課
施設の設置目的	男女平等社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供することにより、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため			
所在地	新栄町12-12	設置年月日	平成10年3月1日	
休館日	日曜日、年末年始（12月28日から1月3日まで）			
開館時間	午前9時から午後9時（7月から9月までにあっては、午後9時30分）までとする。			
建物規模	敷地面積	1,339 m ²	延べ床面積	887 m ²
	会議室等の内容	大会議室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、和室、実習室		
施設の沿革	平成10年3月より設置。			

1 業務の履行状況

施設の目的である、男女平等社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供することにより、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため、市民が安心して利用できるように施設の維持管理に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、一部清掃業務等の委託業者とは定期的に情報更新及び意見交換の機会を設け、契約書に定める業務について相互の確認を行っている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎市女性センターを拠点として、ちがさき男女平等参画プランの目標に基づき、女性問題の解決の一助として相談事業を実施している。同様に、女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）への支援として啓発講座及び研修会を積極的に開催している。合わせて、講座等の開催時には子育て中の人が参加できるように託児を実施している。また、男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関わる情報を分かりやすく市民に提供するため、情報コーナーで最新の情報が掲載されている図書を購入したり、情報紙を発行して市内公共施設に配布したりすることで、サービス・施設の質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度から平成21年度まで、利用者数は概ね37,000人で推移している。
【管理運営コスト】 管理費が平成19年度と比較して平成20年度は増加している。これは、空調室外機の緊急修繕を実施したことによる。事業費が平成20年度と比較して平成21年度は増加している。これは、現状の男女平等意識についての確に把握し今後の計画の作成及び施策の資料とするため市民意識調査を実施したことによる。
【使用料】 平成21年度は使用料収入が減少している。これは、茅ヶ崎市役所本庁舎建て替えのため本庁舎の会議室が利用できなくなった茅ヶ崎市職員が茅ヶ崎市女性センターを利用していることが要因と考えられる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者ニーズの把握については要望箱を設置していたが、平成21年度に利用者を対象にアンケートを実施した。この結果を踏まえ、施設の整備及び利便性の向上などを検討する。また、関係課との講座の共催及び市内公共施設での講座の開催なども検討課題とし、一層の市民サービスを目指す。さらに、ホームページやチラシ配布など、より幅広い周知を行うことで利用率の向上を図っていく。

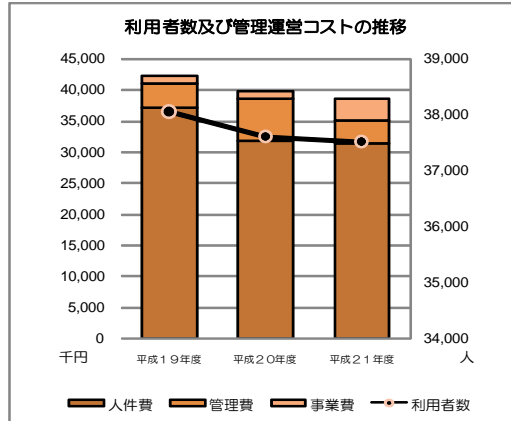
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	38,050	37,603	37,524

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	37,083,460	31,823,831	31,370,799
管理費	4,053,205	6,768,176	3,774,607
事業費	1,156,672	1,240,797	3,440,847
合計	42,293,337	39,832,804	38,586,253



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	464,240	456,820	362,806

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	1,099	1,047	1,019

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	6	6.17

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大会議室	82.85	85.23	82.73
第1会議室	67.75	66.12	61.23
第2会議室	55.59	57.44	60.26
第3会議室	65.04	61.13	55.70
和室	73.29	72.96	73.07
実習室	49.62	45.39	48.64

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 7-1 】

施設名	茅ヶ崎市立小和田保育園	施設所管課	保育課	
施設の設置目的	保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため			
所在地	松浪1-8-4	設置年月日	昭和41年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,669 m ²	延べ床面積	535 m ²
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和41年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。また、安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

通常の保育の他に、園庭開放、子育て相談、育児講座、のびのび広場、子育て情報の発信、育児サークル支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行っている。また、各保育士は保育の質の向上のため、通常業務の他に各種の研修に参加し、自己研鑽を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は、97人の児童(0歳児6人、1歳児12人、2歳児18人、3歳児19人、4歳児21人、5歳児21人)を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により多少変わることはあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成20年度は保育室等の改修工事があったため19年度より管理費が上がっている。また、21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料・工事請負費が含まれている。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成21年度の保育料収入は20年度に比べて増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	99	98	97

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	99,448,731	97,444,684	95,057,194
管理費	4,140,486	11,251,081	8,532,635
事業費	7,034,243	7,197,577	7,426,726
合計	110,623,460	115,893,342	111,016,555

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	30,613,010	29,335,200	29,419,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	808,186	883,246	841,206

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

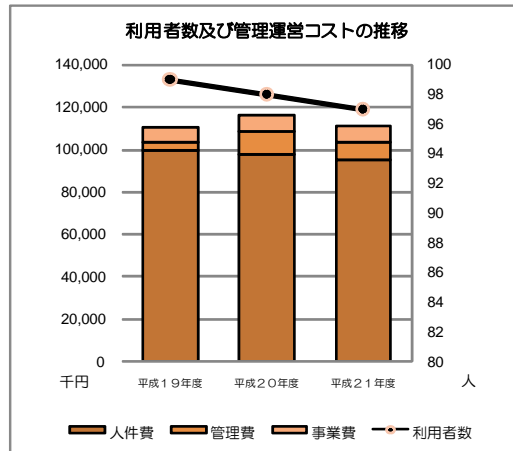
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	14	15	21.34

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市立小和田保育園	109.26%	108.33%	107.31%

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 = $\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 7-2】

施設名	茅ヶ崎市立浜見平保育園	施設所管課	保育課
施設の設置目的	保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため		
所在地	浜見平12-1	設置年月日	昭和42年5月1日
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで		
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。		
建物規模	敷地面積	2,422 m ²	延べ床面積
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭	
施設の沿革	昭和42年5月開設		

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

通常の保育の他に、園庭開放、子育て相談、育児講座、のびのび広場、子育て情報の発信、育児サークル支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行っている。また、各保育士は保育の質の向上のため、通常業務の他に各種の研修に参加し、自己研鑽を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は95人の児童(0歳児2人、1歳児11人、2歳児12人、3歳児18人、4歳児24人、5歳児28人)を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成19年度に園庭整備及び樹木管理にかかる委託料があったため、20年度の管理費が下がっている。また、21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料により、金額が上がっている。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成21年度の保育料収入は20年度とほぼ同額である。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

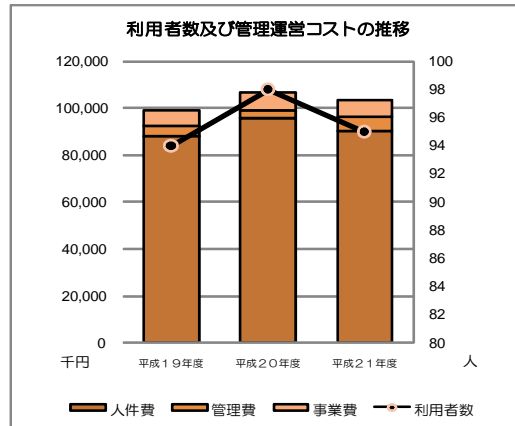
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	94	98	95

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	88,230,146	96,027,080	90,048,884
管理費	4,017,707	3,218,095	6,297,923
事業費	6,889,674	7,249,712	7,116,338
合計	99,137,527	106,494,887	103,463,145



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	20,686,420	23,178,250	23,232,030

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	834,586	850,170	844,538

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	13	10	17.62

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市立浜見平保育園	105.93%	107.41%	105.19%

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 =
$$\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$$

【施設番号 7-3】

施設名	茅ヶ崎市立鶴が台保育園	施設所管課	保育課	
施設の設置目的	保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため			
所在地	鶴が台10-8	設置年月日	昭和45年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,253 m ²	延べ床面積	478 m ²
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和45年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

通常の保育の他に、園庭開放、子育て相談、育児講座、のびのび広場、子育て情報の発信、育児サークル支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行っている。また、各保育士は保育の質の向上のため、通常業務の他に各種の研修に参加し、自己研鑽を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は106人の児童(0歳児4人、1歳児16人、2歳児16人、3歳児24人、4歳児20人、5歳児26人)を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により多少変わることはあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成20年度は日よけの設置工事があったため19年度より管理費が上がっている。また、21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料が含まれている。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成21年度の保育料収入は20年度に比べて増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

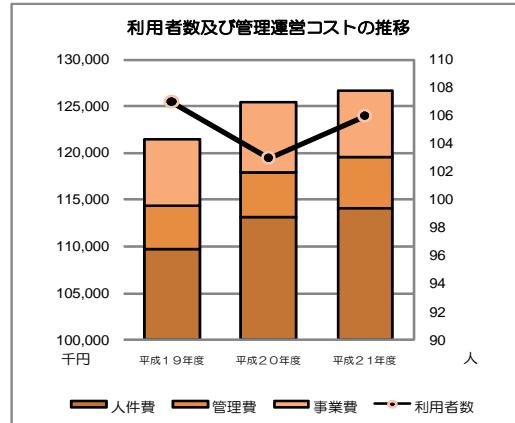
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	107	103	106

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	109,685,169	113,123,698	114,047,294
管理費	4,666,101	4,793,004	5,510,618
事業費	7,075,575	7,498,687	7,078,793
合計	121,426,845	125,415,389	126,636,705



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	24,704,750	22,473,400	24,211,815

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	903,945	999,437	966,273

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	14	12	21.07

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市立鶴が台保育園	118.15%	114.07%	116.11%

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 = $\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$

【施設番号 7-4 】

施設名	茅ヶ崎市立香川保育園		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため			
所在地	香川4-46-1	設置年月日	昭和47年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,142 m ²	延べ床面積	504 m ²
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和47年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

通常の保育の他に、園庭開放、子育て相談、育児講座、のびのび広場、子育て情報の発信、育児サークル支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行っている。また、各保育士は保育の質の向上のため、通常業務の他に各種の研修に参加し、自己研鑽を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

<p>【利用者数】 平成21年度は98人の児童（0歳児8人、1歳児20人、2歳児16人、3歳児15人、4歳児18人、5歳児21人）を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがある。</p>
<p>【管理運営コスト】 平成20年度はエアコン改修工事があったため19年度より管理費が上がっている。21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料・工事請負費が含まれている。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。</p>
<p>【使用料】 平成21年度の保育料収入は20年度に比べて増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。</p>

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

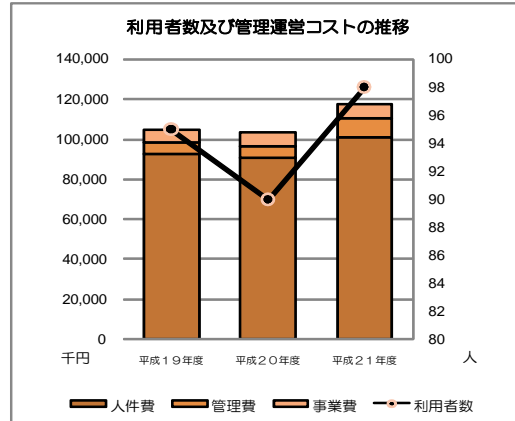
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	95	90	98

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	92,930,113	90,937,200	100,669,766
管理費	5,275,708	5,632,929	9,646,046
事業費	6,569,924	6,947,428	7,199,740
合計	104,775,745	103,517,557	117,515,552



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	25,283,750	24,617,550	30,134,422

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	836,758	876,667	891,644

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	14	15	23.44

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市立香川保育園	104.63%	101.30%	106.94%

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 =
$$\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$$

【施設番号 7-5】

施設名	茅ヶ崎市立浜須賀保育園	施設所管課	保育課	
施設の設置目的	保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため			
所在地	松が丘2-8-60	設置年月日	昭和53年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,624 m ²	延べ床面積	861 m ²
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和53年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

通常の保育の他に、園庭開放、子育て相談、育児講座、のびのび広場、子育て情報の発信、育児サークル支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行っている。また、各保育士は保育の質の向上のため、通常業務の他に各種の研修に参加し、自己研鑽を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は170人の児童(0歳児13人、1歳児25人、2歳児27人、3歳児32人、4歳児36人、5歳児37人)を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがある。
【管理運営コスト】 平成20年度は修繕が多く19年度より管理費が上がっている。21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料・工事請負費が含まれ、額が大幅に上がっている。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成21年度の保育料収入は20年度に比べて増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

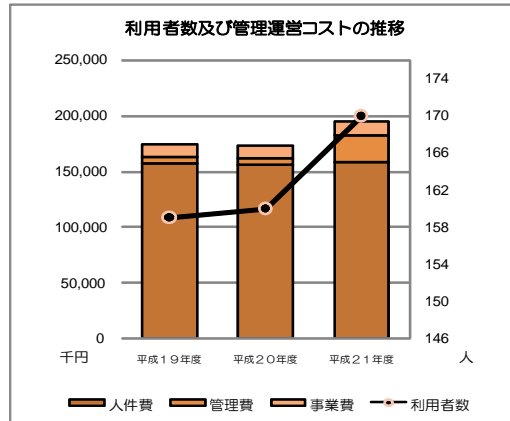
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	159	160	170

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	157,327,088	155,925,407	158,604,949
管理費	5,428,569	5,950,722	24,148,847
事業費	11,671,827	11,942,847	12,403,810
合計	174,427,484	173,818,976	195,157,606



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	42,016,700	40,300,150	44,284,290

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	832,772	834,493	887,490

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	23	21	33.43

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市立浜須賀保育園	104.72%	105.11%	109.28%

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 = $\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$

【施設番号 7-6】

施設名	茅ヶ崎市立室田保育園	施設所管課	保育課	
施設の設置目的	保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため			
所在地	室田1-3-13	設置年月日	昭和58年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,300 m ²	延べ床面積	490 m ²
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和58年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

通常の保育の他に、園庭開放、子育て相談、育児講座、のびのび広場、子育て情報の発信、育児サークル支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行っている。また、各保育士は保育の質の向上のため、通常業務の他に各種の研修に参加し、自己研鑽を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成21年度は70人の児童(0歳児3人、1歳児11人、2歳児12人、3歳児15人、4歳児16人、5歳児13人)を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがある。

【管理運営コスト】
平成20年度はトイレ改修や昇降機修繕があったため管理費が上がっている。21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料が含まれているが、全体額としては19年度を下回った。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

【使用料】
平成21年度の保育料収入は20年度とほぼ同額である。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持つて行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

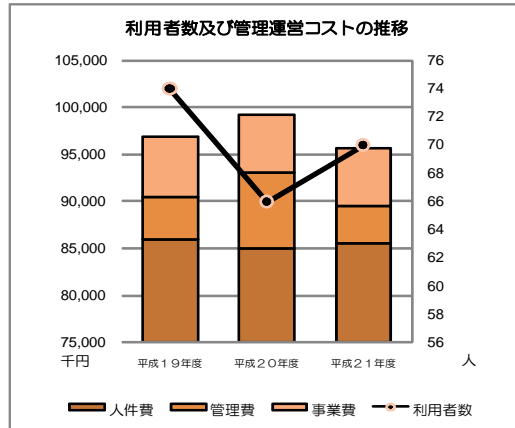
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	74	66	70

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	85,935,268	84,994,711	85,578,352
管理費	4,516,460	8,039,833	3,988,209
事業費	6,449,355	6,130,982	6,110,257
合計	96,901,083	99,165,526	95,676,818



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	19,346,290	16,691,300	16,685,150

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	1,048,038	1,249,609	1,128,452

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	12	15	18.39

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市立室田保育園	121.81%	113.89%	116.25%

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 =
$$\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$$

【施設番号 8-1 】

施設名	茅ヶ崎市営中海岸水泳プール	施設所管課	公園緑地課	
施設の設置目的	市民の誰もが気軽に健康づくりや体力づくりができる場の提供			
所在地	中海岸3-12986-22	設置年月日	昭和35年6月30日	
休館日	なし。 ただし、点検や天候により臨時休業の場合有り。			
開館時間	午前9時から午後5時			
建物規模	敷地面積	2,467 m ²	延べ床面積	114 m ²
	会議室等の内容	トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、ロッカールーム、受付室		
施設の沿革	昭和35年6月に開設。			

1 業務の履行状況

休止中のため未記載

2 サービス提供の状況

休止中のため未記載

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 休止中のため未記載
【管理運営コスト】 休止中のため未記載
【使用料】 休止中のため未記載

4 今後の業務改善に向けた考え方

休止中のため未記載

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	10,339	-	-

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	-	-	-
管理費	11,026,188	-	-
事業費	-	-	-
合計	11,026,188	-	-

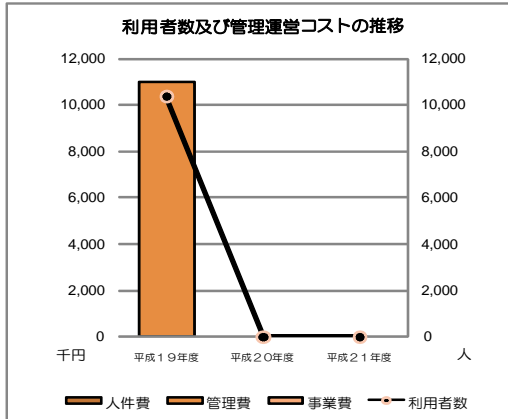
※短期間の運営のため人件費は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	1,280,600	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	943	-	-



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	-	-

※休止中のため未記載

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市営海岸水泳プール	100.00	-	-

※茅ヶ崎市営水泳プールは利用率とします。

※利用率 = $\frac{\text{利用期間中に利用があった日数}}{\text{利用期間中の利用可能な日数}}$

【施設番号 8-2】

施設名	茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール	施設所管課	公園緑地課	
施設の設置目的	市民の誰もが気軽に健康づくりや体力づくりができる場の提供			
所在地	浜須賀18-38	設置年月日	昭和40年3月30日	
休館日	なし。 ただし、点検や天候により臨時休業の場合有り。			
開館時間	午前9時から午後5時			
建物規模	敷地面積	2,850 m ²	延べ床面積	200 m ²
	会議室等の内容	トイレ、洗面所、給湯室、更衣室、シャワー室、ロッカールーム、救護室、受付室、従業員控室		
施設の沿革	昭和40年3月に開設。			

1 業務の履行状況

毎年7月と8月の2ヶ月間開場し、多くの市民の方々に利用していただいている。開設後45年が経過して経年劣化による施設の老朽化が目立つが、安全性を第一に、施設全般の補修や循環装置の維持、また最低限の美観の保持に努め、適正に維持管理を行っている。また、一部業務委託についても、委託業者と定期的な打合せの他、常時連携しながらの連絡体制を図り、トラブルや事故の回避に努めている。

2 サービス提供の状況

夜間の盗難の頻発から平成19年度に売店を閉鎖したが、平成21年度より茅ヶ崎市身体障害者福祉協会を通じて飲料やアイスクリームの自動販売機を設置、好評を得ている。また、オムツの取れない幼児については、衛生管理上プールへの入水を禁止しているが、幼児用の簡易プールの設置について検討中。さらに施設のにも椅子やテーブル等の増設を図ってきており、サービスの向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は、大人6,278人、小人6,360人、幼児3,129人で合計15,767人の利用があった。平成19年度及び平成20年度に比べ少ないが、プールについてはその年の天候に大きく左右されるため毎年の変動が大きく、比較が難しい。浜須賀プールについては、大人と小人の利用がほぼ同じ程度の割合で推移してきている。
【管理運営コスト】 平成19年度より工事等による閉場か所があり、開場したプールが異なるため比較が難しい。委託による運営費はほとんどが人件費であることから、最低賃金の上昇に合わせ一定の割合で推移していくが、維持管理費については施設がいずれも老朽化しているため、施設の状況に合わせた不測の費用が発生する場合がある。
【使用料】 料金は利用者数と同様、天候に大きく左右されるが、大人と小人の利用がほぼ同程度の割合で推移しているため、大きな変動はない。

4 今後の業務改善に向けた考え方

老朽化した施設について、管理棟建て替え及びプール本体の改修を、公共施設整備・再編計画に基づき、平成24年度から2ヶ年で実施予定となっているが、同時に施設全体の安全性や設備の充実を図っていく必要がある。ただ、施設規模から入場者数の大きな増加は見込めず、2ヶ月間だけの開場のための経費としても大きいため、小和田浜公園全体での通年施設として検討していくことも必要かと考える。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	17,363	19,357	15,767

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	-	-	-
管理費	16,539,281	16,115,156	15,383,889
事業費	-	-	-
合計	16,539,281	16,115,156	15,383,889

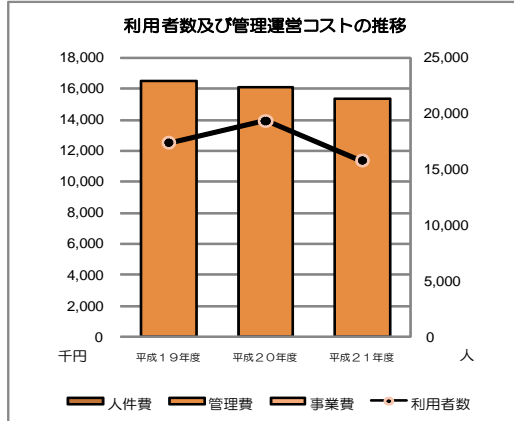
※短期間の運営のため人件費は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	1,732,420	1,927,510	1,513,750

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	853	733	880



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	16	16.00

※利用期間中の平均の常勤配置職員数を記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市営水泳プールは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{\text{利用期間中に利用があった日数}}{\text{利用期間中の利用可能な日数}}$$

【施設番号 8-3】

施設名	茅ヶ崎市営殿山水泳プール		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の誰もが気軽に健康づくりや体力づくりができる場の提供			
所在地	甘沼285-1	設置年月日	昭和45年7月1日	
休館日	なし。 ただし、点検や天候により臨時休業の場合有り。			
開館時間	午前9時から午後5時			
建物規模	敷地面積	2,149 m ²	延べ床面積	178 m ²
	会議室等の内容	トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、ロッカールーム、受付室、従業員控室		
施設の沿革	昭和45年7月に開設。			

1 業務の履行状況

毎年7月と8月の2ヶ月間開場し、多くの市民の方々に利用していただいている。開設後40年が経過して経年劣化による施設の老朽化が目立つが、安全性を第一に、施設全般の補修や循環装置の維持、また最低限の美観の保持に努め、適正に維持管理を行っている。また、一部業務委託についても、委託業者と定期的な打合せの他、常時連携しながらの連絡体制を図り、トラブルや事故の回避に努めている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎市身体障害者福祉協会を通じて売店や飲料の自動販売機を設置、プール利用者の多数を占める小中学生に好評を得ている。また、オムツの取れない幼児については、衛生管理上プールへの入水を禁止しているが、幼児用の簡易プールの設置について検討中。さらに施設のにも日除けや椅子、テーブル等の増設を図ってきており、サービスの向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は、大人2,115人、小人4,153人、幼児932人で合計7,200人の利用があった。平成19年度及び平成20年度に比べ少ないが、プールについてはその年の天候に大きく左右されるため毎年の変動が大きく、比較が難しい。殿山プールについては、小中学生を中心に小人の利用が圧倒的に多い。
【管理運営コスト】 平成19年度より工事等による閉場か所があり、開場したプールが異なるため比較が難しい。委託による運営費はほとんどが人件費であることから、最低賃金の上昇に合わせて一定の割合で推移していくが、維持管理費については施設がいずれも老朽化しているため、施設の状態に合わせた不測の費用が発生する場合がある。
【使用料】 料金は利用者数と同様、天候に大きく左右される。殿山プールは小人の利用が多いため、他のプールに比して収入は少なくなっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成20年度に行った擁壁改修工事により施設としての安全性は確保されたが、老朽化した施設の維持と安全性の確保及び設備の充実を継続的に図っていく必要がある。ただ、施設規模から入場者数の大きな増加は見込めず、2ヶ月間だけの開場のための経費としても大きいため、斜面地からの移転を含めて通年施設としての検討も必要かと考える。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	—	—	7,200

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	—	—	—
管理費	—	—	10,255,926
事業費	—	—	—
合計	—	—	10,255,926

※短期間の運営のため人件費は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	—	—	600,350

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	—	—	1,341

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

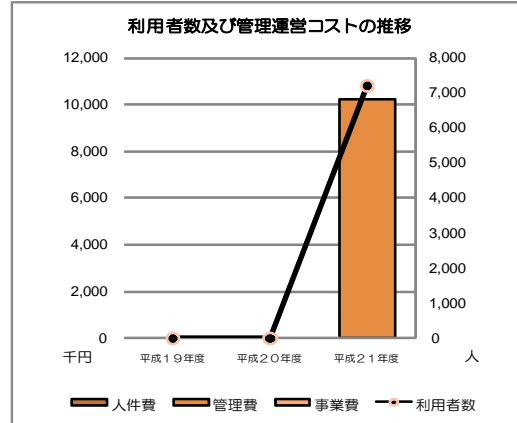
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	13	13.00

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市宮殿山水泳プール	—	—	100.00

※茅ヶ崎市宮水泳プールは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{\text{利用期間中に利用があった日数}}{\text{利用期間中の利用可能な日数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※利用期間中の平均の常勤配置職員数を記載しています。

【施設番号 9】

施設名	茅ヶ崎市氷室椿庭園		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸南3-2-41	設置年月日	平成3年10月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	2,130 m ²	延べ床面積	175 m ²
	会議室等の内容	雪月花の間、菊月の間		
施設の沿革	平成3年10月1日開園。			

1 業務の履行状況

本施設は、約250種ある椿のほか、松やバラなどの庭木を含め約1,300本におよぶ植栽があり、それらの植栽管理及び建物の維持管理に努めている。特に椿は、開花シーズンには市外からも見学者が訪れるほど人気があり、年間を通じて椿の管理を行っている。また、建物については、有料の和室の貸出業務に加え、日々の清掃、定期的な補修・修繕などを行っている。

2 サービス提供の状況

氷室椿庭園の由来や和室の利用方法を記したパンフレットと、約250種ある椿のうち代表種の特徴や庭園内の椿の配置を図示した椿マップを作成し、現地のほか観光案内所に設置、無料で配布している。また、2月～3月は椿の開花シーズンとなり来場者数が増えるため、開花シーズン前に松の剪定や建物修繕を行い、利用者へのサービス向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
和室の利用者数については、80名～100名程度で推移している。 一般来園者については、無料施設のため人数は不明であるが、椿のシーズンには多くの来園者でにぎわっている。
【管理運営コスト】
人件費については近年変動しておらず、施設維持費についても、光熱水費や肥料などの消耗品、警備や植栽管理に係る委託料などはほぼ同額で推移しているが、建物内の軽微な修繕等は職員が行うことによりコストダウンに努めている。
【使用料】
使用料は例年10,000円前後で推移していたが、21年度は地元商店会で行っていた「椿まつり」がなくなった為、使用料収入が落ちている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

昭和10年及び35年に建てられている建物は老朽化が進んでおり、継続的な修繕及び利用者の安全確保を図っていく必要がある。また、施設職員の高齢化が進んでいるため、業務に支障が出ないように引継を行っていく必要がある。

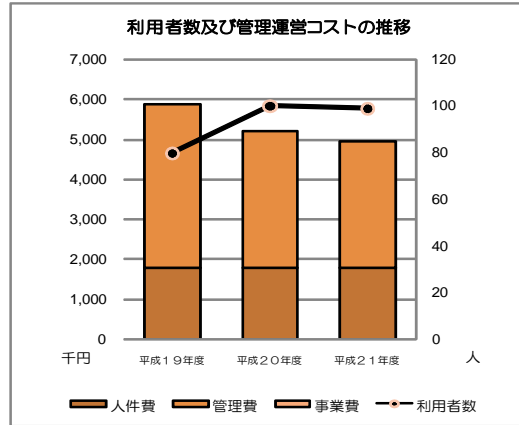
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	80	100	99

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	1,800,000	1,800,000	1,800,000
管理費	4,094,202	3,424,262	3,140,883
事業費	—	—	—
合計	5,894,202	5,224,262	4,940,883



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	9,900	15,200	8,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	73,554	52,091	49,820

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	1.18

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
雪月花の間・菊月の間	2.90	4.50	2.60

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10 】

施設名	茅ヶ崎市営住宅		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	別表10参照	設置年月日	別表10参照	
休館日	なし			
開館時間	—			
建物規模	敷地面積	別表10参照	延べ床面積	別表10参照
	会議室等の内容	別表10参照		
施設の沿革	別表10参照			

1 業務の履行状況

公営住宅法に基づく住宅として、住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定を図るため昭和20年代から建設を進め、平成13年度からは借上型市営住宅制度を導入して良質な住宅の整備を行っている。現在、昭和40年代に建設した老朽化の進むストック住宅について、入居者の居住性・安全性の向上が図られるよう改善事業を実施し、安全・安心な住まいの供給に努めている。

平成22年3月末現在、市内全域に8団地383戸の市営住宅を管理しており、このうち直接建設による市営住宅は5団地331戸、借上型市営住宅は3団地52戸となっている。また、直接建設の住宅のうち1団地15戸については高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）として整備されている。

平成21年度の借上型市営住宅整備事業については、新たに2団地27戸の建設が行われた。

ストック住宅の管理については、建物、設備等の法定点検、定期点検を実施し、必要な修繕を随時行ったほか、今後の市営住宅ストックの適切なマネジメントと長寿命化を進めるため、「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」を策定した。

2 サービス提供の状況

市営住宅の入居者募集については定期募集を実施しており、平成21年度の応募者は募集戸数29戸に対して198人（応募倍率約6.8倍）となり、平成19年度の136人、平成20年度の116人を上回る応募者数となった。

またストック住宅への管理については、漏水や玄関ドア、窓サッシ等の宅内緊急修繕への対応、また、受水槽ポンプや敷地内配水管等の共用部分への必要修繕など、約100件を超える修繕に対応した。

このほか平成22年度から「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づき計画を進めていくストック改善事業「給湯設備設置及び浴室ユニットバス化」のモデルルーム工事を市営香川住宅において実施した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

<p>【利用者数】</p> <p>平成21年3月末には管理総戸数383戸に対して、入居戸数は365戸、空家は18戸となっており、空家のうち14戸は建替予定住宅のため新規入居者募集を中止している政策空家であるが、残りの4戸は定期募集当選者及び補欠者の入居が決定している入居準備中空家で、平成21年中に入居が完了している。</p> <p>平成22年3月末には管理総戸数383戸に対して、入居戸数が361戸、空家は22戸となっており、空家のうち15戸は政策空家で、残りの7戸については、ストック改善事業のモデルルームとして利用する予定の工事住宅を除き、全戸が入居準備中空家となっており、市営住宅の需要は依然高い状況となっている。</p> <p>入居者総数は減少傾向にあり、空家数の変動以外に世帯人数の減少傾向が要因と考えられる。</p>
<p>【管理運営コスト】</p> <p>管理費のうち、建物、設備等の法定点検、定期点検に要する費用は概ね同額で推移している。</p> <p>また、維持補修にかかる費用（修繕料、工事請負費）については、工事内容や規模等により年度毎の増減幅が大きく、平成19年度には、香川住宅の屋上防水工事、高田住宅の住戸内手すり設置工事、菱沼住宅等のフェンス改修工事などを実施し、平成20年度には、今宿住宅の外壁改修のほか、香川住宅及び菱沼住宅の排水本管の改修等規模の大きな工事が重複したため費用が増大した。</p> <p>平成21年度には外壁改修、屋上防水等の大規模な計画修繕はなく、香川住宅における「給湯設備設置及び浴室ユニットバス化」のためのモデルルーム工事のみとなり、大幅な減額となった。</p>
<p>【使用料】</p> <p>平成19年度から平成20年度にかけては約100万円の減額、また、平成20年度から21年度にかけては約50万円の減額となっており、徴収率の向上が課題となっている。</p>

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成22年度からは「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化の進むストック住宅における入居者の居住性・安全性の向上が図られるよう、ストック改善事業を計画的に実施することで、維持修繕にかかる費用を平準化していくほか、借上型市営住宅による良質な住宅の整備を引き続き進め、住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定を図ることができるよう、良質な市営住宅の安定供給を目指していく。

資料

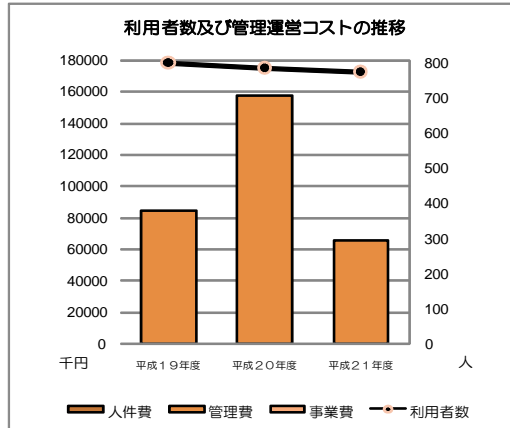
●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	802	787	776

※入居者総数を記載しています。

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	—	—	—
管理費	84,533,921	157,289,282	65,873,436
事業費	—	—	—
合計	84,533,921	157,289,282	65,873,436



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	84,388,530	83,134,584	82,645,313

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	181	94,225	-21,613

※使用料収入が上回っている場合は「-」の記載をしています。

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	—	—

※市営住宅には常勤職員がいないため記載していません。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市営住宅(香川住宅)	99.12%	97.30%	98.20%
茅ヶ崎市営住宅(高田住宅)	100.00%	99.10%	96.36%
茅ヶ崎市営住宅(菱沼住宅)	95.00%	100.00%	97.50%
茅ヶ崎市営住宅(今宿住宅)	97.50%	100.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅(松林住宅)	93.33%	100.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅(つつじハイム香川)	100.00%	100.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅(つつじハイム菱沼)	100.00%	100.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅(つつじハイム松林)	100.00%	100.00%	100.00%

※茅ヶ崎市営住宅は入居率とします。

$$\text{※入居率} = \frac{\text{実入居戸数}}{\text{入居可能な戸数}}$$

別表10 茅ヶ崎市営住宅の概要

施設名	香川住宅（1～7号棟）		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	香川1-14（1～4号棟） 香川1-13（5～7号棟）	設置年月日	【建設年度】 昭和41年、42年、52年、 53年度	
建物規模	敷地面積	7,033 m ²	延べ床面積	6,778 m ²
	会議室等の内容	簡易耐火構造（1～4号棟）3DK 24戸数 中層耐火構造（5～7号棟）3DK 94戸数 【共同施設等】集会所、児童遊園		
施設の沿革	昭和41年度管理開始			

施設名	高田住宅（1～17号棟）		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	高田2-14	設置年月日	【建設年度】 昭和42年、43年、44年度	
建物規模	敷地面積	7,780 m ²	延べ床面積	5,688 m ²
	会議室等の内容	簡易耐火構造（1～15号棟）3DK 78戸数 中層耐火構造（16号棟）3DK 20戸数 中層耐火構造（17号棟）2DK 20戸数 【共同施設等】児童遊園		
施設の沿革	昭和43年度管理開始			

施設名	菱沼住宅（1～2号棟）		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	菱沼2-12	設置年月日	【建設年度】 昭和45年度	
建物規模	敷地面積	1,940 m ²	延べ床面積	1,708 m ²
	会議室等の内容	中層耐火構造（1号棟）3DK 20戸数 中層耐火構造（2号棟）2DK 20戸数 【共同施設等】児童遊園		
施設の沿革	昭和46年度管理開始			

施設名	今宿住宅（1～2号棟）		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	今宿243-3	設置年月日	【建設年度】 昭和63年度、平成元年度	
建物規模	敷地面積	2,549 m ²	延べ床面積	2,707 m ²
	会議室等の内容	中層耐火構造（1～2号棟）3DK 40戸数 【共同施設等】児童遊園		
施設の沿革	平成元年度管理開始			

施設名	松林住宅		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	松林3-9-28	設置年月日	【建設年度】 平成10年度	
建物規模	敷地面積	1,341 m ²	延べ床面積	1,050 m ²
	会議室等の内容	中層耐火構造 1DK 9戸数 中層耐火構造 2DK 6戸数 【共同施設等】生活相談室兼団らん室		
施設の沿革	平成10年度管理開始			

施設名	つつじハイム香川		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	香川6-9-1	設置年月日	【建設年度】 平成14年度	
建物規模	敷地面積	1,395 m ²	延べ床面積	1,269 m ²
	会議室等の内容	中層耐火構造 1LDK 5戸数 中層耐火構造 2LDK 5戸数 中層耐火構造 3LDK 10戸数		
施設の沿革	平成15年度管理開始			

施設名	つつじハイム菱沼		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	菱沼2-11-26	設置年月日	【建設年度】 平成16年度	
建物規模	敷地面積	756 m ²	延べ床面積	1,292 m ²
	会議室等の内容	中層耐火構造 1DK 5戸数 中層耐火構造 2DK 5戸数 中層耐火構造 3LDK 10戸数		
施設の沿革	平成17年度管理開始			

施設名	つつじハイム松林		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	松林2-11-3	設置年月日	【建設年度】 平成18年度	
建物規模	敷地面積	1,022 m ²	延べ床面積	750 m ²
	会議室等の内容	中層耐火構造 1DK 3戸数 中層耐火構造 2DK 6戸数 中層耐火構造 3DK 3戸数		
施設の沿革	平成19年度管理開始			

【施設番号 11-1】

施設名	茅ヶ崎市立小和田公民館	施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実際に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。		
所在地	美住町6-20	設置年月日	昭和55年5月8日
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。		
開館時間	午前9時から午後9時までとする。		
建物規模	敷地面積	2,056 m ²	延べ床面積 686 m ²
	会議室等の内容	講義室、子ども室、実習室、学習室(1)、学習室(2)、和室 (別棟 なかよしルーム14.58m ² 、倉庫34.15m ²)	
施設の沿革	昭和55年5月8日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。		

1 業務の履行状況

社会教育施設として社会教育法第22条に規定されている事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供している。また、各公民館の中で、最も利用者が多く、昨年度は6万人以上の利用あり、多くの利用者が施設を安心して利用できるように適正な維持管理を行っている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新しい職員体制により公民館運営にあっている。公民館として機能が低下しないように、職員研修の充実、職員間の情報共有に努めている。主催事業においても現代的課題である認知症対策講座、環境問題など、生活に密着した身近なテーマの事業を展開して多くの参加があった。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】	利用者数は、年間6万人前後で推移しており、5館中一番高い利用率となっている。
【管理運営コスト】	平成21年度から新しい職員体制に移行したため、人件費が減少している。昭和55年5月に開館して30年が経過し、施設の老朽化が見られるため、次のように施設の維持管理のため工事を行っている。 ※平成21年度ガス管改修工事3,465,000円。
【使用料】	なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度から新しい職員体制に移行したが、利用者の方からは特に対応が悪くなった等の声も聞かれないが、今後も、様々な主催事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供していく。

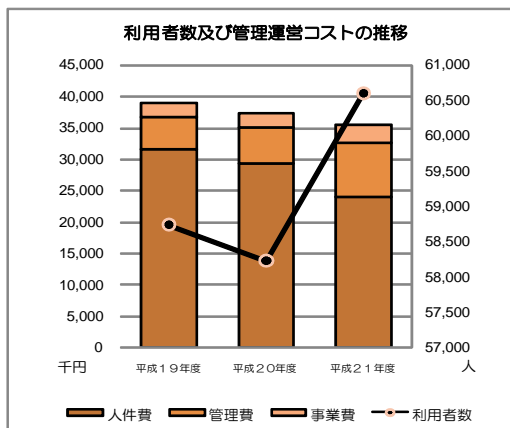
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	58,742	58,232	60,593

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	31,746,568	29,305,008	23,954,123
管理費	4,997,049	5,753,892	8,777,167
事業費	2,362,691	2,269,921	2,747,070
合計	39,106,308	37,328,821	35,478,360



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	666	641	586

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	7	5.51

※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
講義室	90.70	91.91	88.84
子ども室	52.17	53.10	53.53
学習室1	66.67	65.93	65.69
学習室2	71.34	69.99	68.13
和室	56.52	57.02	54.40
実習室	43.67	41.53	45.30

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$

【施設番号 11-2】

施設名	茅ヶ崎市立鶴嶺公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	萩園2028-55	設置年月日	昭和57年5月7日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,459 m ²	延べ床面積	784 m ²
	会議室等の内容	講義室、こども室、実習室、学習室(1)、学習室(2)、和室		
施設の沿革	昭和57年5月7日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

社会教育施設として社会教育法第22条に規定されている事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供している。また、施設を安心して利用できるように適正な維持管理を行っている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新しい職員体制により公民館運営にあたっている。公民館として機能が低下しないように、職員研修の充実、職員間の情報共有に努めている。主催事業としては、「公民館まつり」や子育て講座を初めとして、38事業を実施して地域交流の場や学習機会を提供するとともに、サークルの活動の場を提供している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、年間5万人前後で推移している。
【管理運営コスト】 平成21年度から新しい職員体制に移行したため、人件費が減少している。昭和57年5月に開館して28年経過し、施設の老朽化が見られるため、次のように施設の維持管理のため工事を行っている。 ※平成20年度外壁改修工事を実施8,925,000円 ※平成21年度調理実習ガステーブル交換工事2,884,192円
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度から新しい職員体制に移行したが、利用者の方からは特に対応が悪くなった等の声も聞かれないが、今後も、様々な主催事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供していく。

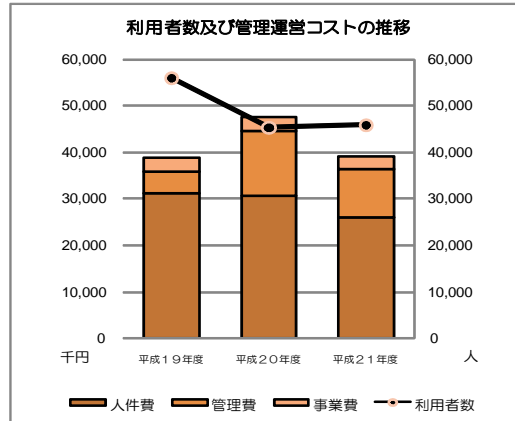
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	55,953	45,343	45,897

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	31,159,051	30,775,219	26,111,572
管理費	4,611,507	13,976,775	10,211,348
事業費	3,049,901	2,976,580	2,984,434
合計	38,820,459	47,728,574	39,307,354



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	694	1,053	856

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	7	5.51

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

※夜間管理臨時職員3名(毎日1名の輪番制勤務)を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
講義室	74.18	76.12	73.64
子ども室	45.15	43.36	43.70
学習室1	45.23	46.08	29.70
学習室2	54.63	54.74	44.38
和室	52.02	48.97	55.13
実習室	25.35	23.42	48.24

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$$

【施設番号 11-3】

施設名	茅ヶ崎市立松林公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	室田1-3-2	設置年月日	昭和58年5月6日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,500 m ²	延べ床面積	772 m ²
	会議室等の内容	講義室、保育室、実習室、第1会議室、第2会議室、和室		
施設の沿革	昭和58年5月6日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

社会教育施設として社会教育法22条に規定されている事業を開催し、学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場、地域交流の場を提供している。また、施設を安心して利用できるように適正な維持管理を行っている。施設の修繕工事や備品等不良による買い換えを計画的に行うことにより、地域公民館としての機能の維持は可能である。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により公民館運営にあっている。公民館としての機能が低下しないように、職員研修の充実や職員間の情報の共有に努めている。主催事業の情報提供に向け、事前の周知と共に、平成21年度11月から事業終了後事業風景を館内に掲示し好評を得ている。平成21年度においては利用者協議会と共催で、「利用者全体会」や夜間の「懇談会」を開き、計画的な施設修繕に向けての不具合箇所の聞き取りや、修繕予定箇所の説明を行い、スロープタイル修繕等13件とトイレの手すり取り付けを行い施設の質の向上に努めた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は年間5万5千人を前後している。
【管理運営コスト】 平成21年度から新しい職員体制に移行したため、人件費が減少している。昭和58年5月に開館し、27年が経過したため施設の老朽化がみられ、平成21年度は流用や充当で修繕等対応した。
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度から新たな職員体制に移行し、利用者アンケートを受けての公民館運営審議会委員の評価においては、特に対応が悪くなった等の声も聞かれなかった。しかしながら、今後は、社会教育施設として質の高い公民館事業の実施に向け、社会教育嘱託員の処遇改善や施設の適切な維持に努め、新総合計画・新教育基本計画に沿った公民館事業を展開を目指したい。

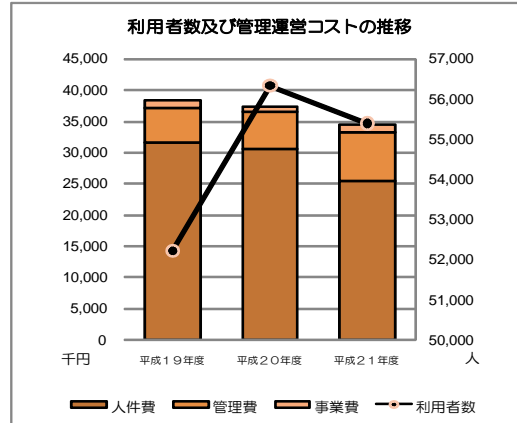
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	52,217	56,326	55,394

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	31,733,090	30,615,297	25,454,694
管理費	5,503,250	5,862,394	7,929,201
事業費	1,099,641	1,002,629	1,159,115
合計	38,335,981	37,480,320	34,543,010



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	734	665	624

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	7	5.51

※夜間管理臨時職員3名(毎日1名の輪番制勤務)を含めて記載しています

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
講義室	79.58	78.19	78.72
保育室	38.34	42.81	38.79
第1会議室	53.89	56.05	54.18
第2会議室	53.70	56.15	25.16
和室	42.40	44.74	58.90
実習室	21.65	24.21	45.41

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$$

【施設番号 11-4】

施設名	茅ヶ崎市立南湖公民館	施設所管課	社会教育課	
施設の設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	南湖6-15-1	設置年月日	昭和60年5月7日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,581 m ²	延べ床面積	759 m ²
	会議室等の内容	1階 講義室、保育室、ロビー、(図書室) 2階 学習室、会議室、和室、実習室		
施設の沿革	昭和60年5月7日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

公民館設置から25年が経過した施設を安心して利用できるように維持管理を行っている。公民館に求められている今日的、現代的課題への事業展開を積極的に実施し、地域のニーズ、住民のニーズを踏まえつつ、社会教育、子ども支援、子育て支援、健康・福祉、地域交流など幅広い事業展開の中から、地域住民の交流の場・地域生活活動を解決するための学習機会の提供を促進するよう努めている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により公民館運営にあっている。公民館活動事業として主に乳幼児、乳幼児の親子、小学校低学年、小学校高学年を対象とした子どもの健全な発達をめざす事業6事業、地域と子どもたちとの関わり、世帯間交流の促進などの地域交流を図る事業9事業、さまざまな現代的・今日的な課題を考える事業5事業、健康をキーワードに高齢者を対象にした事業や料理講座などの事業7事業、文学や経済などを学び自己表現による自分探しと文化に触れるきっかけづくりをめざす事業4事業など、施設の質の向上や公民館活動事業の充実に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 近隣に地域集会施設等が設置されたため全体的な利用者数は減少傾向である。団体・サークル等の利用者数は減少傾向にあるが、主催事業での参加者数は増加又は横ばい傾向にある。
【管理運営コスト】 平成21年度から新しい職員体制に移行したため、人件費が減少している。また、平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して施設整備事業を実施した。
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

地域の社会教育施設としての整備・充実を図りながら、大人と子どもの多様な学習機会の提供、家庭教育・幼児期の教育の支援、社会教育関係団体・学習グループの育成・支援、次世代育成のネットワークと学校・家庭・地域の連携支援などの育成・支援講座を実施し、学習成果を生かす場の提供や学習情報の提供を進めていく。

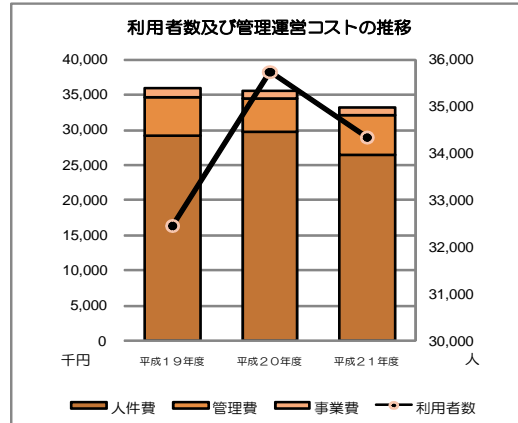
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	32,447	35,732	34,344

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	29,167,938	29,862,999	26,524,774
管理費	5,558,538	4,689,566	5,598,016
事業費	1,170,900	1,040,565	1,144,308
合計	35,897,376	35,593,130	33,267,098



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	1,106	996	969

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	7	5.51

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

※夜間管理臨時職員3名(毎日1名の輪番制勤務)を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
講義室	77.97	80.04	81.49
保育室	55.15	56.05	52.80
学習室	54.55	53.68	49.65
会議室	56.10	56.40	53.91
和室	37.15	36.79	32.71
実習室	17.27	17.97	16.94

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

$$\text{利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった時間数}}{\text{1年間の利用可能な時間数}}$$

【施設番号 11-5】

施設名	茅ヶ崎市立香川公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	香川1-11-1	設置年月日	平成元年5月12日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	2,085 m ²	延べ床面積	1,089 m ²
	会議室等の内容	講義室、保育室、集会室(大、中、小)、和室、調理実習室		
施設の沿革	平成元年5月12日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

社会教育施設としての公民館事業に支障が生じないよう、また、公民館を利用するサークル・団体が心地よく利用できるような、事務処理や施設管理に当たっている。平成元年の開館から20年以上が経過し、施設的に修繕の箇所が目立ってきている状況はあるが、安心・安全の確保を優先的に維持管理に努めている。また、利用者の団体である利用者懇談会による年に数回の館内清掃や、雑木林の手入れ作業など、利用者の協力を得ながら実施している。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により公民館運営にあたっている。公民館事業に欠かせない主催事業では、市民提案事業を採用し、市民ニーズに即した事業展開に心がけ実施をしている。公民館での学びを地域に還元する目的で、夏休みに実施された「夏休み自由広場」は香川公民館で活動するサークル・団体の協力で22年度は23事業が開催され、地域の子どもがサークル活動を楽しく体験でき、参加者からは好評を得ている。協力が得られないと実施は出来ないが、翌年も実施したい事業である。また、成人教育では、家庭教育、環境や福祉に関する事業など、現代的課題に関する事業を行うとともに、地域交流を目的に「公民館まつり」を実行委員会制で毎年実施をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度については前年度に比べ増加しているが、21年度の前年度比は減となっている。この年は新型インフルエンザが発生した年であり、利用者数に影響があったものと考えられる。
【管理運営コスト】
平成21年度から新しい職員体制に移行したため、人件費が減少している。
【使用料】
なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

引き続き施設の維持管理を進め、利用者が利用しやすい学びの場としての公民館を目指すとともに、社会教育法第20条の目的が達成出来るよう、自主事業等の充実を図っていく。

【社会教育法第20条】

(目的) 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

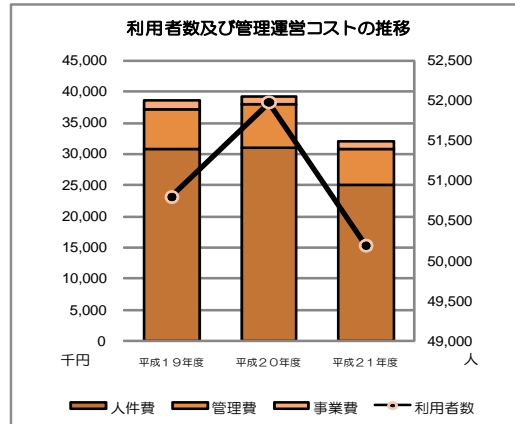
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	50,793	51,966	50,193

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	30,739,231	31,028,591	25,075,794
管理費	6,458,430	6,908,921	5,774,753
事業費	1,354,210	1,312,355	1,286,230
合計	38,551,871	39,249,867	32,136,777



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	759	755	640

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	7	5.51

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

※夜間管理臨時職員3名(毎日1名の輪番制勤務)を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
講義室	77.58	82.86	80.81
保育室	38.60	39.51	36.29
集会室 大	63.93	66.37	64.09
集会室 中	62.21	59.18	55.37
集会室 小	37.19	38.35	37.70
和室	43.19	44.74	41.80
調理実習室	28.15	30.92	25.46

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$$

【施設番号 12-1】

施設名	茅ヶ崎市文化資料館	施設所管課	社会教育課	
施設の設置目的	文化的又は自然誌的郷土の資料を調査し、収集し、研究し、保管し、及び展示することにより市民の郷土愛と郷土文化の向上を図るため。			
所在地	中海岸2-2-18	設置年月日	昭和46年7月1日	
休館日	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。(2) 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,000 m ²	延べ床面積	483 m ²
	会議室等の内容	事務室、収蔵庫、展示室(1階、2階)、講義室兼資料整理室		
施設の沿革	昭和46年7月から開館。			

1 業務の履行状況

文化資料館は、開館以来、本市の文化的または自然誌的郷土資料の調査・研究、収集・保管、教育・普及といった社会教育活動を市民の協力で進めている。これまでの活動で、茅ヶ崎を知るために欠かせない、植物・動物標本資料、民俗資料、考古資料、図書資料を合計約5万3千点を収蔵・保管し、展示やワークショップを通じて活用の促進を図っている。また、児童・生徒による利用も多く、学校教育への利用促進も図っている。

2 サービス提供の状況

市教育委員会による直営により、市民から寄贈された資料を適切に管理、保管し、また、市民と協力した継続的な調査や研究活動を行うことで、資料やまちの歴史・自然といった情報を蓄積が図られ、地域と密着した展示やワークショップといった社会教育活動を展開することができている。
学芸員資格を有する職員と社会教育嘱託員が、市民と協力し、自然観察会や民俗行事の再現、文化財めぐり、遺跡見学会などのワークショップを実施している。また、特別展の年1回の企画・開催、企画展の随時開催、展示替えなどを行い、収蔵資料の活用に努めている。小中学校の依頼に協力し、児童・生徒の総合的な学習の時間への対応や出前講座なども実施しているほか、出版社や他の博物館・美術館などへの資料の貸出・提供を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度の入館者数は、平成19年度までの増加傾向から一転し、減少した。その要因としては、企画展の開催数の減、小中学校での総合的な学習の時間の見直しによる団体利用の減少が考えられる。また、平成19年度に開催した特別展は多くの市民に共有されている「昭和30年代」をテーマにした展示であったため、数多くの来館者があったが、平成20年度の特別展は「国指定史跡 旧相模川橋脚」に特化したものであったため、来館者が限定されたことも理由として考えられる。ただし、平成14年度以降の推移からみると、増加傾向に依然ある。
【管理運営コスト】 平成19年度に比べ、平成20年度は減少している。経費の節減に努めているほか、展示や保管に要する経費を、作業方法の変更や職員による対応に変更することで節減しながらも、社会教育機能は維持した。
【使用料】 文化資料館は、入館無料であるため、使用料の発生なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

現在の文化資料館は、開館から39年の年月を経ており、展示設備の老朽化、展示・活動スペース不足、収蔵庫設備と収蔵スペース不足、駐車場がないこと、アクセス環境の悪さ、館内のバリアフリー化がなされていないことなどに起因する、社会教育機関としての機能が低下している。そのため、他地区へ移転し、機能拡充による再整備が必要である。

「公共施設整備再編計画」に基づき、現在の民俗資料館との一体的管理や下寺尾地区の史跡や周辺遺跡との連携を図るため、移転し再整備を行うことで、新たな時代に向けた社会教育機関づくりを進める。

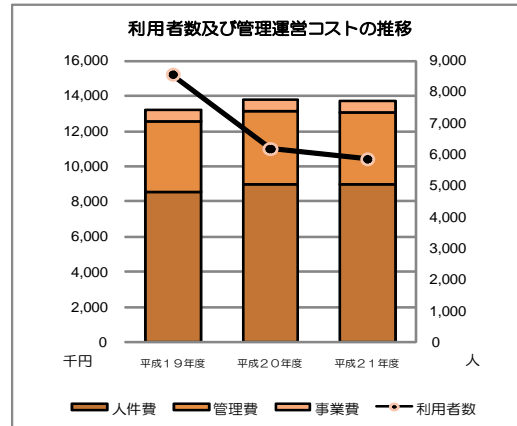
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	8,534	6,179	5,867

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	8,566,853	8,997,857	9,021,432
管理費	3,967,585	4,122,775	4,036,735
事業費	660,000	688,000	688,000
合計	13,194,438	13,808,632	13,746,167



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	1,546	2,235	2,343

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	4	2.86

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市文化資料館	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市文化資料館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 12-2 】

施設名	茅ヶ崎市民俗資料館（旧三橋家住宅）	施設所管課	社会教育課	
施設の設置目的	市指定重要文化財の保存と公開、活用のため			
所在地	堤4318	設置年月日	昭和47年6月1日	
休館日	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。(2) 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	955 m ²	延べ床面積	151 m ²
	会議室等の内容	ドマ、ヘーヤ、ザシキ（2部屋）、テー、ミソバヤ、ウマヤ		
施設の沿革	昭和46年3月に市重要文化財に指定、所有者より寄贈を受け、浄見寺境内に解体・移築。			

1 業務の履行状況

市重要文化財である旧三橋家住宅を、市民が見学できるよう、適正に管理し、保全することに努めている。

2 サービス提供の状況

旧三橋家住宅の開閉館、館内及び敷地の清掃、開館中の管理を委託し、市民が文化財を適正に見学できるよう努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
利用者数は増加傾向にある。ただ、浄見寺境内にあるため、見学時は境内を通って見学するため、場所が分かりにくく、行きにくいという課題がある。
【管理運営コスト】
借地料および管理委託費、保険料であり、平成19年度とほぼ同額で推移している。借地料が管理費の32.8%を占めている。また、現在の立地条件に起因し、土台部分の腐朽が認められているため、今後、文化財の適正な維持・管理のために必要な経費が発生することが考えられる。
【使用料】
無料

4 今後の業務改善に向けた考え方

現在の所在地は、湿気が多く、市指定重要文化財を保存する場所としては好ましくない環境にある。そのため、市民から寄贈された文化財を適正に管理し、次世代に継承するため、現在の所在地から解体・移築する必要性がある。計画的な保存計画の立案を行い、文化財保護審議会に諮りながら、計画づくりを推進していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	3,497	3,764	4,080

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	-	-	-
管理費	2,128,261	2,096,741	2,123,261
事業費	-	-	-
合計	2,128,261	2,096,741	2,123,261

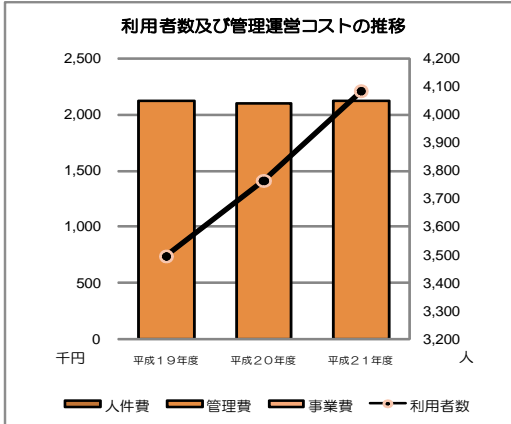
※人件費については茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	609	557	520



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	-	-

※茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市民俗資料館(旧三橋家住宅)	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市民俗資料館(旧三橋家住宅)は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 12-3】

施設名	茅ヶ崎市民俗資料館（旧和田家住宅）	施設所管課	社会教育課	
施設の設置目的	市指定重要文化財の保存と公開、活用のため			
所在地	堤3882	設置年月日	昭和60年4月18日	
休館日	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。(2) 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	3,991 m ²	延べ床面積	203 m ²
	会議室等の内容	ドマ、オトコベヤ、サンカク、ガイドコロ、チャノマ、ナガト、ナンド、ナカノマ、オクナンド、オクノマ、エンガワ		
施設の沿革	昭和57年に市重要文化財に指定、所有者より寄贈を受け、現在地に解体・移築する。			

1 業務の履行状況

市重要文化財である旧和田家住宅を、市民が見学できるよう、適正に管理し、保全することに努めている。

2 サービス提供の状況

旧和田家住宅の開閉館、館内及び敷地の清掃、開館中の管理を委託し、市民が文化財を適正に見学できるよう努めている。また、年中行事の再現などのワークショップの会場として年3回活用し、文化財の教育・普及を図っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度は茅葺屋根の葺き替え工事により4ヶ月間閉館したため来館者数が低いが、小学校や市民グループによる団体見学が増加しており、来館者数は増加傾向にある。
【管理運営コスト】 借地料および管理委託費、保険料であり、平成19年度とほぼ同額で推移している。特に借地料が管理費の66.6%を占めている。(平成19年度の葺き替え工事費は、管理コストに含まず)
【使用料】 無料

4 今後の業務改善に向けた考え方

当該敷地が、「公共施設整備再編計画」において文化資料館の移転候補地となっているため、旧三橋住宅と文化資料館を含めた一体的な管理と、周辺の自然や史跡といった文化財・都市資源と関連した活用の検討を推進する。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	6,490	10,732	11,307

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	-	-	-
管理費	6,128,554	6,084,034	6,103,554
事業費	-	-	-
合計	6,128,554	6,084,034	6,103,554

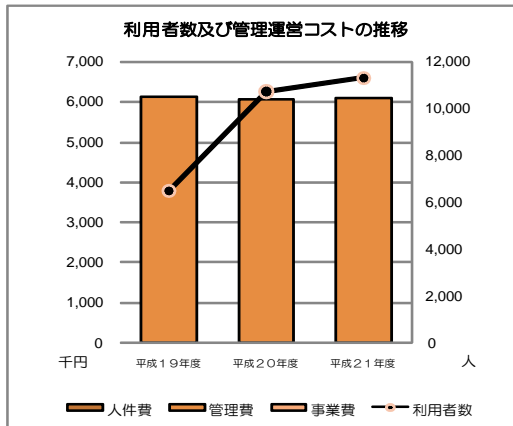
※人件費については茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	944	567	540



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	-	-	-

※茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市民俗資料館(旧和田家住宅)	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市民俗資料館(旧和田家住宅)は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 13-1】

施設名	茅ヶ崎市青少年会館	施設所管課	青少年課	
施設の設置目的	青少年活動を促進し、青少年の健全な育成を図る			
所在地	十間坂3-5-37	設置年月日	昭和59年5月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時まで			
建物規模	敷地面積	1,852 m ²	延べ床面積	2,092 m ²
	会議室等の内容	2F (ホール、音楽室、和室、クラブ室1、クラブ室2、クラブ室3) 1F (研修室、美工室、トレーニング室、ボランティアルーム)		
施設の沿革	昭和59年5月1日開館。			

1 業務の履行状況

青少年会館は、青少年が安心して余暇を過ごしたり、仲間との活動、また体づくりやレクリエーション、話し合いなどを通して仲間づくりや教養を高めるための施設であり、青少年グループや青少年関係団体をはじめ、一般団体等も気軽に利用できるように、施設の維持管理に努めている。また、毎年4月下旬～5月には、利用者説明会を開催し、前年度使用実績や新年度の主催事業スケジュールを伝えるほか、利用団体からの意見・要望を聞くことにより、なお一層魅力ある会館づくりに努めている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により運営している。各種団体への貸し館業務のほか、青少年事業、子ども事業、おやこ事業、交流事業、開放事業などの主催事業を年間を通して開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は、団体利用のほか、特に個人利用が大幅に伸びたため、前年度に比べ8、700人あまりの増加となった。
【管理運営コスト】 平成21年度から新しい職員体制に移行したため、人件費が減少している。また、管理経費の削減に努めたこともあって、前年度に比べ管理運営コストが大きく減少している。
【使用料】 減免団体の利用が多いことから使用料は横ばいの状況が続いている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

魅力ある事業を開催することにより、より多くの青少年の居場所づくりの提供を図っていきたい。

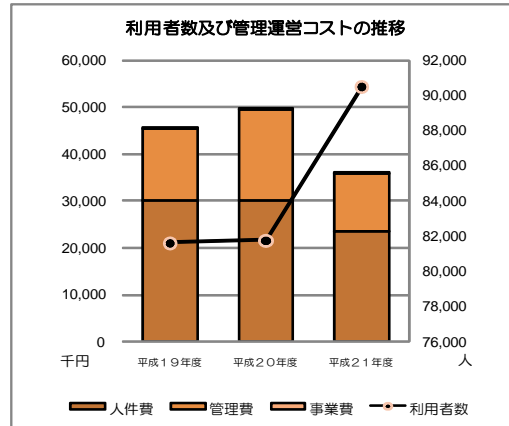
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	81,644	81,768	90,491

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	30,141,542	30,044,348	23,538,582
管理費	15,422,799	19,410,284	12,240,540
事業費	251,850	286,717	303,346
合計	45,816,191	49,741,349	36,082,468



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	1,409,660	1,298,996	1,297,978

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	544	592	384

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	7	5.59

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ボランティア室	84.53	83.55	97.29
研修室	62.75	60.13	62.21
美工室	95.86	92.81	95.66
トレーニング室	81.26	78.87	83.82
ホール	76.36	79.08	76.66
クラブ室1	49.35	49.24	47.77
クラブ室2	37.69	34.64	36.59
クラブ室3	19.83	15.80	19.11
音楽室	72.77	67.97	67.21
和室	30.61	31.59	33.01

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 13-2】

施設名	茅ヶ崎市海岸青少年会館	施設所管課	青少年課
施設の設置目的	青少年活動を促進し、青少年の健全な育成を図る		
所在地	中海岸3-3-10	設置年月日	昭和45年1月6日
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。		
開館時間	午前9時から午後9時まで		
建物規模	敷地面積	2,548 m ²	延べ床面積
	会議室等の内容	4F(集会室) 3F(会合室A・和室・音楽室) 2F(会合室B・会合室C・美術室・学習室) 1F(こどもコーナー・ロビー・〈事務室〉)	
施設の沿革	・昭和45年1月県施設として開館し、平成5年4月に県より委譲される。 ・建替えが「公共施設整備・再編計画」第1次整備プログラムの後期7年(平成26年度から32年度)に位置づけられる。		

1 業務の履行状況

地域の社会教育施設として、来館される多くの青少年を中心に、幼児・保護者・一般団体等市民に対して、安心して集える「学習の場」・「青少年の居場所」を提供するため、関係委託業者と契約仕様等を相互確認の上、会館を適正に維持管理している。また、学校教育以外における「学びの場」として、生涯学習の基礎づくりである体験学習や活動支援等の会館事業を実施している。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により運営している。設置目的である「青少年育成の支援」を達成するため、青少年団体等への施設貸出業務のほか、会館利用者・異学年・地域住民を対象とした「開放・交流事業」をはじめ「青少年事業」、「親子事業」、「音楽事業」と対象者や目的別に自主事業を開催し、青少年の「居場所」を提供している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成21年度は、前年度に比べて7,300人(平成20年度は11年ぶりに開催された会館祭の来館人数の影響：公共施設再編計画に伴う建て替え問題で、現会館での「最後の祭り」との思いが利用者や近隣住民にあったため増加となったと推測される)の減少となったが、5年期間での推移は多少の増加傾向にある。

【管理運営コスト】
平成21年度から新しい職員体制に移行したため、人件費が減少している。また、市全体の財政逼迫状況の影響により委託仕様の見直し等管理経費の削減に努め昨年度より大幅減となっている。

【使用料】
一般団体(有料)の利用の固定化の影響により数年間は横ばい状態である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

- ・ホームページの活用、更新に努め事業内容の周知徹底
- ・ボランティア登録制度の確立し自主事業への参加、支援。
- ・自主事業の充実(事業内容を精査しマンネリ化事業の見直し・新規事業の発掘)

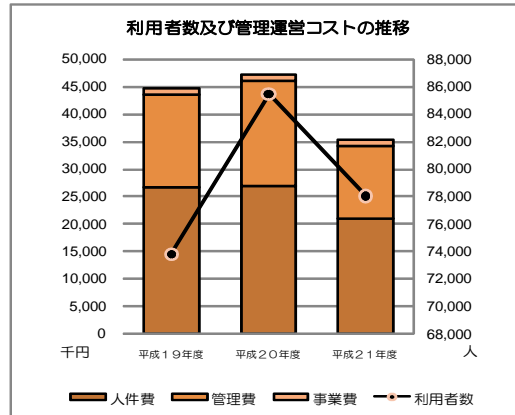
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	73,861	85,449	78,053

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	26,615,108	26,916,118	21,064,845
管理費	17,023,193	19,156,377	13,221,060
事業費	1,133,506	1,211,408	1,139,310
合計	44,771,807	47,283,903	35,425,215



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	1,310,100	1,083,400	1,130,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	588	541	439

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	7	5.59

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
集会室	80.61	91.18	91.07
音楽室	47.49	51.74	53.38
和室	29.52	31.70	25.93
会合室A	54.79	57.95	61.44
会合室B	48.15	40.41	37.15
会合室C	100.00	100.00	100.00
美術室	33.33	34.20	33.88

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 14-1】

施設名	茅ヶ崎市立図書館	施設所管課	図書館
施設の設置目的	図書館法に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置。		
所在地	東海岸北1-4-55	設置年月日	昭和58年7月7日
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。 ③資料整理日(第3木曜日)※開館する月もあり。 ④特別整理期間(5月中、1週間程度)		
開館時間	午前9時から午後7時(土・日・祝日は午後5時まで)		
建物規模	敷地面積	6,118 m ²	延べ床面積
	会議室等の内容	1階：開架室、新聞・雑誌コーナー、おはなし室 2階：資料相談室、読書室、展示ホール、会議室	
施設の沿革	昭和58年7月より開設		

1 業務の履行状況

図書資料を一般の利用に供し、講演会・映画会・展示会等を開催し、併せて図書資料の収集・整理・保管などを行う。また、利用者の図書資料に関する相談業務も行って、時事的な情報・資料を広く紹介している。また各図書館と連携し広く利用者の利便を図っている。図書館協議会は年4回、開催しており社会教育の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

図書資料の貸出・相談業務はもとより、各種自主事業等を開催してサービス向上を図っている。また、平成19年度は貸出点数の拡大、インターネット予約サービスの開始。平成20年度にはブックスタート開始。平成21年度にはDVD貸出開始、赤ちゃん向けおはなし会「おひざにだっこ」の開催など利用者に対するサービスが飛躍的に拡大している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度から20年度にかけては、微増であったが、平成20年度から21年度にかけてはインターネットによる予約の普及もあり、貸出利用者が増えてきている。この増加傾向は今後も続くものと思われる。
【管理運営コスト】 人件費・事業費については平成19年度以降、予約事業等、各種新規事業等の拡大に伴い、増加傾向にあるが、利用者からの要望を最大限反映した形となり、対費用効果は大きいと思われる。また、個々の職員がコスト意識をもち、支出減につとめている。管理費については平成21年度に老朽化施設の集中修繕を行ったため、支出増となった。
【使用料】 施設使用料はなし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の利便の向上を目的とした事業の拡大・新設の際に、いかにしてコストをかけずに事業を遂行させるかを主眼におく。またその際に既存サービスの低下を招かぬように努めていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	211,603	217,802	239,530

※分館を除く

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	120,401,043	105,633,355	117,345,122
管理費	61,924,774	65,018,638	78,906,731
事業費	28,898,655	28,182,722	29,278,624
合計	211,224,472	198,834,715	225,530,477

※分館を除く

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	998	913	942

※分館を除く

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	18	34	30.07

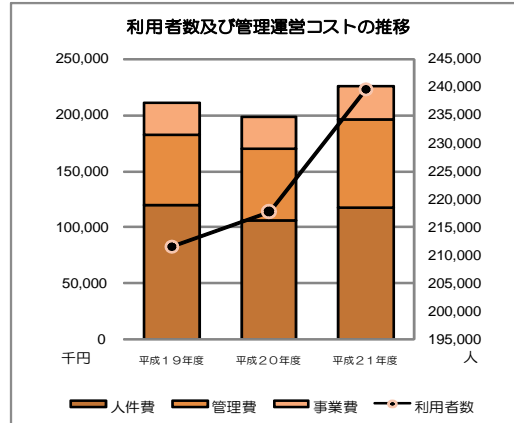
※分館を除く

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第1会議室	67.30	61.40	66.89
第2会議室	63.50	63.46	64.85
第3会議室	48.62	44.58	45.56
第4会議室	16.96	16.61	18.94

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 14-2】

施設名	茅ヶ崎市立図書館香川分館	施設所管課	図書館	
施設の設置目的	図書館法に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置。			
所在地	香川1-1-1	設置年月日	平成元年5月13日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。 ③資料整理日 ④特別整理期間			
開館時間	火曜日～木曜日：9時から17時まで(夏休み期間は18時まで)、金曜日：9時から19時まで、土・日曜日、休日：9時から17時まで			
建物規模	敷地面積	2,085 m ²	延べ床面積	250 m ²
	会議室等の内容	開架室、新聞・雑誌コーナー、おはなしコーナー		
施設の沿革	平成元年5月に茅ヶ崎市立図書館の2番館として開館。			

1 業務の履行状況

図書館法に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置されている図書館は、市内に本館と分館の2館が設置されている。香川分館では、貸出・返却・予約業務の他、単独で図書資料の収集、除籍、リクエスト、レファレンス業務を実施している。この他、えいが会やおはなし会、講演会などの自主事業なども実施し、地域の図書館として位置づけられつつある。

2 サービス提供の状況

資料の貸出・返却、レファレンスサービスはもとより、予約事業の充実により本館及び各分室、移動図書館で所蔵している蔵書が容易に入手することが出来、また、県内各市との相互貸借制度の運用により利用者の利便性が飛躍的に向上している。自主事業においても映画会やおはなし会、講座・講習会も多くの方が参加している。また、昨年実施したアンケート調査をもとに少ない予算の中、利用者に喜ばれるよう、更なるサービスの向上を目指している。今や、地域の図書館として定着していることが窺える。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度から20年度にかけては、微増であったが、平成20年度から21年度にかけてはインターネットによる予約の普及もあり、貸出利用者が増えてきている。この増加傾向は今後も続くものと思われる。
【管理運営コスト】 公民館との複合施設のため、一部公民館負担となる。人件費については、平成20年度以降予約事業等の大幅な増加に伴い増加傾向にあるが、極力抑制に努めている。一方、事業費についてはサービス低下を招かぬよう現状維持に努めている。
【使用料】 施設使用料はなし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度に実施したアンケート調査結果等から利用者のニーズを把握し、財政的に厳しい現状の中、利用者が少しでも満足して頂けるような工夫(今年度は本館の書庫にあり、分館に所蔵のない図書の分館書架への配架を実施し、好評を得ている)を行い、サービスの低下がないように努めている。また、好評を得ている事業については、回数を増やすなどの試みも始めている。

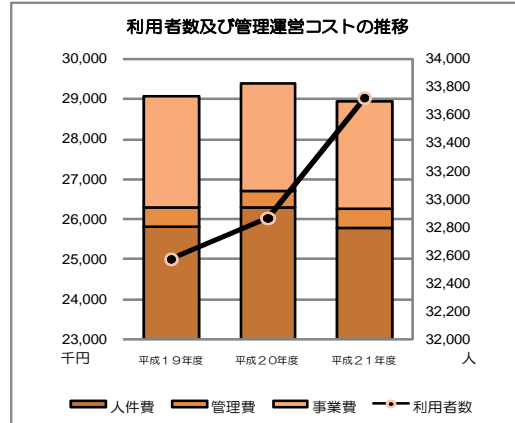
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者数	32,578	32,868	33,718

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	25,807,609	26,306,395	25,771,564
管理費	492,762	406,759	474,743
事業費	2,783,043	2,665,176	2,709,873
合計	29,083,414	29,378,330	28,956,180



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料	-	-	-

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コスト	893	894	859

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	3	4.08

※常勤職員換算後の人数は平成21年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
茅ヶ崎市立図書館香川分館	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市立図書館香川分館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$$

公の施設の管理運営状況に関する報告書【平成22年度版】

平成22年（2010年）11月発行 200部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部企画経営課企画経営担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp